

令和5年度

東京都中小企業制度融資要項
【3月15日改定版】

東京都産業労働局

令和5年度 東京都中小企業制度融資一覧①

融資メニュー	融資対象		融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は返済期間		融資利率(年率) [※]：責任共有型貸付対象となる場合の金利	保証人	物的担保	保証料補助	掲載 A~J			
	種目	略称		運転資金	設備資金								
政策課題 対応資金 (H T T・S D G S・D X・ 産業等)	DX・イノベーション育成支援融資(DX)	DX	別紙「(別紙1)令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧①」DXにおける融資対象(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1	11			
		働き方	別紙「(別紙1)令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧①」働き方における融資対象(1)から(16)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内			全事業者 3分の2 又は 2分の1	13			
		働き方・女性	働き方改革支援の融資対象であって、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、項目1から14全てを公表しているもの						上記より0.4%優遇	14			
		働き方・子企業	働き方改革支援の融資対象であって、東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っているもの						2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内	全事業者 2分の1	15
		働き方・子企業	働き方改革支援の融資対象であって、東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っているもの	全事業者 3分の2	16								
		働き方・子企業	働き方改革支援の融資対象であって、東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っているもの	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内			全事業者 2分の1	18			
	働き方・子企業	働き方改革支援の融資対象であって、東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っているもの	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内	全事業者 0.2%相当分			20				
金融機関提案	金融機関提案	中小企業が直面する課題や東京都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、支援する中小企業者又は組合(融資対象、融資条件は取扱金融機関ごとに設定)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定		金融機関所定							
一般的事業 運営資金	小規模事業融資(小)	小口 ファイナンス (国の全国統一保証制度)	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者(2ページ「2定義 小規模企業者」を参照)	2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	金融機関所定	原則として不要	[※]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動	22			
		小口支援特例	小口・支援	(1)又は(2)に該当すること (1)融資開始後、事業計画の進捗を毎月1年以内6か月以上複数回報告していること。 (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。						上記利率より0.4%優遇	22		
		小口つなぎ (国の全国統一保証制度)	小口つなぎ	(1)から(3)の全てを満たす小規模企業者 (1)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町村が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3)上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	500万円 (同)	2年以内			-	固定1.9%以内又は変動	24		
	事業一般・小規模特別	事業・小企	中小企業者又は組合	中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定	新規の保証を含めた保証の合計額が6千万円超の場合は原則必要		27		
		受注対応特例	事業・受注	確定した受注(取引先から商品・サービスの発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	-				27		
		経営者保証 非提供促進型 (事業一般)	経営者保証 非提供促進型	(国の全国統一保証制度) 国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。	8,000万円(同) <対象となる保証毎に設定 (一般、SA(4号)又は15号 以上) >	10年以内 (1年以内)	-				29		
		プロパー借換 (経営者保証非提供促進型) (事業一般)	プロパー借換保	(国の全国統一保証制度) 国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。	2億8,000万円 (4億8,000万円) (ただし経営者保証を提供 していないプロパー融資残高 の範囲内)	10年以内 (1年以内)	-				30		
		小口つなぎ (事業一般)	事業つなぎ	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町村が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	700万円 (同)	2年以内	-				31		
		補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	東京都産業労働局(商工部、観光部、雇用就業部)、公益財団法人東京都中小企業振興公社、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、公益財団法人東京観光財団、公益財団法人東京観光公社財団又は中小企業庁所管の補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内 (1年以内)	-			固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	必要となる場合がある	32	
		繰上返済特例	繰上返済	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)引続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2)ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの。	1億円 (2億円)	2年以内	-			金融機関所定		33	
組合向け	組	事業協同組合等	(2億円) (毎1組員 3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動	経営資金の適合 代表理事及び 転貸先代表者	信用保証なし の場合 必要に応じて 保証	34				
官公需価格特例	組・官公需	「官公需価格組合」としての証明を受けている組合				上記より0.1%優遇			34				
新事業 展開資金	創業融資 (創業)	創業	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1)事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの (2)創業した日から5年未満である 中小企業者又は組合 (3)東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 【創業経営者保証不要型(略称:創業経保)】(国の全国統一保証制度) スタートアップ創出促進保証制度要綱に定める要件に該当すること。	3,500万円 (創業経保を除く)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	金融機関所定	必要となる場合がある	原則として不要	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	37		
		創業支援特例	創業・支援	創業の融資対象であって、(1)又は(2)に該当するもの (1)産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 (2)商工会補助・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。							固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動	必要となる場合がある	37
		先進的創業特例	創業・先進	創業の融資対象であって、別紙「(別紙2)令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②」先進的創業特例における融資対象(1)から(13)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	8,000万円 (同)	10年以内 (2年以内)				10年以内 (1年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	必要となる場合がある	37
	販路開拓融資 (販路)	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者	2億8,000万円	10年以内 (2年以内)	10年以内 (1年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	必要となる場合がある	原則として不要	小規模企業者 2分の1	43	
		ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	【ビジネスチャンス・ナビ型(略称:ナビA)】 ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録している中小企業者又は組合 【ビジネスチャンス・ナビB型(略称:ナビB)】 ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビに掲載された人材・調達案件を受注した中小企業者又は組合	2,000万円 (同)	10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動			新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	-	45
設備融資 (設備)	設備投資	設備投資	【設備投資(略称:設備投資)】 事業の展開に必要な設備(機械・装置、工具・器具、備品等)の導入、増強、改良、補修等(テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・ロボットの活用した設備の導入を含む。)、又は建物の改修、建築等(新築化、リノベーションを含む。))を行う中小企業者	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 (1年以内)	-	固定1.7%以内~1.8%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~1.6%以内又は変動	必要となる場合がある		45			
	企業立地促進	設備立地	【企業立地促進(略称:立地促進)】 引続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	-	固定1.7%以内~2.4%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動		全事業者 3分の2	48			
経営強化融資 (強化)	経営強化	強化	【強化認定(略称:強化認定)】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	-	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	原則必要		51			
	強化認定 革新特例	強化認定・革新	経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。 (経営強化認定(略称:強化認定)の融資対象者のみ利用可能)				上記より0.2%優遇	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1	51			
チャレンジ融資 (チャレンジ)	チャレンジ	チャレンジ	(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定・認証・登録を受けて実施する事業を行うこと。 (2)東京都等の認定後の交付決定を受けた事業を行うこと。 (3)令和5年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと。	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	-	固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動		-	54			

令和5年度 東京都中小企業制度融資一覧②

融資メニュー	融資対象		融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は設置期間		融資利率(年率) 固定:固定金利、変動:変動金利 [*]:責任共有制度対象外となる場合の金利	保証人	物的担保	保証料補助	掲載 A*→*	
	種目	略称		運転資金	設備資金						
新たな事業展開資金	事業承継融資 (承継)	承継	【事業承継一般(略称:承継一般)】 (1)から(4)のいずれかに該当する中小企業者並びに(1)若しくは(2)のいずれかに該当する組合 (1)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、引渡の実行に取り組むこと。 (2)事業承継した日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (3)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 (4)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者 3分の2	58	
			【事業承継経営者保証不要型(略称:承継特保)】(国の全国統一保証制度) (1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと。 (3)アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること、イ EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること、ウ 法人・個人との分離がなされていること、エ 返済遅れしている借入金が無いこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内			全事業者 3分の2 又は 0.2%相当分	58	
			【事業承継個人融資型(略称:承継個人)】 (1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、「中小企業者の会社要件」及び「代表者個人要件」を満たすこと。 (2)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」を満たすこと。	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.4%以内 [*]固定1.5%以内~2.2%以内			全事業者 3分の2	58	
	【事業承継支援特別(略称:承継・支援)】 (1)又は(2)に該当するもの(ただし、事業承継個人型(2)は本特別の適用範囲外) (1)地域特種化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は前日商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。 (2)公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	事業承継の各融資対象と同様	上記より0.2%優遇	事業承継の各融資対象と同様	58					
M&Aつなぎ	承継M&A	M&Aにより事業承継に取り組む中小企業者(ただし、売却前段階で廃業を前提としている場合は含まない)	2,500万円	3年以内	固定1.7%以内 [*]固定1.5%以内			全事業者 3分の2	64		
経営安定融資 (経営)	経営セーフ	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合(2ページの「2定義 セーフティネット保証」を参照)	2億8,000万円 (4億8,000万円)						67	
	経営一般	経営一般	(1)から(7)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 (3)売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 (4)金融機関からの借入金の前年同期比10%以上減少していること。 (5)倒産等企業に事業上の影響を有していること。 (6)災害により事業活動に影響を受けていること。 (7)東京都知事が指定するもの。(アスベスト対策)	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内			小規模企業者 2分の1	69	
	経営改善	経営改善	【改善支援(略称:改善支援)】 保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都による支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けた中小企業者又は組合 【改善サポート(略称:部改サポート)】(国の全国統一保証制度) 国の「事業再生計画実施関連保証(感染症対応)」制度要綱(部)に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む。)に定める要件に該当する中小企業者又は組合 【フェニックス金融支援パッケージ(略称:フェニックス)】 「改善サポート(国の全国統一保証制度)」の要件を満たした上で、コロナ関連融資の融資残高があること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)	固定1.7%以内~2.4%以内 [*]固定1.5%以内~2.2%以内			全事業者に対し、 事業者負担が0.2~ 0.65% になるよう国が補助 額が補助 (事業者負担なし)	71	
借換融資 (借換)	特別借換	特別借換	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。	既往の保証付融資残高 及び事業計画策定 に必要な資金の範囲内 (同)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定				76	
再生支援融資 (再生)	企業再生	企業再生	【再生法的整理(略称:再生法的整理)】 民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年を経過しておらず、かつその計画を完遂していない中小企業者又は組合 【再生私的整理(略称:再生私的整理)】 中小企業活性化協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又は組合	2億円 (同)	10年以内 (1年以内)	金融機関所定			小規模企業者 2分の1	78	
災害復旧資金融資 (災)	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合	原則として一災害 8,000万円(同) <災害毎に設定>	原則として10年以内 (1年以内) <災害毎に設定>	固定1.7%以内 [*]固定1.5%以内	必要となる場合がある		全事業者 全額	81	
経営の安定化資金	危機対応	危機	(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定を受けたこと。 (2)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	[*]固定1.5%以内~2.0%以内			全事業者 2分の1	83	
	事業転換・業態転換等 支援融資 (事業・業態転換)	事業・業態 転換	事業・業態 転換	事業転換・業態転換事業計画書(省エネルギーに向けた取組を記載していること)を策定している中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内			全事業者3分の2	85
		事業転換・ 業態転換 特例	事業・業態 転換特例	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の「テレワーク東武ルール」実践企業宣言を行っていること。 (2)「DX・イノベーション・産業育成支援融資」の融資対象を満たしていること。			上記より0.4%優遇				85
新型コロナウイルス 感染症対応融資 (伴走)	伴走全国 (国の全国統一 保証制度)	伴走全国	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)アからカのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 ウ 最近1か月の売上高が前年同月比で5%以上減少していること。 エ 最近1か月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 オ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 カ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。	1億円(同)	10年以内 (5年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内			全事業者に対し、 事業者負担が 0.2~1.6% になるよう国が補助	88	
	伴走対応	伴走対応	(1)から(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)申込み時点で既に伴走全国等の利用残高がある(本件と同時に融資実行する場合を含む。)こと。 (3)アからカのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 ウ 最近1か月の売上高が前年同月比で5%以上減少していること。 エ 最近1か月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 オ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 カ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。	1億8,000万円 (3億8,000万円)	10年以内 (5年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内			小規模企業者2分の1	91	
新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資(コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等)	新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資	コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等	(1)及び(2)又は(3)及び(4)に該当する中小企業者又は組合 (1)「借換対象コロナ融資」の融資残高があること。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 (3)ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 (4)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ※「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応融資(コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資(令和3年3月31日までに保証申込受付、令和3年5月31日までに融資実行されているもの)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)	固定1.7%以内~2.4%以内 [*]固定1.5%以内~2.2%以内			全事業者5分の4 又は3分の2 (小規模企業者は 5分の4又は4分の3)	94	

(別紙1) 令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧①

融資メニュー		融資対象						
種目	略称	No.	事業名/取組名	実施事項	必要書類	所管		
DX・イノベーション・産業育成支援融資(DX)	DX	(1)	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト	当該事業に採択されている	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクトの補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課		
		(2)	5Gによる工場のスマート化事業	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	5Gによる工場のスマート化事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	東京都産業労働局商工部創業支援課		
		(3)	ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)	当該事業を受講修了している	ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)の修了時に発行される修了証書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(4)	成長産業分野の海外展示会出展支援事業	当該事業を利用している	成長産業分野の海外展示会出展支援事業の採択決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課		
		(5)	次世代イノベーション創出プロジェクト2020助成事業	当該事業に採択されている	次世代イノベーション創出プロジェクト2020の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(6)	革新的事業展開設備投資支援事業	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	革新的事業展開設備投資支援事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(7)	医療機器産業参入促進助成事業	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	医療機器産業参入促進助成事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(8)	「新しい日常」対応型サービス創出支援事業	当該事業の支援を受けている	「新しい日常」対応型サービス創出支援事業のハンズオン支援に係る支援決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(9)	中小企業組合新戦略支援事業(団体向け)	当該事業の一般支援で情報化推進の取組に対して交付決定を受けている	中小企業組合新戦略支援事業(団体向け)助成金交付決定通知書の写し及び交付申請書の写し	東京都中小企業団体中央会		
		(10)	中小企業サイバーセキュリティ向上支援	当該事業のセキュリティ向上支援を受けている	中小企業サイバーセキュリティ向上支援のセキュリティ向上支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))※	東京都産業労働局商工部経営支援課		
		(11)	中小企業サイバーセキュリティ対策継続支援	当該事業のサイバーセキュリティ対策継続支援を受けている	中小企業サイバーセキュリティ対策継続支援のサイバーセキュリティ対策継続支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))※	東京都産業労働局商工部経営支援課		
		(12)	海外オンライン展示会等出展支援	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	海外オンライン展示会等出展支援への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(採択決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(13)	越境EC出品支援	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	越境EC出品支援への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(採択決定通知・不採択通知等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(14)	生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業	当該事業の支援を受けている	「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」のデジタル技術アドバイザー派遣決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(15)	中小企業デジタルツール導入促進支援事業	当該事業を利用している	中小企業デジタルツール導入促進支援事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(16)	ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業	当該事業で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けている	ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部経営支援課		
		(17)	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(18)	GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)	当該事業の事業化プログラム採択者である	GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)の事業化プログラム採択者であることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部創業支援課		
		(19)	TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレプレナー支援事業)	当該事業のアクセラレーションプログラム採択者である	TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレプレナー支援事業)のアクセラレーションプログラム採択者であることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部創業支援課		
		(20)	TOKYO戦略的イノベーション促進事業	当該事業に採択されている	TOKYO戦略的イノベーション促進事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(21)	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業	当該事業に採択されている	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課		
		(22)	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業	当該事業に採択されている	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(23)	中小企業SDGs経営推進事業	当該事業のSDGs経営のハンズオン支援を受けている	中小企業SDGs経営推進事業のハンズオン支援に係る支援証明書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(24)	スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業	当該事業のスマートサービス実装促進事業者による支援を受けている	スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業で支援を受けていることが確認できる書類(適格要件確認通知の写し)	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課		
		(25)	キングサーモンプロジェクト	当該事業に採択されている	キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類(公共調達の認定通知の写し)	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課		
		(26)	TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業	当該事業を利用している	TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(27)	販路開拓におけるDXサポート事業	当該事業の支援を受けている	「販路開拓におけるDXサポート事業ハンズオン支援の決定について」の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(28)	企業変革に向けたDX推進支援事業	当該事業の支援を受けている	「企業変革に向けたDX推進支援事業」の(仮称)DX推進アドバイザー派遣決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(29)	スタートアップを活用したリスティングによる中小企業デジタル化支援	当該事業の支援を受けている	「スタートアップを活用したリスティングによる中小企業デジタル化支援」の支援を受けていることが確認できる書類(申込・ヒアリング後の(仮称)支援方針決定通知書等の写し)	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(30)	都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業	当該事業の支援を受けている	「都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業」の支援を受けていることが確認できる書類(「デジタルツール導入に向けた簡易的な提案書」の写し)	東京都産業労働局商工部経営支援課		
		(31)	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業	当該事業に採択されている	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課		
		働き方改革支援	働き方	(1)	テレワーク課題解決コンサルティング	当該事業の支援を受け、テレワークに取り組んでいる	支援終了後に発行される「テレワーク課題解決コンサルティング結果報告書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
				(2)	テレワーク導入ハンズオン支援事業	当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる	支給決定通知書の写し(但し、助成金を活用しない企業については、コンサルティング支援終了後に発行される「テレワーク導入ハンズオンコンサルティング結果報告書」の写し)	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
(3)	テレワーク定着促進フォローアップ事業			当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(4)	テレワーク促進事業(テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース)、テレワーク定着促進助成金を含む)			当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(5)	TOKYO働き方改革宣言企業			当該事業の承認を令和2年度以降に受け、働き方改革に取り組んでいる	東京都のウェブサイトに掲載されていない場合、「承認決定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(6)	時差Biz			当該事業に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいる	東京都のウェブサイトの時差Biz参加企業一覧ページの写し(申込者が時差Biz参加企業として登録されていることが確認できる箇所のみ可)	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課		
(7)	家庭と仕事の両立支援推進企業			当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいる	「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイト(家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できるページ)の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(8)	TOKYOパパ育児促進企業			当該事業に取り組んでいる	男性育児取得達成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(9)	働きやすい職場環境づくり推進奨励金			当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(10)	ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業			当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(11)	働くパパママ育児応援奨励金(ママコース・パパコース)			当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(12)	働くパパママ育児応援奨励金(パパと協力!ママコース)			当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(13)	働くパパママ育児応援奨励金(もつとパパコース)			当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(14)	正規雇用等転換安定化支援助成金			「結婚・育児支援加算」又は「賃上げ加算」の支給決定を受けている	決定通知書の写し(但し、結婚・育児支援加算又は賃上げ加算の支給決定を受けていること。)	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(15)	魅力ある職場づくり推進奨励金			当該事業の助成を受け、エンゲージメント向上に向けた職場づくりの推進に取り組んでいる	「支給決定兼支給額の確定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(16)	育業中スキルアップ支援事業			東京都の「育業中スキルアップ支援事業」に取り組んでいる	「交付決定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
(17)	女性活躍推進特例			女性の活躍推進に関する取組を行っていること。	女性の活躍推進企業データベースのウェブサイトの公表企業一覧ページの写し(申込者が女性の活躍推進企業データベースに登録しており、項目1から14まで全てを公表していることが確認できる箇所のみ可)	厚労省		
(18)	テレワーク東京ルール実践企業宣言特例			東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っている	テレワーク東京ルール実践企業宣言の宣言証(テレワーク推進リーダー設置済表示入り)の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課		
ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャル	(1)	認定NPO法人、特例認定NPO法人の認定を取得している		認定NPO法人又は特例認定NPO法人として決定された際に、所管庁から発行された通知書の写し	東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課		
		(2)	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第11条第1項に規定するソーシャルファーム(事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業)の認証又は予備認証を取得している		「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第11条第1項に基づくソーシャルファームの認証又は予備認証を取得していることが確認できる資料(東京都認証ソーシャルファーム認証書の写し)	東京都産業労働局雇用就業部就業推進課		
		(1)	BCP実践促進助成事業	当該事業を利用している	BCP実践促進助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(2)	BCP策定コンサルティング	当該事業にてBCPを策定している	事業継続計画(BCP)の策定・実施に係る支援内容証明申請書(様式8)	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
		(3)	-	BCPの策定・実施に係る商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会による支援を受けBCPを策定している	事業継続計画(BCP)の策定・実施に係る支援内容証明申請書(様式8)	商工会議所/商工会/東京都中小企業団体中央会		
		(4)	サイバーセキュリティ対策促進助成事業	当該事業を利用している	サイバーセキュリティ対策促進助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
キヨクリンサイバースイッチ	BCP・サイバ	(5)	SECURITY ACTION	SECURITY ACTIONの2段階目(★★二つ星)の「宣言済み」である	SECURITY ACTION(★★)のロゴマーク使用の手続きが完了した旨のPAからのメールの写し	独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)		
		(6)	中小企業サイバーセキュリティ対策強化サポート	当該事業の支援を受けている	東京都の「中小企業サイバーセキュリティ対策強化サポート」のサイバーセキュリティ対策強化支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式8))	東京都産業労働局商工部経営支援課		

(別紙2) 令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②

融資メニュー	融資対象		No.	事業名/取組名	実施事項	必要書類	所管
	細目	略称					
社会課題解決融資(社会課題)	HTT・ゼロエミッション支援	HTT・ゼロエミ	(1)	地球温暖化対策報告書制度	当該事業の報告書を提出しており、報告書の内容が東京都環境局のウェブサイト公表されている	東京都環境局の地球温暖化対策報告書制度のウェブサイト報告書の内容を公表していることが確認できるページの写し	東京都環境局気候変動対策部総量削減課
			(2)	地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業	当該事業で省エネ対策サポート事業者として登録された事業者の省エネコンサルティングを利用している	省エネ対策サポート事業者との間で締結した省エネコンサルティングに係る契約書等の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
			(3)	ISO14001/エコアクション21	ISO14001やエコアクション21の認定を取得している	ISO14001やエコアクション21の認証、登録証等の写し	環境省
			(4)	LED照明等節電促進助成事業	当該事業を利用している	「LED照明等節電促進助成金」の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(5)	ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業	当該事業で「戦略・ロードマップ」を策定し確認を受けている	公益財団法人東京都中小企業振興公社の確認を受けた「戦略・ロードマップ」の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(6)	原油価格高騰等対策支援事業	当該事業を利用している	原油価格高騰等対策支援事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(7)	原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業	当該事業を利用している	原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(8)	スタートアップピッチイベント「UPGRADE with TOKYO」(第23回・第24回・第25回:テーマはHTT)	当該事業の登壇社である	東京都のウェブサイト「UPGRADE with TOKYO(第23回・第24回・第25回)」のピッチイベント登壇スタートアップとして掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
			(9)	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(製品開発助成)	当該事業(製品開発助成)の交付決定を受けている	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(製品開発助成)の交付決定を受けていることが確認できる書類(交付決定通知書の写し)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(10)	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(販路拡大助成)	当該事業(販路拡大助成)の交付決定を受けている	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(販路拡大助成)の交付決定を受けていることが確認できる書類(交付決定通知書の写し)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(11)	中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業	当該事業を利用している	中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
			(12)	ZEV普及促進事業	当該事業を利用している	【EV/PHV】 電気自動車等の普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【FCV】 燃料電池自動車等の促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【電動バイク】 電動バイクの普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【EV/PHV外部給電器】 電気自動車等の普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【FCV外部給電器】 燃料電池自動車等の促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
			(13)	燃料電池バス導入促進事業	当該事業を利用している	燃料電池バス導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(14)	EVバス・EVトラック導入促進事業	当該事業を利用している	EVバス・EVトラック導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(15)	カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業	当該事業を利用している	カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(16)	ZEVトラック早期実装化事業	当該事業を利用している	ZEVトラック早期実装化事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(17)	充電設備普及促進事業	当該事業を利用している	充電設備普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(18)	水素ステーション設備等導入促進事業	当該事業を利用している	水素ステーション設備整備、運営事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(19)	再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業	当該事業を利用している	再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(20)	水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業	当該事業を利用している	水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(21)	再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業	当該事業を利用している	再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
			(22)	地産地消型再エネ増強プロジェクト	当該事業を利用している	地産地消型再エネ増強プロジェクトにおける助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
			(23)	製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業	当該事業を利用している	製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
			(24)	中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業	当該事業を利用している	中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
			(25)	オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定支援事業	当該事業を利用している	オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定支援事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
			(26)	バイオ燃料活用における事業化促進支援事業	当該事業を利用している	バイオ燃料活用における事業化促進支援事業助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
			(27)	ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業	当該事業を利用している	ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
			(28)	環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業	当該事業を利用している	環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
			(29)	島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業	当該事業を利用している	島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
			(30)	企業の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業	当該事業を利用している	企業の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
			(31)	ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業	当該事業を利用している	ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
			(32)	ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業	当該事業を利用している	ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(33)	グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業	当該事業を利用している	グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(34)	燃料電池フォークリフト実装支援事業	当該事業を利用している	燃料電池フォークリフト実装支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(35)	新エネルギー推進に係る技術開発支援事業	当該事業を利用している	新エネルギー推進に係る技術開発支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
			(36)	中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業	当該事業を利用している	中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業の支援対象事業者選定に係る公募結果通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
			(37)	HTT取組推進宣言企業	東京都の「HTT取組推進宣言企業」の登録を受けている	HTT取組推進宣言企業の登録証の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
			(38)	-	東京都知事がゼロエミッションに資する取組として、別に指定するもの	-	東京都
創業融資(創業)	創業融資(先進的創業特例)	創業・先進	(1)	中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業	当該事業を利用し、CO2排出削減目標を達成している	中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業における設備投資補助の助成金額確定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
			(1)	X-HUB TOKYO(スタートアップ・グローバル交流HUB事業)	当該事業の支援を受けている	東京都のウェブサイト「X-HUB TOKYO」の採択企業として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
			(2)	DX社会実装プロジェクト～DX Startup Pitch～(スタートアップによるデジタルトランスフォーメーション(DX)社会実装事業)	当該事業の支援を受けている	東京都のウェブサイト「DX社会実装プロジェクト～DX Startup Pitch～」のピッチイベント登壇スタートアップとして掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
			(3)	先端医療機器アクセラレーションプロジェクト(AMDAP)	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「先端医療機器アクセラレーションプロジェクト(AMDAP)」の採択事業者として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
			(4)	東京ベイeSGプロジェクト	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「東京ベイeSGプロジェクト」の代表・構成事業者として掲載されていることが確認できるページの写し又は交付決定通知書の写し	東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課
			(5)	スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業	当該事業のスマートサービス実装促進事業者による支援を受けている	スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業で支援を受けていることが確認できる書類(適格要件確認通知書の写し)	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課
			(6)	キングサーモンプロジェクト	当該事業に採択されている	キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類(公共調達の認定通知書の写し)	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課
			(7)	対話型課題解決プロジェクト	当該事業の都政現場において協働プロジェクトを実施している	対話型課題解決プロジェクトにおける協働プロジェクト実施に係る協定書の写し	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課
			(8)	TOKYO戦略的イノベーション促進事業	当該事業に採択されている	TOKYO戦略的イノベーション促進事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
			(9)	スタートアップ知的財産支援事業	当該事業に採択されている	スタートアップ知的財産支援事業のハンズオン支援決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
			(10)	次世代イノベーション創出プロジェクト2020	当該事業に採択されている	次世代イノベーション創出プロジェクト2020の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
			(11)	新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業	当該事業に採択されている	新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
			(12)	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業	当該事業に採択されている	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
(13)	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト	当該事業に採択されている	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクトの補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課			

目次

第1 総則	P1
第2 政策課題対応資金（HTT・SDGs・DX・育業等）	
1 DX・イノベ・産業育成支援融資（略称：DX）	P11
一 DX・イノベ・産業育成支援（略称：DX）	
二 手続	
2 社会課題解決融資（略称：社会課題）	P13
一 働き方改革支援（略称：働き方）	
二 ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援（略称：ソーシャル）	
三 HTT・ゼロエミッション支援（略称：HTT・ゼロエミ）	
四 BCP・サイバーセキュリティ対策支援（略称：BCPサイバ）	
五 手続	
3 金融機関提案融資（略称：金融提案）	P20
一 金融機関提案（略称：金融提案）	
二 手続	
第3 一般的な事業運営資金	
1 小規模事業融資（略称：小）	P22
一 小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】（略称：小口）	
二 クイックつなぎ（小口）【小口零細企業保証制度】（略称：小口つなぎ）	
三 手続	
2 一般事業融資（略称：事業）	P27
一 事業一般・小規模特別（略称：事業・小企）	
二 経営者保証非提供促進型（事業一般）（略称：経保非提供促進）	
三 プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（事業一般）（略称：プロパー経保）	
四 クイックつなぎ（事業一般）（略称：事業つなぎ）	
五 補助金・助成金つなぎ（略称：助成つなぎ）	
六 極度枠設定（略称：極度）	
七 組合向け（略称：組）	
八 手続	

第4 新たな事業展開資金

- | | |
|------------------------|-----|
| 1 創業融資（略称：創業） | P37 |
| 一 創業（略称：創業） | |
| 二 手続 | |
| 2 販路開拓融資（略称：販路） | P43 |
| 一 海外展開支援（略称：海外展開） | |
| 二 ビジネスチャンス・ナビ（略称：ナビ） | |
| 三 手続 | |
| 3 設備融資（略称：設備） | P48 |
| 一 設備投資・企業立地促進（略称：設備立地） | |
| 二 手続 | |
| 4 経営強化融資（略称：強化） | P51 |
| 一 経営強化（略称：強化） | |
| 二 手続 | |
| 5 チャレンジ融資（略称：チャレンジ） | P54 |
| 一 チャレンジ（略称：チャレンジ） | |
| 二 手続 | |
| 6 事業承継融資（略称：承継） | P58 |
| 一 事業承継（略称：承継） | |
| 二 M&A つなぎ（略称：承継 M&A） | |
| 三 手続 | |

第5 経営の安定化資金

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 経営安定融資（略称：経営） | P67 |
| 一 経営セーフ（略称：経営セーフ） | |
| 二 経営一般（略称：経営一般） | |
| 三 経営改善（略称：経営改善） | |
| 四 手続 | |
| 2 借換融資（略称：借換） | P76 |
| 一 特別借換（略称：特別借換） | |

二 手続	
3 再生支援融資（略称：再生）	P78
一 企業再生（略称：企業再生）	
二 手続	
4 災害復旧資金融資（略称：災）	P81
一 災害復旧（略称：災）	
二 手続	
5 危機対応融資（略称：危機）	P83
一 危機対応（略称：危機対応）	
二 手続	
6 事業転換・業態転換等支援融資（略称：事業・業態転換）	P85
一 事業転換・業態転換（略称：事業・業態転換）	
二 手続	
7 新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走）	P88
一 伴走全国（略称：伴走全国）	
二 伴走対応（略称：伴走対応）	
三 手続	
8 新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資 P94 （略称：コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等）	
一 新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資 （略称：コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等）	
二 手続	
附則	P97
参考資料	P98
様式集	P110

令和5年度東京都中小企業制度融資要項【3月15日改定版】

第1 総則

1 目的

この要項は、都内の中小企業者及び組合に対し、事業の活性化及び経営の安定化など事業に必要な資金を融資し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 定義

この要項における用語の定義は、次の表のとおりとする。

用語	定義																														
信用保険法	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）をいう。																														
中小企業者	<p>信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第1号、第2号、第5号及び第6号に定める法人並びに同項第1号及び第2号に定める個人事業者であって、次の表のいずれかに該当するものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金^{※1}</th> <th>従業員数^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等^{※2}</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td> ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） </td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下^{※3}</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業^{※4}</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業、情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅行業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下^{※3}</td> </tr> <tr> <td>医療法人等^{※5}</td> <td>（条件なし）</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p> ^{※1} 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人は資本金の要件を適用しない。 ^{※2} 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。 〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など ^{※3} 特定非営利活動法人の場合、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下。 ^{※4} 飲食業を含む。 ^{※5} 医業を主たる事業とする法人 ○対象となる法人の例 ・会社（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社並びに土業法人である監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人） ・医業を主たる事業とする法人（医療法人並びに医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人） ・特定非営利活動法人 </p>	業種	資本金 ^{※1}	従業員数 ^{※1}	製造業等 ^{※2}	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 ^{※3}	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業 ^{※4}	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅行業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^{※3}	医療法人等 ^{※5}	（条件なし）	300人以下
業種	資本金 ^{※1}	従業員数 ^{※1}																													
製造業等 ^{※2}	3億円以下	300人以下																													
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 ^{※3}																													
卸売業	1億円以下	100人以下																													
小売業 ^{※4}	5,000万円以下	50人以下																													
サービス業	5,000万円以下	100人以下																													
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																													
旅行業	3億円以下	300人以下																													
旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^{※3}																													
医療法人等 ^{※5}	（条件なし）	300人以下																													

組合	<p>信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第3号、第4号及び第7号から第11号までに定める組合をいう。</p> <p>○対象となる組合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合等 																		
小規模企業者	<p>信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であって、次の(1)又は(2)に該当するものをいう。</p> <p>(1) 法人(組合を除く。)又は個人事業者</p> <p>次の表のいずれかに該当するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 業 等^{※1}</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>卸 売 業</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>小 売 業^{※2}</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サ ー ビ ス 業</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td> ソフトウェア業、情報処理サービス業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td> 旅行業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td> 宿泊業、娯楽業</td> <td>20人以下 ^{※3}</td> </tr> <tr> <td>医 療 法 人 等^{※4}</td> <td>20人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業・飲食業及びサービス業以外の業種をいう。 〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など</p> <p>※2 飲食業を含む。</p> <p>※3 特定非営利活動法人の場合、宿泊業及び娯楽業は従業員数5人以下。</p> <p>※4 医業を主たる事業とする法人</p> <p>(2) 組合</p> <p>事業協同小組合、企業組合及び協業組合</p>	業 種	従業員数	製 造 業 等 ^{※1}	20人以下	卸 売 業	5人以下	小 売 業 ^{※2}	5人以下	サ ー ビ ス 業	5人以下	ソフトウェア業、情報処理サービス業	20人以下	旅行業	20人以下	宿泊業、娯楽業	20人以下 ^{※3}	医 療 法 人 等 ^{※4}	20人以下
業 種	従業員数																		
製 造 業 等 ^{※1}	20人以下																		
卸 売 業	5人以下																		
小 売 業 ^{※2}	5人以下																		
サ ー ビ ス 業	5人以下																		
ソフトウェア業、情報処理サービス業	20人以下																		
旅行業	20人以下																		
宿泊業、娯楽業	20人以下 ^{※3}																		
医 療 法 人 等 ^{※4}	20人以下																		
指定金融機関	総則の8(7ページ)で定める東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関をいう。																		
保証協会	東京信用保証協会をいう。																		
あっせん機関	総則の5(5~6ページ)で定める融資申込受付機関のうち指定金融機関及び保証協会以外のものをいう。																		
一般保証	保証協会の保証のうち保証協会が「一般保険に係る保証」として取り扱うものをいう。																		
特例保証	保証協会の保証のうち保証協会が「保険特例に係る保証」として取り扱うものをいう。																		
セーフティネット保証	<p>信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証をいう。なお、セーフティネット保証を利用する場合、中小企業者及び組合は、信用保険法第2条第5項第1号から第8号までのいずれかに該当することについて、区市町村長の認定を受ける必要がある。</p> <p><認定対象事由の概要></p> <p>1号 大型倒産の発生により影響を受けている。</p> <p>2号 取引先企業の事業活動の制限により影響を受けている。</p> <p>3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む。</p> <p>4号 特定地域の災害等により影響を受けている。</p> <p>5号 全国的に業況が悪化している業種に属している。</p> <p>6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。</p> <p>7号 金融機関の合理化(支店の削減等)に伴い借入が減少している。</p> <p>8号 整理回収機構又は産業再生機構に貸付債権が譲渡されたが再生可能である。</p>																		
プロパー融資	信用保証協会又は保証会社等による保証を付さない融資をいう。																		

3 融資対象の基本要件

原則として次の（１）から（４）までを全て満たすことを要する。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

- （１）東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。ただし、一定の業歴要件が必要となる場合がある。
- （２）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （３）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- （４）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

4 融資条件

次の表のとおりとする。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

資金使途	融資ごとに定める。 なお、既往融資の返済を資金使途として新規の融資を申し込む場合、その融資により返済することのできる既往融資は、原則として次の（１）及び（２）に限る。 （１）東京都中小企業制度融資要項に基づく融資制度（東京都環境保全資金融資を含む。）のうち保証協会の保証付融資 （２）東京都内の区市町が実施している融資制度のうち保証協会の保証付融資
融資限度額	融資ごとに定める。
融資期間	融資ごとに定める。
融資利率 （年率）	融資ごとに定める。 融資利率に固定金利と変動金利が記載されている制度については、固定金利と変動金利のうちから、 借入申込者が選択 できるものとする。 また、「融資時の金利が完済まで適用される」と定める場合、金利の引下げを行う場合及び当初実行時の金銭消費貸借契約に対する変更契約等を締結する場合を除いて、融資期間中に融資利率の条件を変更することはできない。融資利率の条件を変更する場合は、当初の融資実行日から条件変更後の完済予定日までの融資期間に対して条件変更日時点の要項で定めている融資利率条件の範囲内で行うものとする。 ただし、利子補給付き融資については、別段の定めがある場合を除いて、利子補給対象期間中の融資利率の条件を変更することはできない。 なお、この要項で表示する融資利率は、令和５年４月から令和５年９月までに、中小企業者等からの融資申込に伴い融資申込受付機関が「信用保証委託申込書」を受け付けた場合の利率である。１０月以降の融資利率は、９月中旬頃に公表する。
返済方法	融資ごとに定める。
融資形式	融資ごとに定める。
信用保証	保証協会による保証を必要とする。ただし、一般事業融資のうち組合向けは、保証協会による保証の有無を任意とする。
保証形態	信用保証の形態は個別保証とする。ただし、一般事業融資のうち極度枠設定は、根保証とする。

責任共有制度 の適用	責任共有制度が適用される。ただし、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合がある。		
信用保証料	<p>保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の一部又は全部を補助する融資がある。ただし、信用保証料を分割納付する場合は、この補助の対象としない。</p> <p>なお、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合には以下整理表のとおり信用保証料を上乗せすることとする。</p> <p>(「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」より作成) 対象要件と保証料率の上乗せの整理表*</p>		
		直近決算期において 債務超過でない	直近決算期において 債務超過である
	直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%
	直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して 赤字である	保証料率+0.45%	(本制度の対象外)
※法人の設立後2事業年度の決算がない者の場合は「保証料率+0.45%」			

保証人	<p>必要となる場合がある。ただし、法人代表者（実質的な経営権を持っている者等を含む。）を除き連帯保証人は不要とする。また、組合は、その実情に応じ、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合がある。</p> <p>なお、国の「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、融資申込者が次の（１）から（２）のいずれかに該当する場合又はその他協会が特に認める場合に、法人代表者の保証を不要とすることができる。また、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、融資申込者が次の（３）に該当する場合は法人代表者の保証を徴求しない。（「経営者保証に関するガイドライン」「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等の改正等があった場合には、都の別途通知に基づき、当該改正等を踏まえた扱いとする。）</p> <p>【「経営者保証に関するガイドライン」に基づく要件】</p> <p>（１）申込金融機関が、そのプロパー融資について法人代表者の保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表者の分離、債務超過でもなく２期連続赤字でもない等の要件を充足している場合</p> <p>（２）法人又は代表者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合</p> <p>【「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づく要件】</p> <p>（３）次の要件のアからオのいずれにも該当すること。なお、法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあつてはアからウまでに掲げるものを、２期目の決算が未了の者にあつてはウに掲げるものをそれぞれ除くものとする。</p> <p>ア 過去２年間（法人の設立日から２年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を当該金融機関の求めに応じて提出している場合</p> <p>イ 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていない場合</p> <p>ウ 直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと又は直近２期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではない場合</p> <p>エ 上記ア及びイの要件について、継続的に充足することを誓約する「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」を提出している場合</p> <p>オ 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望している場合</p>
物的担保	<p>原則として、新規の保証の種別（一般保証又は特例保証のいずれか一方）における保証付融資の合計残高（新規の保証額を含め、「CLO 対応資金融資」の保証債務残高を含めない。）が 8,000 万円以下の場合は無担保とし、8,000 万円を超える場合は物的担保を必要とする。ただし、保証付融資の合計残高が 8,000 万円以下の場合でも物的担保が必要となる場合がある。また、各融資に別段の定めがある場合には、別段の定めが優先する。</p> <p>なお、中小企業金融安定化特別保証（平成 13 年 3 月 31 日以前の信用保険法第 2 条第 4 項第 6 号の認定に基づく保証）と一般保証の残高が併存する場合、その保証付融資残高の合計が 1 億円を超える場合は原則として物的担保を要する。</p>

8 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

次の表のとおりとする。なお、指定金融機関において東京都中小企業制度融資を取り扱うことのできる本支店等は、原則として、東京都内に設置された本支店等とする。

金融機関名 (92) (五十音順) ※令和6年3月15日時点				
普通銀行 46行		信用金庫 29金庫	政府系金融機関 1金庫	漁協・農協系統 金融機関2連合会
足利	三井住友	青木	商工組合中央金庫	東京都信用農業 協同組合連合会 東日本信用漁業 協同組合連合会
阿波	三井住友信託	朝日		
伊予	三菱UFJ	足立成和	信用組合 14組合	あすか 東 共立 江東 七島 青和 全東栄 第一勧業 大東京 東京厚生 東浴 中ノ郷 ハナ 文化産業
SBJ	武蔵野	青梅		
愛媛	山口	亀有	あすか	東
大垣共立	山梨中央	川崎		
香川	横浜	興産	共立	江東
北日本	りそな	小松川		
京都		西京	七島	青和
きらぼし		さわやか		
きらやか		芝	全東栄	第一勧業
群馬		湘南		
京葉		城南	大東京	東京厚生
高知		城北		
埼玉りそな		昭和	東浴	中ノ郷
静岡		巢鴨		
静岡中央		西武	ハナ	文化産業
常陽		世田谷		
スルガ		瀧野川	文化産業	
大光		多摩		
第四北越		東栄		
大東		東京		
千葉		東京三協		
千葉興業		東京シティ		
中国		東京東		
筑波		東京ベイ		
東京スター		飯能		
東邦		目黒		
東和		横浜		
徳島大正				
栃木				
富山第一				
八十二				
東日本				
百十四				
北陸				
北國				
みずほ				
取 扱 制 度				
<p>総則の5 (5~6 ページ) のとおりとする。</p> <p>ただし、融資利率 (年率) を「固定金利」又は「変動金利」から選択することができる制度について、以下の5金融機関では「変動金利」は取り扱わず、「固定金利」のみを取り扱う。</p> <p>・あすか信用組合, 東信用組合, 江東信用組合, 東浴信用組合, 中ノ郷信用組合</p>				

(3) 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。ただし、この他に必要な書類がある場合、融資ごとに定める。また、指定金融機関及び保証協会の審査等のために、その他の書類が必要となる場合がある。

【法人の場合】

書 類 名	必要部数
信用保証委託申込書 ^{*1}	各 1 部
信用保証委託契約書 ^{*1,2}	
個人情報の取扱いに関する同意書 ^{*1,3}	2 部
印鑑証明書（申込人及び連帯保証人のもの）	各 1 部
商業登記簿謄本	
確定申告書（決算書）の写し（原則直近 2 期分）	2 部
法人税又は事業税の納税の確認ができる書類	各 1 部
見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ必要）	

【個人の場合】

書 類 名	必要部数
信用保証委託申込書 ^{*1}	各 1 部
信用保証委託契約書 ^{*1,2}	
個人情報の取扱いに関する同意書 ^{*1,3}	2 部
印鑑証明書（申込人のもの）	1 部
所得税の確定申告書の写し（原則直近 2 期分）	2 部
所得税又は事業税の納税の確認ができる書類	各 1 部
見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ必要）	

※1 保証協会及びあっせん機関から申し込む場合は、融資あっせん用を使用のこと。

※2 令和 3 年 7 月 1 日保証申込受付分より、貸付実行時に徴求となりました（融資あっせん用を使用する場合は現行のとおり申込時に徴求）。

※3 令和 3 年 4 月以降、包括同意書を提出している場合、再度の提出は不要となります。

6 融資申込受付後の処理

下記のとおりとする。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

- (1) 指定金融機関が直接受け付けた場合は、審査の上、適当と認めたものを保証協会に送付する。あっせん機関が受け付けた場合は、融資の対象に該当するか否かを審査し、適当と認めたものを保証協会に送付する。ただし、東京都各支庁は、東京都産業労働局金融部金融課を経由して保証協会に送付する。
- (2) 保証協会は、指定金融機関から送付されたものであって、審査の上、保証を決定したものについては、信用保証書を指定金融機関へ送付する。また、保証協会は、あっせん機関から送付されたもの及び直接受け付けたものであって、審査の上、保証を決定したものについては、指定金融機関に融資をあっせんし、信用保証書を送付する。
- (3) 指定金融機関は、信用保証書に基づき融資する。

7 関係書類の表示

融資ごとに定める。

8 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

次の表のとおりとする。なお、指定金融機関において東京都中小企業制度融資を取り扱うことのできる本支店等は、原則として、東京都内に設置された本支店等とする。

金融機関名 (92) (五十音順) ※令和6年3月15日時点				
普通銀行 46行		信用金庫 29金庫	政府系金融機関 1金庫	漁協・農協系統 金融機関 2連合会
足利	三井住友	青木	商工組合中央金庫	東京都信用農業 協同組合連合会 東日本信用漁業 協同組合連合会
阿波	三井住友信託	朝日		
伊予	三菱UFJ	足立成和	信用組合 14組合	
SBJ	武蔵野	青梅		
愛媛	山口	亀有		
大垣共立	山梨中央	川崎		
香川	横浜	興産		
北日本	りそな	小松川		
京都		西京		
きらぼし		さわやか		
きらやか		芝		
群馬		湘南		
京葉		城南		
高知		城北		
埼玉りそな		昭和		
静岡		巣鴨		
静岡中央		西武		
常陽		世田谷		
スルガ		瀧野川		
大光		多摩		
第四北越		東栄		
大東		東京		
千葉		東京三協		
千葉興業		東京シテイ		
中国		東京東		
筑波		東京ベイ		
東京スター		飯能		
東邦		目黒		
東和		横浜		
徳島大正				
栃木				
富山第一				
八十二				
東日本				
百十四				
北陸				
北國				
みずほ				
取 扱 制 度				
<p>総則の5 (5~6 ページ) のとおりとする。</p> <p>ただし、融資利率(年率)を「固定金利」又は「変動金利」から選択することができる制度について、以下の5金融機関では「変動金利」は取り扱わず、「固定金利」のみを取り扱う。</p> <p>・あすか信用組合、東信用組合、江東信用組合、東浴信用組合、中ノ郷信用組合</p>				

9 融資目標額及び預託金

次の表のとおりとする。なお、各々の指定金融機関への預託金額は、東京都が別に定める。

制 度 名 (略称)	融資目標額 (億円)	預 託 金	備 考
DX・イノベ・産業育成支援融資 (DX)	120	有	預託金とは、東京都が金融機関に対して預金する、貸付原資の一部のことである。 預託を行うことにより、中小企業者への円滑な資金の供給と低利な政策金利の実現が図られる。
社会課題解決融資 (社会課題)	450	有	
金融機関提案融資 (金融提案)	140	無	
小規模事業融資 (小)	909	有	
一般事業融資 (事業)	2,088	有*	
創業融資 (創業)	650	有	
販路開拓融資 (販路)	21	有	
設備融資 (設備)	250	有	
経営強化融資 (強化) 等	12	有	
事業承継融資 (承継)	293	有	
経営安定融資 (経営) 等	194	有	
借換融資 (借換)	1,773	無	
再生支援融資 (再生)	10	無	
災害復旧資金融資 (災)	10	有	
事業転換・業態転換等支援融資 (事業・業態転換)	200	有	
新型コロナウイルス感染症対応融資 (伴走)	2,000	有	
新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資 (コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等)	6,000	有	

※「組」のみ

10 期中管理

以下に該当するものは、国の保証制度要綱等 (以下、「国の要綱等」という。)に基づく期中管理を行うこと。

なお、この要項に基づき融資を行ったもので、上記の国の要綱等が改正された場合には、改正後の定めにより期中管理を行う (令和4年度以前の東京都中小企業制度融資要項により行われた融資もこれに準じる。)

- (1) 申込中小企業者が、信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者である場合

- (2) 申込中小企業者が、信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により保証協会から保証承諾を受けた場合
- (3) 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者である場合
- (4) その他の融資においては、融資ごとに定める。

11 その他

- (1) 保証協会は、毎月末日現在の各制度の貸付状況や金利状況等を翌月 20 日までに東京都に報告し、東京都はその内容を確認する。
- (2) 保証協会が発行する信用保証書の金利欄について、この要項で融資利率を東京都が定めている制度では「地方公共団体指定の利率」と表示し、それ以外の制度では「金融機関所定の利率による」と表示する。ただし、「災害復旧資金融資」は、融資利率を表示する。
- (3) 商工組合中央金庫は、毎月末日現在の「組面向け」の貸付状況を翌月 20 日までに東京都に報告するものとする。
- (4) 東京都は、この要項を実施するために必要があると認めるときは、保証協会、指定金融機関、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、東京都中小企業団体中央会に対して指示をし、帳簿その他関係書類を調査し又は融資業務の状況その他参考となる事項について報告及び資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) この要項と異なる条件（金利等）の融資が実行された場合、東京都は指定金融機関に対して訂正を求めることができるものとする。
- (6) 指定金融機関が偽りその他不正の手段により融資を実行した場合、東京都は当該指定金融機関に対し、預託金の返還を求めることができるものとする。
- (7) 保証協会の保証審査により各融資の取扱いができない場合がある。
- (8) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第2 政策課題対応資金（H T T ・ S D G s ・ D X ・ 育業等）

1 D X ・ イノベ ・ 産業育成支援融資（略称：D X）

一 D X ・ イノベ ・ 産業育成支援（略称：D X）

I 目的

D X の推進、革新的な製品・サービス等の事業化、又は成長産業分野に取り組む都内の中小企業者等に対して、必要な資金を融資することで、産業の活性化と大きな波及効果を持つ新たなビジネスの創出を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2 ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3 ページ）を満たすこと。
- （3）令和5年度東京都中小企業制度融資要項「（別紙1）令和5年度東京都中小企業制度融資 融資対象① D X ・ イノベ ・ 産業育成支援」に記載のいずれかの事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たすこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（4億8,000万円）
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 7年以内 1.7%以内 7年超 15年以内 2.2%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 7年以内 1.5%以内 7年超 15年以内 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。

※ 令和2年度以降の「イノベ」及び「成長産業」、並びに令和3年度以降の「D X」の既往融資残高を含める。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
	DX・イノベ・産業育成支援申込書（様式1）及び支援内容証明申請書（様式2：必要な場合のみ※）	1部
	令和5年度東京都中小企業制度融資要項「（別紙1）令和5年度東京都中小企業制度融資 融資対象①」に記載のいずれかの事業/取組の必要書類の写し※	1部

※ 支援団体には、個人情報の利用に関する同意書（様式3）を提出すること。

なお、事業（融資対象）ごとの、支援内容証明申請書の証明申請先は、令和5年度東京都中小企業制度融資要項「（別紙1）令和5年度東京都中小企業制度融資 融資対象①」に記載の所管を参照すること。

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「DX」の表示をする。

2 社会課題解決融資（略称：社会課題）

- 一 働き方改革支援（略称：働き方）（女性活躍推進特例（略称：働き方・女性））
（「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例（略称：働き方・テレ宣））

I 目的

テレワーク等を始めとした働き方改革や女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む都内の中小企業者等に対し、必要な資金を融資することで、働き方改革や女性活躍の普及促進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
家庭と仕事の両立支援	従業員の仕事と生活の両立を企業が支援することで、従業員が育児や介護といったライフイベントによって離職することを防ぐなど、職場環境整備の取組をいう。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の取組をいう。
働き方改革	長時間労働削減や年次有給休暇の取組促進等、これまでの働き方を見直す取組をいう。
時差 Biz	時差出勤やテレワーク、鉄道事業者によるオフピーク施策などを一斉に実施し、快適な通勤を体験するための取組をいう。
女性の活躍推進に関する取組	厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に登録し項目1から14全てを公表する取組をいう。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）令和5年度東京都中小企業制度融資要項「（別紙1）令和5年度東京都中小企業制度融資 融資対象① 働き方改革支援」に記載のいずれかの事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たすこと。また、当該記載事業（1）から（16）までのいずれかを満たした上で、同表（17）を満たすものは「女性活躍推進特例」の、（18）を満たすものは「テレワーク東京ルール実践企業宣言特例」の融資対象とすることができる。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

働き方改革支援（略称：働き方）													
資金用途	運転資金・設備資金												
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）												
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）												
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>7年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 15年以内</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>7年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 15年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	7年以内	1.7%以内		7年超 15年以内	2.2%以内	融資期間	7年以内	1.5%以内		7年超 15年以内	2.0%以内
融資期間	7年以内	1.7%以内											
	7年超 15年以内	2.2%以内											
融資期間	7年以内	1.5%以内											
	7年超 15年以内	2.0%以内											
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。												
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。												
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。ただし、融資対象のうち、「TOKYO 働き方改革宣言企業」及び「時差 Biz」に該当するもの（いずれも、テレワークに取り組む場合を除く。）は、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。												
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。												
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。												

女性活躍推進特例（略称：働き方・女性） 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例（略称：働き方・テレ宣）	
融資利率及び信用保証料以外の融資条件	働き方改革支援（略称：働き方）に準ずる。
融資利率 （年率）	働き方改革支援（略称：働き方）の融資利率から0.4%優遇した金利とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

※ 令和元年度の「働き方改革」並びに令和2年度以降の「働き方」、「働き方・女性」及び「働き方・テレ宣」の既往融資残高を含める。

二 ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援（略称：ソーシャル）

I 目的

ソーシャルビジネスに取り組む都内の認定 NPO 法人等やソーシャルファームに対し、必要な資金を融資することで、就労を希望するすべての都民が誰ひとり取り残されることなく個性と能力を活かし働くことができる環境整備の推進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の 2（1～2 ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の 3、3 ページ）を満たすこと。
- （3）令和 5 年度東京都中小企業制度融資要項「（別紙 1）令和 5 年度東京都中小企業制度融資 融資対象① ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」に記載のいずれかの事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たすこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）
融資利率 （年率）	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 7 年以内 1.7%以内 7 年超 15 年以内 2.2%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 7 年以内 1.5%以内 7 年超 15 年以内 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）とする。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の 2 分の 1 を補助する。
保証人	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。

※ 令和 2 年度以降の「ソーシャル」の既往融資残高を含める。

三 H T T ・ゼロエミッション支援（略称：H T T ・ゼロエミ）

I 目的

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、ZEV の導入など、都内中小企業者の H T T ・ゼロエミッションへの取組を促進し、事業の活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の 2（1～2 ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の 3、3 ページ）を満たすこと。
- （3）次のいずれかに該当すること。また、次のイを満たすものは「脱炭素化促進支援特例」の融資対象とすることができる。

ア 令和 5 年度東京都中小企業制度融資要項「（別紙 2）令和 5 年度東京都中小企業制度融資融資対象② H T T ・ゼロエミッション支援」に記載のいずれかの事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たすこと。

イ 令和 5 年度東京都中小企業制度融資要項「（別紙 2）令和 5 年度東京都中小企業制度融資融資対象② H T T ・ゼロエミッション支援（脱炭素化促進支援特例）」に記載の事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たすこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金												
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）												
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）												
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>7年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 15年以内</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>7年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 15年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	7年以内	1.7%以内		7年超 15年以内	2.2%以内	融資期間	7年以内	1.5%以内		7年超 15年以内	2.0%以内
融資期間	7年以内	1.7%以内											
	7年超 15年以内	2.2%以内											
融資期間	7年以内	1.5%以内											
	7年超 15年以内	2.0%以内											
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。												
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。												
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。												
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。												
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。												

※ 令和2年度以降の「ゼロエミ」及び令和4年度以降の「脱炭素・ゼロエミ」の既往融資残高を含める。

脱炭素化促進支援特例（略称：ゼロエミ・促進）	
融資利率以外の融資条件	HTT・ゼロエミッション支援（略称：HTT・ゼロエミ）に準ずる。
融資利率 （年率）	HTT・ゼロエミッション支援（略称：HTT・ゼロエミ）の融資利率から0.6%優遇した金利とする。

四 BCP・サイバーセキュリティ対策支援（略称：BCP サイバ）

I 目的

自然災害等に備えるための事業継続計画（BCP）の策定やサイバーセキュリティ対策に取り組む都内の中小企業者等に対し、必要な資金を融資することで、事業継続の取組やサイバーセキュリティ対策の実践の促進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）令和5年度東京都中小企業制度融資要項「（別紙1）令和5年度東京都中小企業制度融資 融資対象① BCP・サイバーセキュリティ対策支援」に記載のいずれかの事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たすこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 7年以内 1.7%以内 7年超 15年以内 2.2%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 7年以内 1.5%以内 7年超 15年以内 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。

※ 令和2年度以降の「BCPサイバ」の既往融資残高を含める。

五 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
	令和5年度東京都中小企業制度融資要項「(別紙1) 令和5年度東京都中小企業制度融資 融資対象①」又は「(別紙2) 令和5年度東京都中小企業制度融資 融資対象②」に記載のいずれかの事業/取組の必要書類の写し※	1部
働き方改革支援	働き方改革支援申込書（様式4）	1部
ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援申込書（様式5）	1部
HTT・ゼロエミッション支援	HTT・ゼロエミッション支援申込書（様式6）	1部
BCP・サイバーセキュリティ対策	BCP・サイバーセキュリティ対策支援申込書（様式7）	1部
	（必要な場合）事業継続計画（BCP）の策定・実施に係る支援内容証明申請書（様式8）	1部

※ 支援団体には、個人情報の利用に関する同意書（様式9）を提出すること。

なお、事業（融資対象）毎の、支援内容証明申請書の証明申請先は令和5年度東京都中小企業制度融資要項「(別紙1) 令和5年度東京都中小企業制度融資 融資対象①」又は「(別紙2) 令和5年度東京都中小企業制度融資 融資対象②」に記載の所管を参照すること。

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

働き方改革支援の関係書類には「働き方」、ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援の関係書類には「ソーシャル」、HTT・ゼロエミッション支援の関係書類には「HTT・ゼロエミ」、BCP・サイバーセキュリティ対策支援の関係書類には「BCP サイバ」の表示をする。ただし、HTT・ゼロエミッション支援（脱炭素化促進支援特例）の関係書類には「ゼロエミ・促進」の、働き方改革支援（女性活躍推進特例）の関係書類には「働き方・女性」の、働き方改革支援（「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例）の関係書類には「働き方・テレ宣」の表示をする。

3 金融機関提案融資（略称：金融提案）

一 金融機関提案（略称：金融提案）

I 目的

中小企業の抱える課題や東京都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、都内の中小企業者等の前向きな取組等を支援することを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）及び（2）を満たすもの。ただし、取扱金融機関ごとに別に定める場合がある。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。

IV 融資条件

原則として次の表のとおりとし、詳細は取扱金融機関ごとに別に定める。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額*	金融機関所定の融資限度額（ただし2億8,000万円（組合4億8,000万円）の範囲内）
融資期間	金融機関所定期間
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	金融機関所定の方法による。
融資形式	金融機関所定の形式による。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が保証料率0.2%に相当する信用保証料を補助する。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。

二 手続

I 融資の申込み

- (1) 融資申込受付時期及び融資申込に必要な書類
取扱金融機関ごとに別に定める。
- (2) 融資申込受付機関
別に定める取扱金融機関のみとする。

II 融資申込受付後の処理

取扱金融機関ごとに別に定める。

III 関係書類の表示

関係書類には「金融提案」の表示をする。

第3 一般的な事業運営資金

1 小規模事業融資（略称：小）

一 小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】（略称：小口）

（小口支援特例（略称：小口・支援））

I 目的

東京都内の小規模企業及びフリーランスに対し、事業運営に必要な小口資金及び元金の分割返済負担がない短期小口資金を融資することにより、事業の活性化を図ることを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。なお、（1）から（3）を満たした上で、更に（4）又は（5）を満たすものは、小口支援特例（略称：小口・支援）の融資対象とすることができる。

（1）次に掲げる信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であること。

ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの。（イに掲げるものを除く。）

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの。

ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。

エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。

オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。（上記アからオに掲げるものを除く。）

（2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。

（3）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。

（4）商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受け、その証明を受けていること。

（5）経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】(略称：小口)	
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額*	2,000 万円
融資期間	運転資金 7 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。) 設備資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。)
融資利率 (年率)	【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 3 年以内 1.9%以内 3 年超 5 年以内 2.1%以内 5 年超 7 年以内 2.3%以内 7 年超 2.5%以内 【変動金利】「短プラ+0.7%」以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は 1 年以内)とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。ただし、6 か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の 2 分の 1 を補助する。
保証人	総則の 4 (3~4 ページ) に定めるとおりとする。
物的担保	原則として無担保とする。

小口支援特例(略称：小口・支援)	
融資利率以外の融資条件	小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】(略称：小口) に準ずる。
融資利率 (年率)	小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】(略称：小口) の融資利率から 0.4% 優遇した金利とする。

※ 全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含める。

ニ クイックつなぎ（小口）【小口零細企業保証制度】（略称：小口つなぎ）

I 目的

保証協会利用実績等の一定の要件を満たす小規模企業に対し、事業運営に必要な資金を迅速に融資することにより、都内の中小企業者等の事業の活性化を図ることを目的とする。

（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の 2（1～2 ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（5）までを全て満たすもの。

（1）次に掲げる信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者

ア 常時使用する従業員の数が 20 人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5 人）以下の会社及び個人であって、信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条第 1 項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（イに掲げるものを除く。）

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を行う者であるもの

エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が 20 人以下のもの

オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの（上記アからオに掲げるものを除く。）

（2）融資対象の基本要件（総則の 3、3 ページ）を満たすこと。

（3）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下であること。

（4）東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。

（5）（4）の保証付融資の元金を、原則として 1 年以上にわたり約定どおり返済していること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金
融資限度額※	500 万円
融資期間	2 年以内
融資利率 (年率)	【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 2 年以内 1.9%以内 【変動金利】「短プラ+0.7%」以内
返済方法	分割返済(据置期間なし)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。
物的担保	原則として無担保とする。

※ 全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含め2,000万円以内とする。

三 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
小口・支援	小口支援特例（1）から（3）を満たした上で、（4）を満たす場合 商工会議所・商工会が発行する経営指導内容証明書（様式11・13）※	1 部
	小口支援特例（1）から（3）を満たした上で、（5）を満たす場合 確認申請書（様式14）	

※ 商工会議所・商工会には経営指導内容証明依頼書（様式10・12）を提出すること。

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

小口 フリーランスの関係書類には「小口」、クイックつなぎ（小口）の関係書類には「小口つなぎ」の表示をする。ただし、小口（小口支援特例）の関係書類には「小口・支援」の表示をする。

2 一般事業融資（略称：事業）

一 事業一般・小規模特別（略称：事業・小企）（受注対応特例（略称：事業・受注））

I 目的

事業運営に必要な資金を融資することにより、東京都内の中小企業者等の事業の活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）及び（2）を満たすもの。なお、（1）から（3）までをすべて満たすものは、受注対応特例（略称：事業・受注）の融資対象とすることができる。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）確定した受注*があり、その受注に対応するための資金を必要とするものであること。
※ 取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	事業一般・小規模特別（略称：事業・小企）
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額* ^{1,2}	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間6か月以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間6か月以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は6か月以内）とする。ただし、融資期間が6か月以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。

受注対応特例（略称：事業・受注）	
資金使途	運転資金
融資限度額 ^{※1,2}	1億円（組合2億円）
融資期間	運転資金2年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）又は一括返済とする。 （対応する受注による売上金の入金に応じ返済方法を選択できる。）
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。

※1 平成14年度以降の「自律」（「つなぎ」「借換」を除く。）、平成26年度以降の「事業一般」及び令和3年度までの「小企」、令和4年度以降の「事業・小企」、「事業・受注」の既往融資残高を含める。

※2 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、1億円とする。

二 経営者保証非提供促進型（略称：経保非提供促進）

I 目的

信用保証付き融資について、中小企業者が、一定の要件を満たした場合に、保証料率の引上げを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できることを通じて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させ、もって中小企業の事業の発展に資することを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。
（国の全国統一保証制度）

IV 融資条件

	経営者保証非提供促進（略称：経保非提供促進）
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	対象の保証毎に8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	Ⅲ（3）で定める国の保証制度要綱による。
保証人	徴求しない。
物的担保	徴求しない。
その他	金融機関の責務及び報告などその他の条件については、Ⅲ（3）で定める国の保証制度要綱に定めるとおりとする。

三 プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（略称：プロパー経保）

I 目的

経営者保証非徴求の取組による信用収縮を防止し、民間における取組浸透を促すことを目的とする。

II 定義

総則の2に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3）を満たすこと。
- （3）次の①から④までの全てを満たすもの。（国の全国統一保証制度）
 - ① 資産超過であること。
 - ② EBITDA 有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益＋減価償却費））が15倍以内であること。
 - ③ 法人・個人の分離がなされていること。
 - ④ 返済緩和している借入金が無いこと。

IV 融資条件

プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（略称：プロパー経保）	
資金使途	運転資金 なお、総則の4の「資金使途」に定めるもののほか、原則として経営者保証の提供を受けている申込金融機関の既往プロパー借入金（事業性資金）の全てが借り換えの対象となる。
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）。ただし、申込金融機関における融資限度額（既往の本制度残高も含む。）は、当該金融機関の経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とする。
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
保証人	徴求しない。
物的担保	総則の4に定めるとおりとする。
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱」の定めるとおりとする。

四 クイックつなぎ（事業一般）（略称：事業つなぎ）

I 目的

保証協会利用実績等の一定の要件を満たす東京都内の中小企業者等に対し、事業運営に必要な資金を迅速に融資することにより、都内の中小企業者等の事業の活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～3ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）全てを満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
- （4）上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金
融資限度額※	700万円
融資期間	2年以内
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	原則、分割返済（据置期間なし）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。

※ 平成14年度以降の「つなぎ」、平成22年度の「つなぎ・円高」、平成26年度以降の「クイック・短期」、平成30年度の「事業・短期」、平成31（令和元）年度の「事業・つなぎ」及び令和2年度以降の「事業つなぎ」の既往融資残高を含める。

五 補助金・助成金つなぎ（略称：助成つなぎ）

I 目的

補助金・助成金の交付決定を受けた東京都内の中小企業者等に対し、補助金・助成金が交付されるまでのつなぎ資金を融資することで、資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）及び次の表のとおりである。

用語	定義
補助金・助成金	東京都産業労働局（商工部、観光部、雇用就業部）、公益財団法人東京都中小企業振興公社、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、公益財団法人東京観光財団、公益財団法人東京しごと財団又は中小企業庁所管の補助金・助成金等をいう。

III 融資対象

次の（1）から（3）全てを満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金																								
融資限度額	1億円（組合2億円）（補助金・助成金交付決定額の未交付金額の3分の2以内）																								
融資期間	10年以内。ただし、補助金・助成金の助成対象期間終了日の属する月の6か月後の月末までの期間とする。																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.4%」以内</p> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.2%」以内</p>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法※	原則として一括返済とする。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	不要																								

※ 当該助成金・補助金の当該助成金の受領日に一括返済とする。また、中間払いが発生する場合は、原則として中間払い受領金額分を、受領する都度内入れするものとする。

六 極度枠設定（略称：極度）

I 目的

反復継続利用が可能な融資枠を設定することにより、東京都内の中小企業者等の事業の活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）引き続き2年以上（売上発生から2年以上）にわたり、原則として同一事業を営んでいること。
- （4）次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないこと。
 - イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金
融資限度額※	極度額1億円（組合2億円）
融資期間	2年以内
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	一括返済とする。
融資形式	手形貸付（極度貸付）とする。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。

※ 平成16年度以降の「極度」の極度額及び平成13年度以降の「計画1」の極度額を含める。

七 組合向け（略称：組）（官公需適格特例（略称：組・官公需））

I 目的

事業協同組合等に対して転貸資金や事業資金を融資することにより、東京都内の中小企業者の組織化を推進し、その育成強化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）及び（2）を満たすもの。なお、（1）から（3）までをすべて満たすものは、官公需適格特例（略称：組・官公需）の融資対象とすることができる。

- （1）組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）「官公需適格組合」としての証明を受けていること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	組合向け（略称：組）																								
資金使途 ^{※1}	（1）組合員（中小企業者に限る。）に対する転貸資金 （2）組合の事業資金																								
融資限度額 ^{※2}	2億円（転貸資金の場合、1組合員につき3,500万円とする。）																								
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間6か月以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間6か月以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>2.1%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>2.3%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.7%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.9%」以内</p> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.9%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>2.1%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.3%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.5%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.7%」以内</p>	融資期間	3年以内	2.1%以内		3年超 5年以内	2.3%以内		5年超 7年以内	2.5%以内		7年超	2.7%以内	融資期間	3年以内	1.9%以内		3年超 5年以内	2.1%以内		5年超 7年以内	2.3%以内		7年超	2.5%以内
融資期間	3年以内	2.1%以内																							
	3年超 5年以内	2.3%以内																							
	5年超 7年以内	2.5%以内																							
	7年超	2.7%以内																							
融資期間	3年以内	1.9%以内																							
	3年超 5年以内	2.1%以内																							
	5年超 7年以内	2.3%以内																							
	7年超	2.5%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は6か月以内）とする。ただし、融資期間が6か月以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	（1）保証協会の保証を付ける場合 証書貸付又は手形貸付とする。 （2）保証協会の保証を付けない場合 金融機関所定の融資形式による。																								

信用保証料	保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。
保証人	(1) 転貸資金の場合 代表理事（理事長）及び転貸先の代表者（個人の場合には事業主）の連帯保証を要する。 (2) 転貸資金以外の場合 総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	(1) 保証協会の保証を付ける場合 総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。ただし、転貸資金について1組合員1,000万円以下の場合は、原則として無担保とする。 (2) 保証協会の保証を付けない場合 必要に応じ物的担保を要する。

	官公需適格特例（略称：組・官公需）
融資利率以外の融資条件	組合向け（略称：組）に準ずる。
融資利率（年率）	組合向け（略称：組）の融資利率から0.1%優遇した金利とする。

※1 組合員（中小企業者に限る。）に対する転貸資金で保証協会の保証付融資の場合には、代表理事（理事長）が代表者（個人事業者の場合には事業主）となっている組合員のみに対する転貸資金は融資対象外とする。

※2 平成16年度以降の「組（「組・官公需」を含む。）」及び平成15年度以前の「組1」「組2」の既往融資残高を含める。

八 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。ただし、「組合向け」は融資申込受付機関が定める書類とする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5に定める書類	所定部数
事業・受注	対応する受注の内容が確認できる資料の写し	1 部
経保非提供促進	Ⅲ（3）で定める国の保証制度要綱に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」※	1 部
プロパー経保	国の保証制度要綱に定める「財務要件等確認書」※	各1部
	国の保証制度要綱に定める「借換債務等確認書」※	
助成つなぎ	「補助金・助成金つなぎ」申込書（様式16）	各1部
	補助金・助成金の事業申請書の写し	
	補助金・助成金の交付決定通知書の写し	
組・官公需	官公需適格特例を受ける場合、官公需適格組合証明書の写し	1 部

※ 東京信用保証協会のHPからダウンロード可能。

II 融資申込受付後の処理

総則の6に定めるとおりとする。また、「組合向け」は次のとおりとする。

(1) 商工組合中央金庫が申込みを受け付けた場合

ア 保証協会の保証を付ける場合

総則の6に定めるとおりとする。ただし、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

イ 保証協会の保証を付けない場合

商工組合中央金庫は、審査の上、融資する。

なお、ア又はイのいずれの場合においても、転貸資金については、商工組合中央金庫が所定の方法により条件どおりの転貸がなされたことを確認する。

(2) 東京都中小企業団体中央会が申込みを受け付けた場合

東京都中小企業団体中央会は、融資の対象に該当するか否かを審査し、適当と認めたものに意見を付し、商工組合中央金庫へ送付する。商工組合中央金庫は、保証協会の保証を要するかを判断し、以降の処理は上記（1）による。

III 関係書類の表示

事業一般の関係書類には「事業・小企」、経営者保証非提供促進型（事業一般）の関係書類には「経保非提供促進」、プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（事業一般）の関係書類には「プロパー経保」、クイックつなぎ（事業一般）の関係書類には「事業つなぎ」、補助金・助成金つなぎの関係書類には「助成つなぎ」、極度枠設定の関係書類には「極度」、組合向けの関係書類には「組」の表示をする。ただし、事業一般（受注対応特例）の関係書類には「事業・受注」、組合向け（官公需適格特例）の関係書類には「組・官公需」の表示をする。

第4 新たな事業展開資金

1 創業融資（略称：創業）

- 一 創業（略称：創業）（創業支援特例（略称：創業・支援）
（先進的創業特例（略称：創業・先進））

I 目的

創業（分社化を含む。）期に必要な資金を融資することで、東京都内において活発な創業活動が行われることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
創業した日	原則として法人の場合は商業登記簿上の会社設立日、個人の場合は税務署に提出する「個人事業の開廃業等届出書」の開業日とする。
分社化	中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立することをいう。ただし、新たな会社への出資比率が著しく低く、かつ既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない場合を除く。
認定特定創業支援等事業に準ずる支援	直近1年以内に4回以上、1か月以上の継続的な期間実施される創業支援であって、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につくものをいう。

Ⅲ 融資対象

次の（１）から（３）のいずれかを満たすもの。なお、（１）から（３）のいずれかを満たした上で、（４）又は（５）を満たすものは、創業支援特例（略称：創業・支援）の融資対象とすることができる。

また、（６）を満たすものは、創業経営者保証不要型（略称：創業経保）の融資対象とすることができる。

さらに、（１）から（３）のいずれかを満たした上で、（７）を満たすものは、先進的創業特例（略称：創業・先進）の融資対象とすることができる。

なお、上記融資のいずれの場合も、新たに開始する事業は、保証協会の保証対象業種であり、かつ事業規模等は中小企業者の範囲内であることを要する。

（１）創業前

事業を営んでいない個人であって、１か月以内に新たに個人で又は２か月以内に新たに会社を設立して東京都内で創業しようとする具体的計画を有し、融資対象の基本要件（総則の３、３ページ）の（２）から（４）までを全て満たすこと。

（２）創業後

次のアからウまでを全て満たすもの。

ア 中小企業者又は組合であること。

イ 創業した日から５年未満であること。（個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から５年未満の者を含む。）

ウ 融資対象の基本要件（総則の３、３ページ）を満たすこと。

（３）分社化

東京都内で分社化しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から５年未満の会社で、融資対象の基本要件（総則の３、３ページ）を満たす中小企業者であること。

（４）産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 29 項第 1 号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。

（５）商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。

（６）「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定める要件に該当すること。（国の全国統一保証制度）

（７）令和 5 年度東京都中小企業制度融資要項「（別紙 2）令和 5 年度東京都中小企業制度融資 融資対象② 創業融資（先進的創業特例）」に記載のいずれかの事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たすこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	創業（略称：創業）																								
資金用途	運転資金・設備資金																								
融資限度額※	3,500万円																								
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）																								
融資利率（年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table border="0"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.4%」以内</p> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table border="0"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.2%」以内</p>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業（「創業・先進」を除く。）」、平成16年度の「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」の既往融資残高を含める。ただし、「創業関連保証」以外の無担保保険に係る保証を合わせて利用する場合は、無担保保険の範囲内とする。

※ 融資限度額は、「創業・先進」との合算で8,000万円以内とする。

	創業支援特例※（略称：創業・支援）
融資利率以外の融資条件	創業（略称：創業）に準ずる。
融資利率（年率）	創業（略称：創業）の融資利率から0.4%優遇した金利とする。

※ 融資対象（1）が、融資対象（4）産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けており、創業支援特例を利用する場合は、創業6か月前から利用できるものとする。

創業経営者保証不要型（略称：創業経保）													
資金用途	運転資金・設備資金												
融資限度額*	3,500万円												
融資期間	10年以内（据置期間1年以内又は3年以内を含む。）												
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.2%」以内</p>	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.5%以内											
	3年超 5年以内	1.6%以内											
	5年超 7年以内	1.8%以内											
	7年超	2.0%以内											
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。												
融資形式	証書貸付とする。												
信用保証料	保証協会の定める信用保証料率に0.2%を上乗せした信用保証料から、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。												
保証人	徴求しない。												
物的担保	徴求しない。												
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」の定めるとおりとする。												

※ 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業」、平成16年度の「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」の既往融資残高を含める。

※ 融資限度額は、「創業・先進」との合算で8,000万円以内とする。

先進的創業特例（略称：創業・先進）																									
資金使途	運転資金・設備資金																								
融資限度額*	8,000 万円																								
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3 年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.4%」以内</p> <p>< 責任共有制度の対象外となる場合 ></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3 年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.2%」以内</p>	融資期間	3 年以内	1.7%以内		3 年超 5 年以内	1.8%以内		5 年超 7 年以内	2.0%以内		7 年超	2.2%以内	融資期間	3 年以内	1.5%以内		3 年超 5 年以内	1.6%以内		5 年超 7 年以内	1.8%以内		7 年超	2.0%以内
融資期間	3 年以内	1.7%以内																							
	3 年超 5 年以内	1.8%以内																							
	5 年超 7 年以内	2.0%以内																							
	7 年超	2.2%以内																							
融資期間	3 年以内	1.5%以内																							
	3 年超 5 年以内	1.6%以内																							
	5 年超 7 年以内	1.8%以内																							
	7 年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）とする。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の 3 分の 2 を補助する。																								
保証人	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 平成 18 年度以降の「ベンチャー」、平成 17 年度以降の「創業」、平成 16 年度の「創業前」「創業後」及び平成 15 年度以前の「創業」「創業 1」「創業 2」「創業 3」の既往融資残高を含める。ただし、「創業関連保証」以外の無担保保険に係る保証を合わせて利用する場合は、無担保保険の範囲内とする。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類。ただし、確定申告の時期が未到来の場合については「確定申告書（決算書）の写し」及び「納税証明書」は不要。	所定部数
	創業計画添付書（様式16）及び創業計画書（様式17）※ ¹	1部
創業・支援	認定特定創業支援等事業に係る区市町村長の証明書の写し又は商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社若しくは保証協会が発行する創業支援内容証明申請書（様式18）※ ²	1部
創業経保	創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）※ ³	1部
創業・先進	先進的創業特例申請書（様式20）	1部

※1 創業計画書については、公益財団法人東京都中小企業振興公社の創業支援を受け、策定した創業計画書で代用することができる。また、区市町村の制度融資と併用し、又は区市町村の制度融資と同時に申込みをする場合は、区市町村所定の創業計画書で代用することができる。
また、創業経保利用時は本書類の提出は不要。

※2 支援団体には個人情報の利用に関する同意書（様式19）を提出すること。

※3 中小企業庁又は東京信用保証協会のHPからダウンロード可能。

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「創業」の表示をする。ただし、創業経営者保証不要型の関係書類には「創業経保」、創業（創業支援特例）の関係書類には「創業・支援」の表示を、創業（先進的創業特例）の関係書類には「創業・先進」の表示をする。

IV 期中の報告等

創業経営者保証不要型については、国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定める報告等を行うこと。

2 販路開拓融資（略称：販路）

一 海外展開支援（略称：海外展開）

I 目的

海外販路の開拓等を目指す東京都内の中小企業者に対して、必要な資金の融資をすることにより、海外への積極的な事業展開を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
海外展開	商品・サービス等の輸出及び輸入、海外直接投資（生産、販売、研究開発拠点等の設置）、海外企業との業務提携及び委託などの取組をいう。

III 融資対象

次の（1）から（3）の全てを満たすもの。

- （1）中小企業者であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定及び実行するものであること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金																								
融資限度額※	2億8,000万円																								
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.4%」以内</p> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.2%」以内</p>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。																								
融資形式	証書貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 平成28年度以降の「海外展開」の既往融資残高を含める。

二 ビジネスチャンス・ナビ（略称：ナビ）

I 目的

「ビジネスチャンス・ナビ」に登録した東京都内の中小企業者等に対し、必要な資金を融資することで、受注機会の拡大や販路開拓を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）を全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のア又はイのいずれかを満たすこと。

ア ビジネスチャンス・ナビA型（略称：ナビA）

ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録していること。

イ ビジネスチャンス・ナビB型（略称：ナビB）

ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注したこと。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	ビジネスチャンス・ナビA型（略称：ナビA）
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額*	2,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率 （年率）	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3年以内 1.7%以内 3年超 5年以内 1.8%以内 5年超 7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 【変動金利】「短プラ+0.4%」以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3年以内 1.5%以内 3年超 5年以内 1.6%以内 5年超 7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 【変動金利】「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。

保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。

※ 保証協会の「ナビ連携A」、平成29年度以降の「事業・ナビA」及び令和2年度以降の「ナビA」の既往融資残高を含める。

ビジネスチャンス・ナビB型（略称：ナビB）													
資金使途	受注した工事代金等を引き当てとした運転資金												
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）												
融資期間	5年以内。ただし、工事代金等が入金されるまでの期間とする。												
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.4%」以内</p> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.2%」以内</p>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内											
	3年超 5年以内	1.8%以内											
融資期間	3年以内	1.5%以内											
	3年超 5年以内	1.6%以内											
返済方法	原則として一括返済とする。ただし、工事代金等が分割して入金される場合は、入金に応じた返済方法を設定することができる。												
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。												
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。												
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。												

※ 保証協会の「ナビ連携B」、平成29年度以降の「事業・ナビB」及び令和2年度以降の「ナビB」の既往融資残高を含める。

V その他

ナビBにおいて、一括返済かつ融資期間が2年を超える融資については、融資が完済となるまで、指定金融機関は、本融資利用者が新たな決算期を終える毎に決算書等財務諸表一式を保証協会に提出するものとする。

三 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

原則として次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
海外展開支援	(1) 海外展開事業計画書（様式21） (2) 海外展開に係る独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人東京都中小企業振興公社の支援を受けた場合、海外展開支援内容証明申請書（様式22）※	1 部
ビジネスチャンス・ナビ	次のうち、ナビAの場合は（1）、ナビBの場合は（1）及び（2） (1) ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録したことが確認できる資料（登録完了メールの写し等） (2) 工事代金等の引き当てが確認できる資料	1 部

※ 支援団体には個人情報の利用に関する同意書（様式23）を提出すること。

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

海外展開支援の関係書類には「海外展開」を、ビジネスチャンス・ナビのうちビジネスチャンス・ナビA型の関係書類には「ナビA」を、ビジネスチャンス・ナビB型の関係書類には「ナビB」の表示をする。

3 設備融資（略称：設備）

一 設備投資・企業立地促進（略称：設備立地）

I 目的

工場生産設備等の更新や工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行う中小企業者に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、設備投資の活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のア又はイのいずれかを満たすこと。

ア 設備投資（略称：設備投資）

事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びにICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）を行うもの、又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行うもの

イ 企業立地促進（略称：立地促進）

引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行うもの

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

設備投資（略称：設備投資）																															
資金用途	設備資金に付随する運転資金・設備資金																														
融資限度額*	2億8,000万円																														
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）																														
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.2%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年超</td> <td>2.4%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.4%」以内</p> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.2%」以内</p>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超 10年以内	2.2%以内		10年超	2.4%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超 10年以内	2.0%以内		10年超	2.2%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																													
	3年超 5年以内	1.8%以内																													
	5年超 7年以内	2.0%以内																													
	7年超 10年以内	2.2%以内																													
	10年超	2.4%以内																													
融資期間	3年以内	1.5%以内																													
	3年超 5年以内	1.6%以内																													
	5年超 7年以内	1.8%以内																													
	7年超 10年以内	2.0%以内																													
	10年超	2.2%以内																													
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。																														
融資形式	証書貸付とする。																														
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。																														
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																														
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																														

企業立地促進（略称：立地促進）	
物的担保以外の融資条件	設備投資の融資条件に準じる。
物的担保	原則として物的担保を要する。

※ 平成20年度以降の「立地」、平成26年度以降の「設備・立地」並びに、令和2年度以降の「設備投資」及び「立地促進」の既往融資残高を含める。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
設備投資計画書（様式24）	1部

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

設備投資の関係書類には「設備投資」を、企業立地促進の関係書類には「立地促進」の表示をする。

4 経営強化融資（略称：強化）

一 経営強化（略称：強化）（強化認定革新特例（略称：強化認定・革新））

I 目的

金融機関及び経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定を行う又は「中小企業等経営強化法」の認定を受けた東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、経営力の強化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
認定経営革新等支援機関	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）により、主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行うものをいう。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のアを満たすこと。なお、アを満たすもので、イも併せて満たすものは強化認定革新特例（略称：強化認定・革新）の融資対象とすることができる。
 - ア 強化認定（略称：強化認定）
中小企業等経営強化法の認定を受けていること。
 - イ 強化認定革新特例（略称：強化認定・革新）
経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

強化認定（略称：強化認定）																									
資金用途	事業計画の実施に必要な運転資金・設備資金																								
融資限度額*	1億円（組合2億円）																								
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table border="0"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.4%」以内</p> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table border="0"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.2%」以内</p>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

強化認定革新特例（略称：強化認定・革新）	
融資利率以外の融資条件	強化認定（略称：強化認定）に準ずる。
融資利率 （年率）	強化認定（略称：強化認定）の融資利率から0.2%優遇した金利とする。

※ 令和2年度以降の「強化認定」及び「強化認定・革新」の既往融資残高を含む。

※ 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、1億円とする。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
強化認定	中小企業経営強化法の認定を受けたことが確認できる資料の写し（「法に基づく申請書及び認定書」、「認定・認証・登録書」等）	1 部
強化認定・革新	確認申請書（経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことの確認資料）（様式25）	1 部

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

強化認定の関係書類には「強化認定」の表示をする。ただし、強化認定（強化認定革新特例）の関係書類には「強化認定・革新」の表示をする。

5 チャレンジ融資（略称：チャレンジ）

一 チャレンジ（略称：チャレンジ）

I 目的

法に基づく認定・承認を受けた事業及び新技術の開発や事業活動の推進に必要な資金を融資するなど、東京の産業力強化に資する資金を供給することで、東京都内の中小企業者等の事業活性化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
事業多角化	現在行っている事業を継続しつつ、新たな事業に取り組むことをいう。 なお、新たな事業とは、現在行っている事業と日本標準産業分類の細分類で異なる事業をいう。ただし、細分類が同じでも、原材料、生産技術、用途、販路、機能、性能のいずれかが大幅に異なる場合は、新たな事業とみなすことができる。
事業転換	現在行っている事業を廃止・縮小し、新たな事業に取り組むことをいう。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のいずれかの事業を行うこと。（各事業の詳細は【別表】参照）
 - ア 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業
 - イ 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業
 - ウ 令和5年度において東京都が重点的支援を行う事業等

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金																								
融資限度額※	1億円（組合2億円）																								
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.4%」以内</p> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table> <p>【変動金利】「短プラ+0.2%」以内</p>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 平成18年度以降の「チャレンジ」、平成17年度以降の「承継」並びに平成16年度以降の「チャレンジ1」、「チャレンジ2」、「地域支援」及び「多角化」の既往融資残高を含める。

※ 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、1億円とする。

【別表】

1 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業	
(1) 法に基づくもの	
ア 「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)	
イ 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成18年法律第33号)	
(2) 東京都の認定等に基づくもの	
ア 「東京都認証保育所事業実施要綱」の認証保育事業	
イ 事業可能性評価事業(ただし、継続支援の期間中のものに限る。)の認定	
ウ 東京における地区物流効率化認定制度	
エ 伝統工芸品産業振興	
オ 中小企業活力向上プロジェクトネクストの「アシストコース」及び中小企業活力向上プロジェクトアドバンスの「アシストコース」による支援を受けた企業(ただし、事業計画書を策定し、修了の証明を受けているものに限る。)	
カ 中小企業ニューマーケット開拓支援事業	
キ 東京都ベンチャー技術大賞において表彰を受けた企業(ただし、表彰後3年以内のものに限る。)	
ク 革新的サービスの事業化支援事業(ただし、継続支援の期間中のものに限る。)	
ケ 生産性向上支援事業(ただし、平成31年度(令和元年度)以降に「TOKYO働き方改革宣言企業」の承認を受けている企業等に限る。)	
2 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業	
(1) 中小企業技術活性化支援事業	
(2) 商店街チャレンジ戦略支援事業	
(3) 研究開発等の支援のためにその他公的機関の助成金の交付決定を受けた事業 ^{※1}	
(4) 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業	
(5) 商店街デジタル化推進事業	
3 令和5年度において東京都が支援を行う事業等	
(1) 東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合制度の認定を受けた事業者が、環境配慮に資する設備等の導入を図るもの	
(2) 事業の多角化・転換を行うもので、適当と認められた事業 ^{※2}	
(3) 上記に準じるその他の取組で適当と認められたもの	

※1 研究開発等の支援のために国、地方公共団体、その他関連団体が交付する助成金(補助金)の交付決定を受けた事業。

※2 事業多角化又は事業転換を行う場合、以下の要件を満たすもの。

- ・ 事業多角化の場合、事業多角化前に1年以上業歴があること。
 - ・ 事業転換の場合、事業転換前に1年以上業歴があり、事業転換完了後1年未満であること。
- なお、保証協会の保証対象外の事業を行っていた者が事業転換をした場合、本制度(「チャレンジ」)の融資対象にはならない。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
事業多角化・転換 別表3（2）	事業多角化・事業転換計画書（様式26）	1部
上記以外の場合	「チャレンジ」事業計画書（様式27）	各1部
	融資対象であることが確認できる資料の写し（「法に基づく申請書及び認定書」、「認証保育所認証書」、「認定・認証・登録書」、「助成金の申請書及び交付決定」等）。	

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。なお、保証協会は、保証審査をする上で必要なときは、専門機関・専門家に助言を依頼することができる。

III 関係書類の表示

関係書類には「チャレンジ」の表示をする。

6 事業承継融資（略称：承継）

一 事業承継（略称：承継）（事業承継支援特例（略称：承継・支援））

I 目的

事業承継に取り組む東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資を実施するとともに、一定の要件を満たす中小企業者等については経営者保証を不要とすることで、事業承継の促進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
事業承継	被承継者の事業資産及び経営権を承継者へ譲渡することをいう。ただし、事業承継経営者保証不要型においては、代表者の交代もしくは新代表者の追加を指すものとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）のいずれかに該当するもの。なお、（1）、（2）及び（3）アのいずれかを満たした上で、（4）を満たすものは、事業承継支援特例（略称：承継・支援）の融資対象とすることができる。

（1）事業承継一般（略称：承継一般）

次のアからウまでを全て満たすもの。

ア 中小企業者又は組合であること。

イ 融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。

ウ 中小企業者の場合は次の①から④までのいずれかに、組合の場合は次の①又は②に該当するもの。

① 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。

② 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。

③ 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定）を受けたこと。

④ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定）を受けた中小企業者であって、他の中小企業者の要件（融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。）を満たすこと。

（2）事業承継経営者保証不要型【事業承継特別保証制度】（略称：承継経保）

次のアからウまでを全て満たすもの。（国の全国統一保証制度）

ア 中小企業者又は組合であること。

イ 融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。

ウ 次の①又は②に該当し、かつ③に該当すること。ただし、既に信用保証協会の事業承継特別保証制度を利用したことがあるものについては、当該制度の初回の保証日（貸付実行されたものに限る）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。

① 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人であること。

② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないこと。

- ③ 次の i から iv までの全てを満たすもの。
 - i 資産超過であること。
 - ii EBITDA 有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益＋減価償却））が 15 倍以内であること。
 - iii 法人・個人の分離がなされていること。
 - iv 返済緩和している借入金が無いこと。

（3）事業承継個人融資型（略称：承継個人）

次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、以下の①中小企業者の会社要件及び②代表者個人要件を満たすもの

① 中小企業者の会社要件

融資対象の基本要件（総則の 3、3 ページ）を満たすこと。

② 代表者個人要件

次の i から iii までを全て満たすもの。

- i 東京都内に住居を有すること。
- ii 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではない。
- iii 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

イ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）を受けた事業を営んでいない個人であって、以下の①他の中小企業者の要件及び②個人要件を満たすもの

① 他の中小企業者の要件

融資対象の基本要件（総則の 3、3 ページ）を満たすこと。

② 個人要件

次の i から iii までを全て満たすもの。

- i 東京都内に住居を有すること。
- ii 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではない。
- iii 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

（4）事業承継支援特例（略称：承継・支援）

融資対象（1）、（2）又は（3）アのいずれかを満たした上で、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を 1 年以内に複数回受け、その証明を受けていること。

イ 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を 1 年以内に複数回受け、その証明を受けていること。

[参考]事業承継支援特例の掛かる範囲

(※○印を付してある融資対象のみ事業承継支援特例の利用が可能です。)

		事業承継支援特例の掛かる範囲	
融資対象	(1) 事業承継一般	○	
	(2) 事業承継経営者保証不要型	○	
	(3) 事業承継個人融資型	ア	○
		イ	×

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

事業承継一般（略称：承継一般）																									
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象ウ①から③までに該当するもの 運転資金・設備資金 ・融資対象ウ④に該当するもの 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な次の（i）又は（ii）のいずれかの資金とする。 （i）事業用資産等の取得資金 （ii）会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。） 																								
融資限度額*	2億8,000万円（組合4億8,000万円）																								
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）																								
融資利率（年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。ただし、融資対象ウ③及び④に該当するもので、6か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができる。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。																								
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象ウ①から③までに該当するもの 総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。 ・融資対象ウ④に該当するもの 原則、会社の代表者又は他の中小企業者（会社に限る。）以外の保証人は徴求しない。 																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 「事業承継一般」の融資限度額は、平成 27 年度以降の「事業承継」、平成 30 年度以降の「事業承継（融資対象 1）」及び「事業承継（経営者保証特例）」並びに、令和 2 年度以降の「承継一般」の既往債務残高を含める。

事業承継経営者保証不要型【事業承継特別保証制度】（略称：承継経保）	
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資対象ウ①に該当するもの 事業資金であって、個人の保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外の資金。 ・ 融資対象ウ②に該当するもの 事業資金であって、事業承継前における個人の保証人を提供している既往借入金の返済資金。
融資限度額 ^{※1}	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率 （年率）	【固定金利】 （融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3 年以内 1.7%以内 3 年超 5 年以内 1.8%以内 5 年超 7 年以内 2.0%以内 7 年超 2.2%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料 ^{※2}	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の 3 分の 2 又は保証料率 0.2%に相当する信用保証料のいずれか高い方を補助する。
保証人	徴求しない。
物的担保	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。
その他	既に申込中小企業者と与信取引を有している金融機関による取り扱いとする。

※ 1 「事業承継経営者保証不要型」は令和 2 年度以降の「承継経保」の既往債務残高を含める。

※ 2 国の事業承継特別保証制度で定める専門家の支援・確認を受けた場合には、引き下げた信用保証料率を適用する。なお、必要書類のうち、（5）ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの提出を要する。

事業承継個人融資型（略称：承継個人）																															
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象アに該当するもの 次の①から⑤までのいずれかに該当する資金 ① 株式等取得資金 ② 事業用資産等取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ⑤ 会社の事業活動の継続に特に必要な資金 ・融資対象イに該当するもの 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な次の①又は②のいずれかに該当する資金。 ① 事業用資産等の取得資金 ② 会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。） 																														
融資限度額 ^{※1}	2億8,000万円																														
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）																														
融資利率（年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>融資期間</td><td>3年以内</td><td>1.7%以内</td></tr> <tr><td></td><td>3年超 5年以内</td><td>1.8%以内</td></tr> <tr><td></td><td>5年超 7年以内</td><td>2.0%以内</td></tr> <tr><td></td><td>7年超 10年以内</td><td>2.2%以内</td></tr> <tr><td></td><td>10年超</td><td>2.4%以内</td></tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>融資期間</td><td>3年以内</td><td>1.5%以内</td></tr> <tr><td></td><td>3年超 5年以内</td><td>1.6%以内</td></tr> <tr><td></td><td>5年超 7年以内</td><td>1.8%以内</td></tr> <tr><td></td><td>7年超 10年以内</td><td>2.0%以内</td></tr> <tr><td></td><td>10年超</td><td>2.2%以内</td></tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超 10年以内	2.2%以内		10年超	2.4%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超 10年以内	2.0%以内		10年超	2.2%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																													
	3年超 5年以内	1.8%以内																													
	5年超 7年以内	2.0%以内																													
	7年超 10年以内	2.2%以内																													
	10年超	2.4%以内																													
融資期間	3年以内	1.5%以内																													
	3年超 5年以内	1.6%以内																													
	5年超 7年以内	1.8%以内																													
	7年超 10年以内	2.0%以内																													
	10年超	2.2%以内																													
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																														
融資形式	証書貸付とする。ただし、融資対象アに該当する場合は手形貸付とすることができる。																														
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。																														
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象アに該当するもの 原則、認定中小企業者以外の保証人は徴求しない。 ・融資対象イに該当するもの 原則、他の中小企業者（会社に限る。）以外の保証人は徴求しない。 																														
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																														
その他	融資対象アに該当するものは、申込人と主たる取引関係を有する金融機関 ^{※2} による取り扱いとする。																														

※1 平成30年度以降の「事業承継（融資対象2）」及び令和2年度以降の「承継個人」の既往融資残高を含める。

※2 既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関からの申込みに限る。

事業承継支援特例（略称：承継・支援）	
融資利率以外の融資条件	事業承継一般、事業承継経営者保証不要型、事業承継個人融資型の融資条件に準ずる。
融資利率（年率）	事業承継一般、事業承継経営者保証不要型、事業承継個人融資型の融資利率から0.2%優遇した金利とする。

二 M&Aつなぎ（略称：承継 M&A）

I 目的

M&A に取り組む東京都内の中小企業者が、当面の間必要となる資金を融資することにより、事業承継の促進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の 2（1～2 ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
M&A	株式取得、事業譲渡又は合併等により企業や事業の経営権を移転させることをいう。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の 3、3 ページ）を満たすこと。
- （3）M&A により事業承継に取り組むこと。ただし売却側で廃業を前提としている場合は含まない。

IV 融資条件

資金用途※ ¹	運転資金・設備資金
融資限度額※ ²	2,500 万円
融資期間	3 年以内
融資利率 （年率）	【固定金利】（融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3 年以内 1.7%以内 ＜責任共有制度の対象外となる場合＞ 【固定金利】（融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3 年以内 1.5%以内
返済方法	原則として一括返済とする。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の 3 分の 2 を補助する。
保証人	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。

※ 1 廃業に向けた事業清算に係る資金及び投機・転売を目的とした株式取得は対象外。

※ 2 令和元年度の「承継・M&A」及び令和 2 年度以降の「承継 M&A」の既往融資残高を含める。

三 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。ただし、事業承継のうち中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定を受けたことを理由として申し込む場合は、認定書の有効期間内に申し込むものとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通 ^{※1}	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
承継一般の 融資対象ウ①	事業承継計画書（様式28）	1部
承継一般の 融資対象ウ②	事業計画書（事業承継）（様式29）	1部
承継一般の 融資対象ウ③④及び 承継個人	都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定）	1部
承継経保	次の（1）及び（2）の書類。なお、既往借入金の借換をする場合は（3）、既往借入金の借換をする場合で申込金融機関以外の借入金を含む場合は（4）、国の事業承継特別保証制度で定める専門家による確認を受けた場合の料率を使用する場合は（5）の書類を併せて添付すること。 （なお、（1）から（5）までの書類は全て、国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める様式を使用するものとする。） （1）事業承継計画書 （2）財務要件等確認書 （3）借換債務等確認書 （4）他行借換依頼書兼確認書 （5）ガバナンス体制の整備に関するチェックシート	各1部
承継・支援	東京商工会議所、東京都商工会連合会、町田商工会議所又は公益財団法人東京都中小企業振興公社が発行する事業承継支援内容証明申請書（様式30） ^{※2}	1部
承継 M&A	M&A 確認書（様式32）	1部

※1 事業承継個人融資型のうち融資対象アの要件を満たすものとして申し込む場合は総則の5（5～6ページ）に定める書類の【個人の場合】に必要な書類の他に、【法人の場合】に必要な書類の一部の提出を求めることがある。なお、会社である認定中小企業者の代表者が、個人として他に事業を営んでいない場合、「確定申告書の写し」及び「納税証明書」は不要とする。

事業承継個人融資型のうち融資対象イの要件を満たすものとして申し込む場合は総則の5（5～6ページ）に定める書類の【個人の場合】に必要な書類（「確定申告書の写し」及び

「納税証明書」を除く)の他に、経営の承継を行う他の中小企業者に関して【法人の場合】及び【個人の場合】に必要な書類の一部の提出を求めることがある。

※2 支援団体には、個人情報の利用に関する同意書(様式31)を提出すること。

II 融資申込受付後の処理

総則の6(6ページ)に定めるとおりとする。ただし、事業承継経営者保証不要型の申込受付は指定金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

III 関係書類の表示

事業承継のうち、事業承継一般の関係書類には「承継一般」、事業承継経営者保証不要型の関係書類には「承継経保」、事業承継個人融資型の関係書類には「承継個人」、事業承継支援特例の関係書類には「承継・支援」の表示を、M&Aつなぎの関係書類には「承継M&A」の表示をする。

第5 経営の安定化資金

1 経営安定融資（略称：経営）

一 経営セーフ（略称：経営セーフ）

I 目的

外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けていることの区市町村の認定を受けた東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）セーフティネット保証に係る区市町村長の認定（信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定）を受けたこと。

IV 融資条件

資金用途	運転資金・設備資金																								
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）																								
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 平成16年度以降の「経営セーフ」、平成20年度以降の「経営緊急」及び平成23年度以降の「円高セーフ」の既往融資残高を含める。

二 経営一般（略称：経営一般）

I 目的

外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
倒産等企業	破産、民事再生、会社更生、特別清算又は特定調停の申立て、会社解散手続の開始、債権者集会による私的整理又は電子交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分のいずれかの事情が生じた企業であって、東京都内の5企業以上に債務を有することが確認できる企業又は個人事業者

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のアからキまでのいずれかに該当すること。

ア 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少している。

イ 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少している。

ウ 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること。

エ 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少している。

オ 倒産等企業に事業上の債権を有している。

カ 災害により事業活動に影響を受けている。なお、当該災害について官公庁の発行するり災証明を受けていることが必要

キ 東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じているものであって（アスベスト対策）、別に定める要件に該当している。

IV 融資条件

資金用途	運転資金・設備資金																								
融資限度額※1	1億円（組合2億円※2）																								
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※1 平成16年度以降の「経営一般」（ただし、令和3年度以降の「経営一般（ウクライナ情勢対応緊急融資）」は除く。）及び平成23年度以降の「円高一般」の既往融資残高を含める。

※2 組合のうち、消費生活協同組合及び内航海運組合は、融資限度額を1億円とする。

三 経営改善（略称：経営改善）

I 目的

経営支援機関等による支援を受け改善・再生計画を策定した東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、金融と経営支援の一体的取組を推進し、経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2 ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
事業計画書	次の（1）から（3）までの内容を全て満たすもの又は含むものをいう。 （1）計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として5事業年度を最長の期間とする。 （2）申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 （3）計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画
経営サポート会議	中小企業者又は金融機関からの要請に基づき中小企業者ごとに開催する会議であって保証協会が参加するものをいう。
コロナ関連融資	以下の融資メニューの総称とする。 ・危機対応融資（略称：危機対応）※1 ・新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称：感染症対応） ・新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（略称：感染症借換） ・感染症対応融資（全国制度）（略称：感染症全国） ・新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走全国） ・新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走対応） ・事業転換・業態転換等支援融資（略称：事業・業態転換）※2 ・新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資（略称：コロナ借換） ・新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資（略称：ウクライナ・円安等） ・新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資（略称：コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等）

※1 新型コロナウイルス感染症に係るもののみ。

※2 令和4年度までの受付分のみ。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。なお、（4）を満たすものは、【フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）】の融資対象とすることができる。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3 ページ）を満たすこと。
- （3）次のア又はイに該当すること。

ア 改善支援（略称：改善支援）

保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けていること。

イ 改善サポート【事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度】（略称：都改サポ感染）

国の「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱」に定める要件に該当すること。（国の全国統一保証制度）

(4) 上記(1)及び(2)、並びに(3)イの全てを満たした上で、コロナ関連融資の融資残高があること。【フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）】

IV 融資条件

改善支援（略称：改善支援）																									
資金用途	運転資金・設備資金 ただし、改善計画の実施に必要な資金に限る。																								
融資限度額*	2億8,000万円（組合4億8,000万円）																								
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 平成29年度の「経営支援特例」、平成30年度の「経営支援（融資対象2）」、令和元年度の「経営支援（融資対象2）」及び令和2年度以降の「改善支援」の既往融資残高を含める。

改善サポート【事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度】 (略称：都改サポ感染)																															
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限る。なお、総則の4（3～4ページ）の「資金使途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。																														
融資限度額 ^{※1}	2億8,000万円（組合4億8,000万円）																														
融資期間	15年以内（据置期間5年以内を含む。）																														
融資利率 (年率)	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>融資期間</td><td>3年以内</td><td>1.7%以内</td></tr> <tr><td></td><td>3年超 5年以内</td><td>1.8%以内</td></tr> <tr><td></td><td>5年超 7年以内</td><td>2.0%以内</td></tr> <tr><td></td><td>7年超 10年以内</td><td>2.2%以内</td></tr> <tr><td></td><td>10年超</td><td>2.4%以内</td></tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合^{※2}></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>融資期間</td><td>3年以内</td><td>1.5%以内</td></tr> <tr><td></td><td>3年超 5年以内</td><td>1.6%以内</td></tr> <tr><td></td><td>5年超 7年以内</td><td>1.8%以内</td></tr> <tr><td></td><td>7年超 10年以内</td><td>2.0%以内</td></tr> <tr><td></td><td>10年超</td><td>2.2%以内</td></tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超 10年以内	2.2%以内		10年超	2.4%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超 10年以内	2.0%以内		10年超	2.2%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																													
	3年超 5年以内	1.8%以内																													
	5年超 7年以内	2.0%以内																													
	7年超 10年以内	2.2%以内																													
	10年超	2.4%以内																													
融資期間	3年以内	1.5%以内																													
	3年超 5年以内	1.6%以内																													
	5年超 7年以内	1.8%以内																													
	7年超 10年以内	2.0%以内																													
	10年超	2.2%以内																													
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																														
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																														
信用保証料	Ⅲ（3）イで定める国の保証制度要綱による。																														
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。 なお、本融資における経営者保証免除対応 ^{※3} を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。																														
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																														
その他	金融機関の責務及び報告などその他の条件については、Ⅲ（3）イで定める国の保証制度要綱に定めるとおりとする。																														

※1 令和元年度の「経営支援（融資対象3）」及び令和2年度以降の「改善サポート」の既往融資残高を含める。

※2 責任共有の対象外となる保証を付した既往借入金の返済を資金使途とした同額以内での本融資による借換えを行う場合に限り、責任共有制度の対象外となる保証を付した本融資を利用することができる。

※3 本融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。

① 令和2年1月29日時点における直近の決算から「経営者保証免除確認書」記入日時点における直近決算まででのいずれかにおいて資産超過であること。

② 直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの

貸付等) について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

【フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）】

目的

新型コロナウイルス感染症等の影響によって抜本的な経営改善や事業再生が必要な事業者に対し、「改善サポート」の利用（保証付債務を資本的劣後化する場合等の借換融資としての利用を含む）にあたり生じる経費を都が支援することにより、金融と経営支援の一体的取組を推進し、経営の安定を図ることを目的とする。

融資条件

	フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）
信用保証料以外の融資条件	改善サポート【事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度】（略称：都改サポート）に準ずる。
信用保証料	事業者負担なしとなるよう都が補助する。

四 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。ただし、経営セーフは、認定書の有効期間内に、経営一般のうち、倒産等企業に債権を有していることを理由として申し込む場合は、倒産等企業に倒産等の事由が発生した日又は倒産等企業が東京都知事へ届出をした日のいずれか近い日から1年以内に申し込むものとする。なお、改善サポートは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの保証申込受付（東京信用保証協会の受付）とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
経営セーフ	区市町村長の認定書（信用保険法第2条第5項に係る認定）	1部
経営一般	次の（1）及び（2）の書類 （1）「経営一般」該当届（様式33） （2）融資対象であることが確認できる書類の写し	各1部
改善支援 融資対象（3）ア	次の（1）及び（2）の書類 （1）「改善支援」支援証明申請書（様式36）の写し* （2）「改善支援」に係る改善計画書（様式37）の写し	各1部
改善サポート 融資対象（3）イ	Ⅲ（3）イで定める国の保証制度要綱に定める計画書の写し（経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除確認書」）	1部
フェニックス 金融支援	「フェニックス金融支援パッケージ」該当届（様式38）	1部

※ 支援団体には、個人情報利用に関する同意書（様式39）を提出すること。

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。ただし、改善サポートの申込受付は指定金融機関に限られるため、あっせん機関受付及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

III 関係書類の表示

経営セーフの関係書類には「経営セーフ」、経営一般の関係書類には「経営一般」、経営改善の改善支援の関係書類には「改善支援」、改善サポートの関係書類には「都改サポ感染」、フェニックス金融支援の関係書類には「フェニックス」を表示する。

IV 倒産等企業の届け出

- (1) 倒産等企業は、倒産等企業の代表者、破産管財人、法的手続を受任した弁護士又は債権者集会の代表者が、倒産等の日から1年以内に「倒産等企業届出書」及び「倒産等関連中小企業者名簿（様式34）」を、東京都産業労働局金融部金融課に提出するものとする。
- (2) 東京都は、倒産等企業の届出書を受理したときは、その写しを速やかに保証協会に送付する。
- (3) 倒産等企業の届出の有無の確認は、東京都又は保証協会への照会によることとする。

五 その他

経営一般の融資対象（3）キに該当する場合は、融資条件等その他について、別に定める。

2 借換融資（略称：借換）

一 特別借換（略称：特別借換）

I 目的

既往の保証協会の保証付融資の借り換えにより、東京都内の中小企業者等の資金繰りの安定化や経営改善に資することを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）保証協会の保証付融資を利用していること。
- （4）事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

IV 融資条件

資金使途	運転資金 なお、総則の4（3～4ページ）の「資金使途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。
融資限度額	今回借り換える保証協会の保証付融資の既往融資残高に、事業計画の実施に必要な資金及びこの融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とする。
融資期間	10年以内 （据置期間6か月以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は6か月以内）とする。
融資形式	証書貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6 ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

指定金融機関のみとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

なお、セーフティネット保証を使う場合には、区市町村長の発行する認定書（1部）を要する。

書 類 名	必要部数
総則の5（5～6 ページ）に定める書類	所定部数
「特別借換」事業計画書（様式40）	1 部

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6 ページ）に定めるとおりとする。ただし、本融資の申込受付は指定金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

III 関係書類の表示

関係書類には「特別借換」の表示をする。

3 再生支援融資（略称：再生）

一 企業再生（略称：企業再生）

I 目的

事業の再生を図る上で必要な資金を融資することにより、東京都内の中小企業者等の円滑な事業再生に資することを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 再生法的整理（略称：再生法的整理）

次の①から③までの全てに該当すること。

① 次の i 又は ii に該当するもの

- i 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続の申立てを行ったもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき会社更生手続の申立てを行ったもの
- ii 民事再生法第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたもの

② 民事再生計画の認可又は会社更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過しておらず、かつその計画を完遂していないもの

③ 次の i 及び ii を満たすもの

- i 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再生に合理的な見通しが認められること。
- ii 償還が見込まれること。

イ 再生私的整理（略称：再生私的整理）

次の①から⑩までのいずれかに従って事業再生を行うこと。

- ① 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業再生に係る委員会が策定を支援した再生計画
- ② 東京都中小企業活性化協議会が策定を支援した再生計画
- ③ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合又は機構が策定を支援した再生計画
- ④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った再生計画
- ⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った再生計画
- ⑦ 特定認証紛争解決手続に基づき策定された再生計画
- ⑧ 私的整理ガイドラインに基づき策定された再生計画
- ⑨ 経営サポート会議（中小企業者又は金融機関からの要請に基づき中小企業者ごとに開催する会議であって保証協会が参加するもの）による検討に基づき策定された再生計画
- ⑩ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき策定された再生計画

IV 融資条件

再生法的整理（略称：再生法的整理）	
資金用途	次に掲げる資金とする。 （１）原材料の購入のための費用 （２）商品の仕入れのための費用 （３）商品の生産に係る労務費及び経費 （４）設備の増強、改良、補修等のための費用 （５）販売費及び一般管理費 （６）借入金利息の弁済のための費用 （７）金銭債権の弁済のための費用
融資限度額※	2億円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）、又は保証協会の指定する方法とする。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。ただし、6か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	必要に応じて物的担保を要する。

再生私的整理（略称：再生私的整理）	
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率 （年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）、又は保証協会の指定する方法とする。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。ただし、6か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	必要に応じて物的担保を要する。

※ 平成14年度から平成19年度までの「再建」、平成20年度以降の「企業再建」、平成18年度以降の「リバイバル」及び令和3年度までの「企業再生」の既往融資残高を含める。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

指定金融機関のみとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
再生法的整理 融資対象（3）ア	次の（1）から（10）までの書類の写し。ただし、保証協会が、再生計画履行可能性が高いこと等により提出を不要と判断した書類については、この限りではない。また、再生計画及び更生計画の認可決定前の申込みである場合は、（6）から（8）までの書類の写しの提出は不要。 （1）過去1年分の月次資金繰り実績表 （2）今後1年分の月次資金繰り予定表 （3）過去3年分の貸借対照表・損益計算書・事業報告書・株主資本等変動計算書等及び附属明細書並びに税務申告書 （4）民事再生、会社更生の手續開始申立書及び申立書の添付書類一切 （5）民事再生・会社更生の申請に係る監督委員又は管財人の意見書（調査委員の報告書がある場合はそれを含む。） （6）民事再生、会社更生の計画認可決定書及び事業計画書を含んだ認可決定の添付書類一切 （7）計画履行報告書（認可後、返済計画を履行している場合） （8）別除権の返済計画書（別除権に対する返済を履行している場合は、返済履行報告書を含む。） （9）取引先からの支援を証する書類（取引証明書、契約書、納品書、発注書、依頼書、業務提携書等） （10）その他、保証協会が必要とする書類	各1部
再生私的整理 融資対象（3）イ	融資対象（3）イ②の場合、次の（1）及び（2）の書類 （1）東京都中小企業活性化協議会が作成した「再生計画調査報告書」の原本又は写し （2）情報提供等に関する同意書（様式41） 融資対象（3）イ②以外の場合、次の（1）及び（2）の書類 （1）再生計画書 （2）情報提供等に関する同意書（様式41）	各1部

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。ただし、本融資の申込受付は指定金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

III 関係書類の表示

再生法的整理の関係書類には「再生法的整理」の、再生私的整理の関係書類には「再生私的整理」の表示をする。

4 災害復旧資金融資（略称：災）

一 災害復旧（略称：災）

I 目的

一定の地域に集中して発生した災害により損失を受けた中小企業者等に対して、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
知事が指定した災害	次の（1）又は（2）に該当するもののうち、知事が指定したものをいう。 （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用があった災害 （2）（1）のほか特に必要なもの

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）東京都知事が指定した災害により損失を受けていること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	一災害につき8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	【固定金利】1.7%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】1.5%以内 なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度の対象外となる場合との金利差相当分）を補助する。
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

災害の状況等に応じてその都度定める。

(2) 融資申込受付機関

総則の 5 (5～6 ページ) に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

総則の 5 (5～6 ページ) に定めるとおりとする。

II 融資申込受付後の処理

総則の 6 (6 ページ) に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「災」の表示をする。

三 その他

融資条件等その他について、災害の都度、その状況に応じて別に定める場合がある。

5 危機対応融資（略称：危機）

一 危機対応（略称：危機対応）

I 目的

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい被害を受けた東京都内の中小企業者等に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2 ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3 ページ）を満たすこと。
- （3）次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）（以下「東日本大震災法」という。）第128条に係る認定等）を受けたこと。

イ 危機関連保証に係る区市町村長の有効期限内の認定（信用保険法第2条第6項に係る認定）を取得していること。

IV 融資条件

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3年以内 1.5%以内 3年超 5年以内 1.6%以内 5年超 7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内
返済方法	原則、元金均等返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	総則の4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。

※ 平成23年度以降の「災害緊急」、平成30年度の「危機関連」、平成31年（令和元年）度以降の「危機対応」の既往融資残高を含める。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

融資対象（3）アについては、平成23年3月11日より東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成23年政令第133号）第1条第1号で定める日までの貸付実行分を対象とし、融資対象（3）イについては、危機指定期間内の貸付実行分を対象とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
東日本大震災 融資対象（3）ア	区市町村長等の認定書等（東日本大震災法第128条に係る認定等）	1部
危機関連 融資対象（3）イ	区市町村長の認定書（信用保険法第2条第6項に係る認定）	1部

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「危機対応」の表示をする。

6 事業転換・業態転換等支援融資

(略称：事業・業態転換)

一 事業転換・業態転換 (略称：事業・業態転換)

(事業転換・業態転換特例 (略称：事業・業態転換特例))

I 目的

省エネルギー対応設備の活用等により、業態転換や事業多角化、事業転換に積極的に取り組む都内中小企業者等に対し、長期かつ低コストな資金供給を行うことで、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2 (1~2 ページ) に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
業態転換	現在行っている事業を継続しつつ、事業の細分類が同一のまま、原材料、生産技術、用途、販路、機能、性能のいずれかが大幅に異なる取組を行うことをいう。 (例：製造業者が、高性能かつ省エネ型の工作機械を導入し、生産ラインを大幅に効率化する。)
事業多角化	現在行っている事業を継続しつつ、新たな事業*に取り組むことをいう。 ※現在行っている事業と日本標準産業分類の細分類で異なるもの。 (例：飲食事業者が、テイクアウトや宅配を開始。その際に電気エンジン搭載の車両を採用する。)
事業転換	現在行っている事業を廃止・縮小し、新たな事業に取り組むことをいう。

III 融資対象

(1) 事業転換・業態転換等支援融資 (略称：事業・業態転換)

次のアからウまでを全て満たすもの。

ア 中小企業者又は組合であること。

イ 融資対象の基本要件 (総則の3、3 ページ) を満たすこと。

ウ 事業転換・業態転換事業計画書* (以下「計画」という。) を策定していること。

※計画：エネルギー対策を実施した際の省エネルギー削減効果を記載しつつ、以下の取組から選択して記載

- ①業態転換
- ②事業多角化
- ③事業転換

(2) 事業転換・業態転換特例 (略称：事業・業態転換特例)

融資対象アからウを全て満たした上で、更に以下の2つをいずれも満たすもの

- ・ 東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っていること。
- ・ 「DX・イノベ・産業育成支援融資」の融資対象を満たしていること (融資対象の詳細は10~11 ページ参照)。

IV 融資条件

事業転換・業態転換等支援融資 (略称：事業・業態転換)													
資金使途	運転資金・設備資金 なお、本メニュー内及び令和2年1月以降に保証した「DX・イノベ・産業育成支援※」、「働き方改革支援※」及び「チャレンジ」のみ借り換えの対象となる。												
融資限度額	2億8,000万円(組合4億8,000万円)												
融資期間	15年以内(据置期間5年以内を含む。)												
融資利率 (年率)	<p><責任共有制度の対象となる場合></p> <p>【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)</p> <table border="0"> <tr> <td>融資期間</td> <td>7年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 15年以内</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)</p> <table border="0"> <tr> <td>融資期間</td> <td>7年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 15年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	7年以内	1.7%以内		7年超 15年以内	2.2%以内	融資期間	7年以内	1.5%以内		7年超 15年以内	2.0%以内
融資期間	7年以内	1.7%以内											
	7年超 15年以内	2.2%以内											
融資期間	7年以内	1.5%以内											
	7年超 15年以内	2.0%以内											
返済方法	分割返済(元金据置期間は5年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。												
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。												
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。												
保証人	総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。												
物的担保	総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。												

※ 令和3年度及び令和4年度以降の「事業・業態転換」並びに、令和元年度及び2年度以降の以下メニューを含める。

「イノベ」「成長産業」「働き方改革」「働き方」「働き方・女性」「働き方・テレ宣」。

事業転換・業態転換特例(略称：事業・業態転換特例)	
融資利率以外の融資条件	事業転換・業態転換等支援融資(略称：事業・業態転換)に準ずる。
融資利率 (年率)	事業転換・業態転換等支援融資(略称：事業・業態転換)の融資利率から0.4%優遇した金利とする。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
	事業転換・業態転換事業計画書（様式42）	1 部
	融資対象であることが確認できる書類の写し	
事業・業態 転換特例	事業転換・業態転換特例申込書（様式43）	1 部
	「DX・イノベ・産業育成支援」の融資対象を充足していることが確認できるもの（11ページ参照）	
	テレワーク東京ルール実践企業宣言の宣言証（テレワーク推進リーダー設置済表示入り）写し	

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「事業・業態転換」の表示をする。

7 新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走）

一 伴走全国（略称：伴走全国）

I 目的

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者等の経営の安定化や収益力改善を図ることを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のアからエまでのいずれかに該当すること。
 - ア セーフティネット保証4号に係る有効期限内の区市町村長の認定※（信用保険法第2条第5項第4号の認定）を取得していること。
 - イ セーフティネット保証5号に係る有効期限内の区市町村長の認定※（信用保険法第2条第5項第5号の認定）を取得していること。
 - ウ 次のいずれかに該当すること※。
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。
 - ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ③ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
 - エ 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと※。
- （4）経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定していること。

※ 信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

IV 融資条件

資金使途	<p>運転資金・設備資金</p> <p>なお、総則の4（3～4ページ）の「資金使途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。</p>																								
融資限度額	1億円 ^{*1}																								
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p><責任共有制度の対象となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超 10年以内	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超 10年以内	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超 10年以内	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超 10年以内	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								

<p>信用保証料</p>	<p>【融資対象（3）ア、イ及びエのいずれかに該当する場合】 全事業者 0.85%とする。ただし、本融資における経営者保証免除対応^{※2}を適用する場合は前述の保証料率に 0.2%を上乗せする。 なお、信用保証料のうち 0.65%（経営者保証免除対応を適用する場合は 0.85%）を国が補助する。</p> <p>【融資対象（3）ウに該当する場合】 <責任共有制度の対象となる場合> 下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。</p> <table border="1" data-bbox="435 584 1374 703"> <tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr> <tr><td>料率（%）</td><td>1.90</td><td>1.75</td><td>1.55</td><td>1.35</td><td>1.15</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr> <tr><td>補助（%）</td><td>0.75</td><td>0.75</td><td>0.70</td><td>0.65</td><td>0.55</td><td>0.50</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.25</td></tr> </table> <p>ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。</p> <table border="1" data-bbox="435 779 1374 898"> <tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr> <tr><td>料率（%）</td><td>2.10</td><td>1.95</td><td>1.75</td><td>1.55</td><td>1.35</td><td>1.20</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.65</td></tr> <tr><td>補助（%）</td><td>0.95</td><td>0.95</td><td>0.90</td><td>0.85</td><td>0.75</td><td>0.70</td><td>0.60</td><td>0.50</td><td>0.45</td></tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合> 下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。</p> <table border="1" data-bbox="435 974 1374 1093"> <tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr> <tr><td>料率（%）</td><td>2.20</td><td>2.00</td><td>1.80</td><td>1.60</td><td>1.35</td><td>1.10</td><td>0.90</td><td>0.70</td><td>0.50</td></tr> <tr><td>補助（%）</td><td>1.05</td><td>1.00</td><td>0.95</td><td>0.90</td><td>0.75</td><td>0.60</td><td>0.50</td><td>0.40</td><td>0.30</td></tr> </table> <p>ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。</p> <table border="1" data-bbox="435 1169 1374 1288"> <tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr> <tr><td>料率（%）</td><td>2.40</td><td>2.20</td><td>2.00</td><td>1.80</td><td>1.55</td><td>1.30</td><td>1.10</td><td>0.90</td><td>0.70</td></tr> <tr><td>補助（%）</td><td>1.25</td><td>1.20</td><td>1.15</td><td>1.10</td><td>0.95</td><td>0.80</td><td>0.70</td><td>0.60</td><td>0.50</td></tr> </table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	補助（%）	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率（%）	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65	補助（%）	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率（%）	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	補助（%）	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率（%）	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70	補助（%）	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																																																
料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																																																																																
補助（%）	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25																																																																																																																
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																																																
料率（%）	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65																																																																																																																
補助（%）	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45																																																																																																																
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																																																
料率（%）	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50																																																																																																																
補助（%）	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30																																																																																																																
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																																																																
料率（%）	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70																																																																																																																
補助（%）	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50																																																																																																																
<p>保証人</p>	<p>総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。なお、本融資における経営者保証免除対応^{※2}を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。</p>																																																																																																																								
<p>物的担保</p>	<p>総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。</p>																																																																																																																								
<p>その他</p>	<p>金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「伴走支援型特別保証制度要綱」の定めるとおりとする。</p>																																																																																																																								

※1 令和 3 年度以降の「伴走全国」、全国の信用保証協会の「伴走支援型特別保証制度」の既往融資残額を含める。

※2 本融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を 0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。

- ① 令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算から「経営者保証免除対応確認書」記入日時点における直近決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- ② 直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

二 伴走対応（略称：伴走対応）

I 目的

伴走全国を含む伴走支援型特別保証制度（以下、「伴走全国等」という。）の融資限度額の範囲内では必要な資金調達額を賄うことができない東京都内の中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者等に対して継続的な伴走型の支援を実施することにより、中小企業者等の経営の安定化や収益力改善を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のアからウまでのいずれかに該当すること。
 - ア セーフティネット保証4号に係る有効期限内の区市町村長の認定*（信用保険法第2条第5項第4号の認定）を取得している。
 - イ セーフティネット保証5号に係る有効期限内の区市町村長の認定*（信用保険法第2条第5項第5号の認定）を取得していること。
 - ウ 次のいずれかに該当すること*。
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。
 - ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ③ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
 - エ 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと*。
- （4）本制度の申込み時点で、既に伴走全国等の利用残高がある（本件と同時に融資実行をする場合を含む。）こと。

※ 信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

IV 融資条件

資金使途	<p>運転資金・設備資金</p> <p>ただし、伴走全国等の既往融資の返済を資金使途とした本融資の申込みはできない。</p>																								
融資限度額※	<p>1億8,000万円（組合3億8,000万円）</p> <p>ただし、本融資の実行金額が、「伴走全国」の融資限度額の空き枠の範囲内となる場合は利用できない（伴走全国、伴走特別又はその他の「伴走支援型特別保証制度（全国統一保証制度）」の保証を付した融資を利用すること）。</p>																								
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p><責任共有制度の対象となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 令和3年度以降の「伴走対応」の既往融資残高を含める。

三 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの保証申込受付（東京信用保証協会の受付）とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
伴走全国	次の（1）から（6）までの書類 （1）融資対象（3）ア及びイに該当する場合は、セーフティネット保証4号又は5号に係る有効期限内の区市町村長の認定の写し （2）融資対象（3）ウに該当する場合は売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書及び売上高営業利益率減少要件確認書の写しのいずれか※1 （3）融資対象（3）エに該当する場合は、罹災証明書（令和六年能登半島地震による災害に係るものに限る。）の写し （4）経営行動計画書の写し※1,2,3 （5）情報提供等に関する同意書（様式44）※4 （6）経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除対応確認書」	各1部
伴走対応	次の（1）から（5）までの書類 （1）融資対象（3）ア及びイに該当する場合は、セーフティネット保証4号又は5号に係る有効期限内の区市町村長の認定の写し （2）融資対象（3）ウに該当する場合は売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書及び売上高営業利益率減少要件確認書の写しのいずれか※1 （3）融資対象（3）エに該当する場合は、罹災証明書（令和六年能登半島地震による災害に係るものに限る。）の写し （4）経営行動計画書の写し※1,2,3 （5）情報提供等に関する同意書（様式44）※4	各1部

※1 中小企業庁又は東京信用保証協会のIIPからダウンロード可能。

※2 申込みの都度必要。ただし、同一金融機関への複数口（「伴走全国」「伴走対応」の制度の別を問わない。）の同時申込の場合は1部のみ提出も可能とする。なお、有効期限は計画策定日から起算して概ね3か月とする。

※3 他の金融機関との間で作成した計画書を利用することはできない。

※4 申込みの都度必要。ただし、同一金融機関への複数口（「伴走全国」「伴走対応」の制度の別を問わない。）の同時申込の場合は1部のみ提出も可能とする。

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

伴走全国の関係書類には「伴走全国」、伴走対応の関係書類には「伴走対応」の表示をする。

IV 期中の報告等

国の「伴走支援型特別保証制度要綱」に定める報告等を行うこと。ただし、伴走対応についてはモニタリング報告は不要とする。

8 新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資

(略称：コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等)

一 新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資

(略称：コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等)

I 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウクライナ情勢の変化や原油・エネルギー価格その他物価の高騰、円安等によって都内経済の先行きは不透明化している。都内中小企業においても、経営環境が複雑化する中で様々な影響が懸念される。

よって、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢、円安、エネルギー関連等の単一又は複合的な要因を発端として事業活動に影響が生じる中小企業者等に対し、当座の返済負担軽減や資金的な支援を行うことにより、経営の安定を図ることを目的とする。

加えて、令和2年度に実施した実質無利子の「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等」の返済期が順次到来していることから、本融資での借り換えにより、依然苦しい経営環境にある中小企業者等の当座の返済負担軽減を図る。

II 定義

総則の2(1~2ページ)に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
借換対象コロナ融資	以下の融資メニューの総称とする。 <ul style="list-style-type: none">令和2年度危機対応融資(略称：危機対応)^{※1,2}令和2年度新型コロナウイルス感染症対応緊急融資(略称：感染症対応)^{※1}令和2年度新型コロナウイルス感染症対応緊急借換(略称：感染症借換)^{※1}令和元年度危機対応融資(略称：危機対応)^{※2}令和元年度新型コロナウイルス感染症対応緊急融資(略称：感染症対応)令和元年度新型コロナウイルス感染症対応緊急借換(略称：感染症借換)

※1 令和3年3月31日までに保証申込受付、令和3年5月31日までに融資実行されている融資をいう。

※2 新型コロナウイルス感染症に係るもののみ。

III 融資対象

次の(1)、(2)の両方及び(3)又は(4)を満たすもの。なお、(1)及び(2)を満たした上で(3)を満たすものは借換対象コロナ融資の借換融資として、(1)及び(2)を満たした上で(4)を満たすものは当該要因に係る資金繰り改善を資金使途とした融資対象とすることができる。

(1) 中小企業者又は組合であること。

(2) 融資対象の基本要件(総則の3、3ページ)を満たすこと。

(3) 次のア及びイを満たすもの

ア 借換対象コロナ融資の融資残高がある。

イ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

(4) 次のア及びイを満たすもの

ア ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。

イ 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が直近同期と比較して10%以上減少していること。

なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として売上が減少している場合であれば、本要件を充足しているを見なすことが可能。

IV 融資条件

	新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資 (略称：コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等)																														
資金使途	運転資金・設備資金 借り換えの場合、借換対象コロナ融資のみ対象となる。																														
融資限度額*	2億8,000万円（組合4億8,000万円）																														
融資期間	15年以内（据置期間5年以内を含む。）																														
融資利率 (年率)	<p><責任共有制度の対象となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.2%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年超</td> <td>2.4%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超 10年以内	2.2%以内		10年超	2.4%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超 10年以内	2.0%以内		10年超	2.2%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																													
	3年超 5年以内	1.8%以内																													
	5年超 7年以内	2.0%以内																													
	7年超 10年以内	2.2%以内																													
	10年超	2.4%以内																													
融資期間	3年以内	1.5%以内																													
	3年超 5年以内	1.6%以内																													
	5年超 7年以内	1.8%以内																													
	7年超 10年以内	2.0%以内																													
	10年超	2.2%以内																													
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																														
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																														
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、本融資（新規申込分を含む）の融資残高に応じて以下のとおり東京都が信用保証料を補助する。 <p>【8,000万円以下】 信用保証料の5分の4を補助</p> <p>【8,000万円超】 信用保証料の3分の2を補助</p> <p>なお、小規模企業者に対しては信用保証料の4分の3を補助</p>																														
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるところとする。																														
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるところとする。																														

※ 令和3年度以降の「経営一般（ウクライナ情勢対応緊急融資）」及び令和4年度の「ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」の既往融資残高を含める。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

指定金融機関のみとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書 類 名	必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
借換対象コロナ融資を借り換える場合	「コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等」の借換に係る事業計画書及び情報提供に関する同意書（様式45）	1 部
借換対象コロナ融資の借換を伴わない場合	「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資」該当届（様式46）	1 部
	融資対象であることが確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）	1 部

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等」の表示をする。

IV 期中の報告

借換対象コロナ融資を借り換える場合について、金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中、半期に一回モニタリングを行い、以下の項目を記録に残すものとする。なお、東京都及び東京信用保証協会への定例の報告義務はないが、東京都から当該記録の提出を求められた場合、遅滞なく提出することとする。借換対象コロナ融資の借換を伴わない場合は、モニタリングは不要。

（項目）

- ① 最終訪問日
- ② 事業計画の進捗状況
- ③ 売上（月商）
- ④ 課題・今後の見通し
- ⑤ 金融機関・支店・確認者名

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度東京都中小企業制度融資要項に基づき申込みのあったもので未処理のものは、令和4年度東京都中小企業制度融資要項で処理する。

附 則

この要項は、令和5年8月31日から施行する。
なお、「第1 総則 8 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関」の「取扱制度」にかかる改定は令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年1月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年3月15日から施行する。

参 考 資 料

令和2年度東京都中小企業制度融資要項【2月22日改定版】

新型コロナ関連利子補給融資部分抜粋

(※新規申込み受付終了)

1 危機対応融資（略称：危機）

一 危機対応（略称：危機対応）

I 目的

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい被害を受けた東京都内の中小企業者及び組合に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

（1）中小企業者又は組合であること。

（2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。

（3）次の①を満たし、かつ②又は③のいずれかを満たすこと。

① 危機関連保証に係る区市町村長の有効期限内の認定（信用保険法第2条第6項に係る認定）を取得していること。

② 本融資の申込み時点で、既に令和2年4月7日に国から発表のあった、「都道府県による制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子融資」（「感染症対応融資（全国制度）」を含む）の利用がある、もしくは同時に申し込みをしていること。

③ 「感染症対応（全国制度）」のみで希望する融資条件を満たすことが困難であると認められること。

IV 融資条件

資金用途	運転資金・設備資金 なお、「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金用途とした本融資の申し込み並びに、「危機対応」、「感染症対応」及び「感染症借換」の3メニューにおいて利子補給対象となっている他の金融機関扱いの既往融資の返済を資金用途とした利子補給対象となる本融資の申し込みはできない。
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）※ ¹
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）

利子補給対象	「感染症対応」、「感染症借換」及び「感染症対応（全国制度）」の利子補給交付対象を含め融資残額1億円まで。																						
利子補給期間	融資実行後3年間																						
融資利率 (年率)	<p>(融資総額^{※1}1億円以内)</p> <p>【固定金利】(利子補給期間終了後の融資利率。融資期間により異なる。利子補給期間終了後は以下の金利が完済まで適用される。)</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> <td rowspan="3">※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table> <p>(融資総額^{※1}1億円超)</p> <p>【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年超 5年以内	1.6%以内	※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年超 5年以内	1.6%以内	※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)																				
	5年超 7年以内	1.8%以内																					
	7年超	2.0%以内																					
融資期間	3年以内	1.5%以内																					
	3年超 5年以内	1.6%以内																					
	5年超 7年以内	1.8%以内																					
	7年超	2.0%以内																					
返済方法	原則、元金均等返済(元金据置期間は2年以内)とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。																						
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																						
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。ただし、融資対象(3)イに該当する場合は東京都が信用保証料の全額を補助する。																						
保証人	総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。																						
物的担保	総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。																						

※1 平成23年度以降の「災害緊急」、平成30年度の「危機関連」、平成31年(令和元年)度以降の「危機対応」及び「感染症対応(全国制度)」の既往融資残高を含める。

※2 「危機対応」、「感染症対応」、「感染症借換」及び「感染症対応(全国制度)」の利子補給交付対象融資残額(本件実行分を含む)の合計をいう。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

危機指定期間内の貸付実行分を対象とし、原則、令和2年5月1日からの受付*とする。

※新制度移行以前に受付を行った分については、令和2年4月1日施行の令和2年3月17日付31産労金金第1512号決定「令和2年度東京都中小企業制度融資要項」に則る。

※「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象となる本融資の申込みについての制限は、附則（令和2年6月11日付2産労金金第400号決定）に定める施行日の申し込み分から適用する。

※「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象外となる本融資の申込みについての制限は、附則（令和3年2月17日付2産労金金第1339号決定）に定める適用日の保証申し込み分から適用する。

※「危機対応」、「感染症対応」及び「感染症借換」の3メニューにおいて利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象となる本融資の利用は、附則（令和3年2月17日付2産労金金第1339号決定）に定める適用日の保証承諾分から可能とする。

※保証申込受付期限は令和3年3月31日（融資実行期限：令和3年5月31日）とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
危機関連	(1) 区市町村長の認定書（信用保険法第2条第6項に係る認定） (2) 情報提供等に関する同意書（様式44）	1部

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「危機対応」の表示をする。

2 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称：感染症対応）

一 新型コロナウイルス感染症対応（略称：感染症対応）

I 目的

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者及び組合に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のア及びイを満たすもの

ア 新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。

イ 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が直近同期と比較して、新型コロナウイルス感染症の影響により5%以上減少していること。なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、新型コロナウイルス感染症による影響で売上高が減少している場合であれば、本要件を充足していると思なすことが可能。

※セーフティネット保証4号又は5号に係る有効期限内の区市町村長の認定（信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定）を取得している場合は原則として「感染症対応（全国制度）」を利用すること。ただし、以下の場合はこの限りでない。

- ① 本融資の申し込み時点で、既に令和2年4月7日に国から発表のあった、「都道府県による制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子融資」（「感染症対応（全国制度）」を含む）の利用がある、又は同時に申し込みをしている。
- ② 「感染症対応（全国制度）」のみで希望する融資条件を満たすことが困難であると認められる。

IV 融資条件

資金使途	運転資金・設備資金 なお、総則の4（3～4ページ）の「資金使途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資（令和2年1月以降に保証した「環境変化対応特別保証制度」に限る。）が借り換えの対象となる。ただし、「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした責任共有対象外となる本融資の申し込み並びに、「危機対応」、「感染症対応」及び「感染症借換」の3メニューにおいて利子補給対象となっている他の金融機関扱いの既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象となる本融資の申し込みはできない。
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）※1
融資期間	運転資金 10年以内（据置期間5年以内を含む。） 設備資金 15年以内（据置期間5年以内を含む。）

利子補給対象	「危機対応」、「感染症借換」及び「感染症対応（全国制度）」の利子補給交付対象を含め融資残高1億円まで。																																																										
利子補給期間	融資実行後3年間																																																										
融資利率 (年率)	<p><責任共有制度の対象となる場合> (融資総額^{※1}1億円以内)</p> <p>【固定金利】(利子補給期間終了後の融資利率。融資期間により異なる。利子補給期間終了後は以下の金利が完済まで適用される。)</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> <td rowspan="4">※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.2%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年超</td> <td>2.4%以内</td> </tr> </table> <p>(融資総額^{※1}1億円超)</p> <p>【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> <td rowspan="5">※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.2%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年超</td> <td>2.4%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合> (融資総額^{※1}1億円以内)</p> <p>【固定金利】(利子補給期間終了後の融資利率。融資期間により異なる。利子補給期間終了後は以下の金利が完済まで適用される。)</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> <td rowspan="4">※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>(融資総額^{※1}1億円超)</p> <p>【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。)</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> <td rowspan="5">※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年超 5年以内	1.8%以内	※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超 10年以内	2.2%以内		10年超	2.4%以内	融資期間	3年以内	1.7%以内	※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超 10年以内	2.2%以内		10年超	2.4%以内	融資期間	3年超 5年以内	1.6%以内	※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超 10年以内	2.0%以内		10年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内	※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超 10年以内	2.0%以内		10年超	2.2%以内
融資期間	3年超 5年以内	1.8%以内	※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)																																																								
	5年超 7年以内	2.0%以内																																																									
	7年超 10年以内	2.2%以内																																																									
	10年超	2.4%以内																																																									
融資期間	3年以内	1.7%以内	※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)																																																								
	3年超 5年以内	1.8%以内																																																									
	5年超 7年以内	2.0%以内																																																									
	7年超 10年以内	2.2%以内																																																									
	10年超	2.4%以内																																																									
融資期間	3年超 5年以内	1.6%以内	※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)																																																								
	5年超 7年以内	1.8%以内																																																									
	7年超 10年以内	2.0%以内																																																									
	10年超	2.2%以内																																																									
融資期間	3年以内	1.5%以内	※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (うち、利子補給1.7%)																																																								
	3年超 5年以内	1.6%以内																																																									
	5年超 7年以内	1.8%以内																																																									
	7年超 10年以内	2.0%以内																																																									
	10年超	2.2%以内																																																									
返済方法	原則、元金均等返済(元金据置期間は5年以内)とする。ただし、融資期間が5年以内の場合は一括返済とすることができる。																																																										
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																																																										
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。																																																										
保証人	総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。																																																										
物的担保	総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。																																																										

※1 平成31年(令和元年)度以降の「感染症対応」及び「感染症対応(全国制度)」の既往融資残高を含める。

※2 「危機対応」、「感染症対応」、「感染症借換」及び「感染症対応(全国制度)」の利子補給交付対象融資残額(本件実行分を含む)の合計をいう。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

原則、令和2年5月1日からの受付*とする。

※新制度移行以前に受付を行った分については、令和2年4月1日施行の令和2年3月17日付31産労金第1512号決定「令和2年度東京都中小企業制度融資要項」に則る。

※「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした、利子補給対象となる本融資の申込みについての制限は、附則（令和2年6月11日付2産労金第400号決定）に定める施行日の申し込み分から適用する。

※「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象外（ただし、責任共有対象外となるものに限る）となる本融資の申込みについての制限は、附則（令和3年2月17日付2産労金第1339号決定）に定める適用日の保証承申し込み分から適用する。

※「危機対応」、「感染症対応」及び「感染症借換」の3メニューにおいて利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象となる本融資の申込み並びに、「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象（ただし、責任共有対象となるものに限る）となる本融資の申込みは、附則（令和3年2月17日付2産労金第1339号決定）に定める適用日の保証承諾分から可能とする。

※保証申込受付期限は令和3年3月31日（融資実行期限：令和3年5月31日）とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
感染症対応	次の（1）から（3）までの書類 （1）「新型コロナウイルス感染症対応」該当届（様式42） （2）融資対象であることが確認できる書類の写し （3）情報提供等に関する同意書（様式44）（「新型コロナウイルス感染症対応該当届（様式42）」について、セーフティネット4号又は5号の認定書に補記する形式で代用している場合）	各1部

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「感染症対応」の表示をする。

3 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（略称：感染症借換）

一 新型コロナウイルス感染症借換（略称：感染症借換）

I 目的

既往の保証協会の保証付融資があり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者及び組合が、その借り換えにより資金繰りの安定化や経営改善を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のアからエまでの全てを満たすもの

ア 新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。

イ 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が直近同期と比較して、新型コロナウイルス感染症の影響により5%以上減少していること。なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、新型コロナウイルス感染症による影響で売上高が減少している場合であれば、本要件を充足していると思なすことが可能。

ウ 保証協会の保証付融資を利用していること。

エ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

※セーフティネット保証4号又は5号に係る有効期限内の区市町村長の認定（信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定）を取得している場合は原則として「感染症対応（全国制度）」を利用すること。ただし、以下の場合はこの限りでない。

- ① 本融資の申し込み時点で、既に令和2年4月7日に国から発表のあった、「都道府県による制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子融資」（「感染症対応（全国制度）」を含む）の利用がある、又は同時に申し込みをしている。
- ② 「感染症対応（全国制度）」のみで希望する融資条件を満たすことが困難であると認められる。

IV 融資条件

資金使途	運転資金 なお、総則の4（3～4ページ）の「資金使途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。ただし、「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした責任共有対象外となる本融資の申し込み並びに、「危機対応」、「感染症対応」及び「感染症借換」の3メニューにおいて利子補給対象となっている他の金融機関扱いの既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象となる本融資の申し込みはできない。
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）※1 ただし、既往の保証協会の保証付融資に、この融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とする。

融資期間	運転資金 10 年以内（据置期間 5 年以内を含む。）																																														
利子補給対象	「危機対応」、「感染症対応」及び「感染症対応融資（全国制度）」の利子補給交付対象を含め融資残高 1 億円まで。																																														
利子補給期間	融資実行後 3 年間																																														
融資利率 （年率）	<p>< 責任共有制度の対象となる場合 > （融資総額^{※1} 億円以内） 【固定金利】（利子補給期間終了後の融資利率。融資期間により異なる。利子補給期間終了後は以下の金利が完済まで適用される。）</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>1.8%以内</td> <td rowspan="3">※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>（融資総額^{※1} 億円超） 【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3 年以内</td> <td>1.7%以内</td> <td rowspan="4">※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>< 責任共有制度の対象外となる場合 > （融資総額^{※1} 億円以内） 【固定金利】（利子補給期間終了後の融資利率。融資期間により異なる。利子補給期間終了後は以下の金利が完済まで適用される。）</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>1.6%以内</td> <td rowspan="3">※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table> <p>（融資総額^{※1} 億円超） 【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3 年以内</td> <td>1.5%以内</td> <td rowspan="4">※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 年超 5 年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 年超 7 年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3 年超 5 年以内	1.8%以内	※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）		5 年超 7 年以内	2.0%以内		7 年超	2.2%以内	融資期間	3 年以内	1.7%以内	※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）		3 年超 5 年以内	1.8%以内		5 年超 7 年以内	2.0%以内		7 年超	2.2%以内	融資期間	3 年超 5 年以内	1.6%以内	※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）		5 年超 7 年以内	1.8%以内		7 年超	2.0%以内	融資期間	3 年以内	1.5%以内	※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）		3 年超 5 年以内	1.6%以内		5 年超 7 年以内	1.8%以内		7 年超	2.0%以内
融資期間	3 年超 5 年以内	1.8%以内	※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）																																												
	5 年超 7 年以内	2.0%以内																																													
	7 年超	2.2%以内																																													
融資期間	3 年以内	1.7%以内	※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）																																												
	3 年超 5 年以内	1.8%以内																																													
	5 年超 7 年以内	2.0%以内																																													
	7 年超	2.2%以内																																													
融資期間	3 年超 5 年以内	1.6%以内	※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）																																												
	5 年超 7 年以内	1.8%以内																																													
	7 年超	2.0%以内																																													
融資期間	3 年以内	1.5%以内	※ただし、実行後 3 年間の金利については、固定金利 1.7%（うち、利子補給 1.7%）																																												
	3 年超 5 年以内	1.6%以内																																													
	5 年超 7 年以内	1.8%以内																																													
	7 年超	2.0%以内																																													
返済方法	原則、元金均等返済（元金据置期間は 5 年以内）とする。ただし、融資期間が 5 年以内の場合は一括返済とすることができる。																																														
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																																														
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。																																														
保証人	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。																																														
物的担保	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。																																														

※1 平成 31 年（令和元年）度以降の「感染症借換」及び「感染症対応（全国制度）」の既往融資残高を含める。

※2 「危機対応」、「感染症対応」、「感染症借換」及び「感染症対応（全国制度）」の利子補給交付対象融資残額（本件実行分を含む）の合計をいう。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

原則、令和2年5月1日からの受付*とする。

※新制度移行以前に受付を行った分については、令和2年4月1日施行の令和2年3月17日付31産労金第1512号決定「令和2年度東京都中小企業制度融資要項」に則る。

※「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした、利子補給対象となる本融資の申込みについての制限は、附則（令和2年6月11日付2産労金第400号決定）に定める施行日の申し込み分から適用する。

※「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象外（ただし、責任共有対象外となるものに限る）となる本融資の申込みについての制限は、附則（令和3年2月17日付2産労金第1339号決定）に定める適用日の保証申し込み分から適用する。

※「危機対応」、「感染症対応」及び「感染症借換」の3メニューにおいて利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象となる本融資の申込み並びに、「感染症全国」において利子補給対象となっている既往融資の返済を資金使途とした利子補給対象（ただし、責任共有対象となるものに限る）となる本融資の申込みは、附則（令和3年2月17日付2産労金第1339号決定）に定める適用日の保証承諾分から可能とする。

※保証申込受付期限は令和3年3月31日（融資実行期限：令和3年5月31日）とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類
感染症借換	次の（1）から（4）までの書類 （1）「新型コロナウイルス感染症対応」該当届（様式42） （2）融資対象であることが確認できる書類の写し （3）「新型コロナウイルス感染症借換」事業計画書（様式43） （4）情報提供等に関する同意書（様式44）（「新型コロナウイルス感染症対応該当届（様式42）」について、セーフティネット4号又は5号の認定書に補記する形式で代用している場合）

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「感染症借換」の表示をする。

4 感染症対応融資（全国制度）（略称：感染症全国）

一 感染症対応（全国制度）（略称：感染症全国）

I 目的

令和2年度新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者及び組合に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者及び組合の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証に係る有効期限内の区市町村長の認定^{※1.2.3.4.5}（信用保険法第2条第5項第4号又は第5号もしくは第6項の認定）を取得している。
 - ※1 セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証のうち、信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。
 - ※2 セーフティネット保証4号及び危機関連保証に関しては、令和2年度新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。
 - ※3 セーフティネット保証5号に関しては売上高等の減少を要因としないものを除く。
 - ※4 危機関連保証に関して、本融資を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。
 - ※5 ただし、セーフティネット保証5号を以て、申込みを行ったもののうち、総則の2（1～2ページ）に定める中小企業者に該当する個人事業者（小規模企業者を除く。）、又は個人事業者以外の中小企業者もしくは小規模企業者からの申込みであって、売上減少率が5%以上15%未満のものを融資対象とする場合は、利子補給の交付対象とならない。また、信用保証料については、国が信用保証料の2分の1を補助する。

IV 融資条件

資金使途	運転資金・設備資金 なお、総則の4（3～4ページ）の「資金使途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。ただし、「感染症全国」並びに利子補給対象となっている「危機対応」、「感染症対応」及び「感染症借換」の4メニューにおいて他の金融機関扱いの既往融資の返済を資金使途とした本融資の申し込みは、国の定める一部の例外 ^{※5} を除きできない。
融資限度額	6,000万円 ^{※1}
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む。）
利子補給対象	本融資単独で融資残高6,000万円まで。なお、「危機対応」、「感染症対応」及び「感染症借換」の利子補給交付対象を含め融資残高1億円まで。
利子補給期間	融資実行後3年間

融資利率 (年率)	<p><責任共有制度の対象となる場合> 【固定金利】(利子補給期間終了後の融資利率。融資期間により異なる。利子補給期間終了後は以下の金利が完済まで適用される。)</p> <table border="1" data-bbox="459 360 1002 517"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p>※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (原則として、うち1.7%を利子補給※²)</p> <p><責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】(利子補給期間終了後の融資利率。融資期間により異なる。利子補給期間終了後は以下の金利が完済まで適用される。)</p> <table border="1" data-bbox="459 640 1002 797"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table> <p>※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7% (原則として、うち1.7%を利子補給※²)</p>	融資期間	3年以内	1.7%		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.7%		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.7%																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	原則、元金均等返済(元金据置期間は5年以内)とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	全事業者0.85%とする。ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は前述の保証料率に0.2%を上乗せする。なお、原則として、国が信用保証料の全額を補助※ ³ する。																								
保証人	総則の4(3~4ページ)に定めるとおりとする。 なお、本融資における経営者保証免除対応※ ⁴ を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。																								
物的担保	既設定の根抵当権等を除き、原則、無担保とする。																								

※1 令和2年4月7日に国から発表のあった、「都道府県による制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子融資」の全国の信用保証協会での融資残額を含める。

※2 「Ⅲ 融資対象 (3) ※5」のとおり、利子補給の交付対象とならない場合がある。

※3 「Ⅲ 融資対象 (3) ※5」のとおり、保証料補助が2分の1となる場合がある。

※4 本融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。

① 直近の決算書が資産超過であること。

② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

※5 次の①又は②を満たす場合のことをいう。

① セーフティネット保証5号を付して、実行を受けた本融資の既往債務の返済を資金使途として、セーフティネット保証4号又は危機関連保証を付した本融資を申し込む場合。

② 法人代表者の連帯保証が付された「危機対応」、「感染症対応」、「感染症借換」及び「感染症全国」の4メニューの既往債務の返済を資金使途として、経営者保証免除対応を適用した本融資を申し込む場合。

二 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和2年5月1日からの受付*とする。

※附則に定める施行日の前日までに保証承諾を行った分については、令和2年5月1日施行の令和2年4月30日付2産労金金第222号決定「令和2年度東京都中小企業制度融資要項【5月改定版】」に則る。

※「感染症全国」並びに利子補給対象となっている「危機対応」、「感染症対応」及び「感染症借換」の4メニューの既往融資の返済を資金使途とした本融資の利用は、附則（令和3年2月17日付2産労金金第1339号決定）に定める適用日の保証承諾分から可能とする。

※保証申込受付期限は令和3年3月31日（融資実行期限：令和3年5月31日）とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
感染症全国	次の（1）から（3）までの書類 （1）融資対象であることが確認できる書類 （2）経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除確認書」 （3）情報提供等に関する同意書（様式44）	各1部

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

関係書類には「感染症全国」の表示をする。

様式集

1	D X・イノベ・産業育成支援申込書（D X）	P112
2	支援内容証明申請書（D X）	P113
3	個人情報の利用に関する同意書（D X）	P114
4	働き方改革支援申込書（働き方）	P115
5	ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援申込書（ソーシャル）	P117
6	H T T・ゼロエミッション支援申込書（H T T・ゼロエミ）	P118
7	B C P・サイバーセキュリティ対策支援申込書（B C P サイバ）	P119
8	事業継続計画（B C P）の策定・実施に係る支援内容証明申請書（B C P サイバ）	P120
9	個人情報の利用に関する同意書（B C P サイバ）	P121
10	経営指導内容証明依頼書（小口・支援／商工会議所）	P122
11	経営指導内容証明書（小口・支援／商工会議所）	P123
12	経営指導内容証明依頼書（小口・支援／商工会）	P124
13	経営支援内容証明書（小口・支援／商工会）	P125
14	確認・証明申請書（小口・支援）	P126
15	「補助金・助成金つなぎ」申込書（助成つなぎ）	P127
16	創業計画添付書（創業）	P128
17	創業計画書（創業）	P130
18	創業支援内容証明申請書（創業・支援）	P133
19	個人情報の利用に関する同意書（創業・支援）	P134
20	先進的創業特例申請書（創業・先進）	P135
21	海外展開事業計画書（海外展開）	P136
22	海外展開支援内容証明申請書（海外展開）	P140
23	個人情報の利用に関する同意書（海外展開）	P141
24	設備投資計画書（設備立地）	P142
25	確認申請書（強化認定・革新）	P145
26	事業多角化・事業転換計画書（チャレンジ（事業多角化・事業転換））	P146
27	「チャレンジ」事業計画書（チャレンジ）	P151
28	事業承継計画書（承継一般（ウ①））	P155
29	事業計画書（事業承継）（承継一般（ウ②））	P160
30	事業承継支援内容証明申請書（承継・支援）	P163
31	個人情報の利用に関する同意書（承継・支援）	P164
32	M&A 確認書（承継 M&A）	P165
33	「経営一般」該当届（経営一般）	P166
34	倒産等企業届出書・名簿（経営一般）	P169
35	アスベスト対策計画書（経営一般）	P171
36	「改善支援」支援証明申請書（改善支援）	P172
37	「改善支援」に係る改善計画書（改善支援）	P173
38	「フェニックス金融支援パッケージ」該当届（フェニックス）	P175
39	個人情報の利用に関する同意書（改善支援）	P176
40	「特別借換」事業計画書（特別借換）	P177
41	情報提供に関する同意書（再生私的整理）	P178
42	事業転換・業態転換事業計画書	P179
43	事業転換・業態転換特例申込書	P180
44	情報提供に関する同意書（伴走全国・伴走対応）	P181
45	「コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等」の借換に係る事業計画書及び 情報提供等に関する同意書（コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等）	P182
46	「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資」 該当届（コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等）	P184

制度利用に当たり、この様式集をコピーして使用することができます。

DX・イノベ・産業育成支援申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
 名 称
 代 表 者
 電 話 ()

《 融資対象の区分 》（該当する場合、○印を付してください。）

	(1) 令和5年度東京都中小企業制度融資要項「(別紙1) 令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧① DX・イノベ・産業育成支援」に記載の事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たしている。
--	--

《 事業名/取組名 》

上記要件を満たしている事業名/取組名を記載してください。

令和5年度東京都中小企業制度融資要項（別紙1）の本メニュー欄に記載の事業/取組名から選んで記載してください。
項目番号：()
事業/取組名：

《 添付書類 》

上記《 事業名/取組名 》に係る必要書類名を「(別紙1) 令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧①」を参考に転記し、添付してください。

--

(※) 融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

受付機関記入欄		保証協会記入欄	
(受付日)	(受付機関名)	(受付日)	(担当・内定)
			千円

支援内容証明申請書

西暦 年 月 日

御中

東京信用保証協会保証申込みのため、証明願います。

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者 印
電 話 番 号

《 実施した支援の内容 》

支援事業名 :
支援の内容
(※ 支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)

上記のとおり、本団体において支援を実施したことを証明します。

西暦 年 月 日

印

担 当 者	
-------	--

※ 本証明の有効期間は、証明をした日より 30 日です。

※ 申請にあたっては、個人情報の利用に関する同意書 (様式 3) を併せて支援団体に提出してください。

個人情報の利用に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

私は、「DX・イノベ・産業育成融資」の申込みにあたり、以下の事項について同意いたします。

貴団体が、私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供及び授受すること。

住 所

氏 名

印

働き方改革支援申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所

名 称

代 表 者

電 話 ()

《 融資対象の区分 》 (該当または該当予定の次のいずれか 1 つに○印を付してください。)

テレワーク を含む	テレワーク を含まない	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1) 東京都の「テレワーク課題解決コンサルティング」の支援を受け、テレワークに取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2) 東京都の「テレワーク導入ハンズオン支援事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3) 東京都の「テレワーク定着促進フォローアップ事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(4) 東京都の「テレワーク促進事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5) 東京都の「TOKYO 働き方改革宣言企業」の承認を平成 31 年度以降に受け、働き方改革に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6) 東京都の「時差 Biz」に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいる。(テレワークを含まない場合は、2 ページ目のうち該当する取組にも○印を付してください。)

(該当または該当予定の次のいずれか 1 つに○印を付してください。また (14) 及び (15) について、賃上げ関連の取組により該当する場合には (賃) 欄にも○印を付してください。)

<input type="checkbox"/>	(7) 東京都の「家庭と仕事の両立支援促進企業」に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	(8) 東京都の「男性育休取得促進に向けた普及啓発事業」に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	(9) 東京都の「働きやすい職場環境づくり促進事業」に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	(10) 東京都の「ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ当応援事業」に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	(11) 東京都の「働くパパママ育業応援事業」に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	(12) 東京都の「育業によるパワーアップ応援事業」に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	(13) 東京都の「男性育業もっと応援事業」に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	(賃) (14) 東京都の「正規雇用等転換安定化支援助成金」の「結婚・育児支援加算」又は「賃上げ加算」の支給決定を受けている
<input type="checkbox"/>	(賃) (15) 東京都の「魅力ある職場づくり推進奨励金」の助成を受け、エンゲージメント向上に向けた職場づくりの推進に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	(16) 東京都の「育業中スキルアップ支援事業」に取り組んでいる。

<時差Biz 取組内容のうち、以下のいずれかに○印を付してください。（テレワークを含まないものに限る）>

	時差出勤		フレックス		サマータイム
	時短勤務		朝方勤務		インターバル制度
	その他の取組（普及啓発関連は除く）				

※ 女性の活躍推進に関する取組も行っている場合、次の項目にも○印を付してください。

	(17) 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に登録し項目1から14全てを公表している。
--	--

※ 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言も行っている場合、次の項目にも○印を付してください。

	(18) 東京都の「「テレワーク東京ルール」実践企業宣言」を行っている。
--	--------------------------------------

《今年度の具体的な取組》

テレワーク・育業等を始めとした働き方改革や女性の活躍推進等に関する今年度の具体的な取組（予定を含む）を記入してください。

※融資対象の区分(1)から(6)の「テレワークを含む」、(17)及び(18)に○印を付した場合は、今年度の具体的な取組（予定を含む）の欄に、それらの内容を必ず記入してください

《添付書類》

1 ページ目《事業名/取組名》に係る必要書類名を「(別紙1) 令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧①」を参考に転記し、添付してください。

(※) 融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

受付機関記入欄		保証協会記入欄	
(受付日)	(受付機関名)	(受付日)	(担当・内定)
			千円

ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
 名 称
 代 表 者
 電 話 ()

《 融資対象の区分 》 (該当する項目に○印を付してください。)

	(1) 認定NPO法人、特例認定NPO法人の認定を取得している
	(2) 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第 11 条第 1 項に規定するソーシャルファームの認証又は予備認証を取得している

《 今年度の具体的な取組 》

今年度実施を予定するソーシャルビジネス又はソーシャルファームの具体的な取組を記入してください。

《 添付書類 》 (該当するものに○印を付してください。)

	認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人として決定された際に、所管庁から発行された通知書面の写し
	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第 11 条第 1 項に基づくソーシャルファームの認証又は予備認証を取得していることが確認できる資料（東京都認証ソーシャルファーム認証書等）の写し

(※) 融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

受付機関記入欄		保証協会記入欄	
(受付日)	(受付機関名)	(受付日)	(担当・内定)
			千円

H T T ・ゼロエミッション支援申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
 名 称
 代 表 者
 電 話 ()

1. ≪ 融資対象の区分 ≫ (該当する場合、○印を付してください。)

	令和5年度東京都中小企業制度融資「(別紙2) 令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② H T T ・ゼロエミ又はゼロエミ・促進」に記載の事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たしている。
--	--

≪ 事業名/取組名 ≫

上記要件を満たしている事業名/取組名を記載してください。

令和5年度東京都中小企業制度融資要項 (別紙2) の本メニュー欄に記載の事業/取組名から選んで記載してください。	
項目番号：()	
事業/取組名：	

「ゼロエミ・促進」の要件を満たしている場合は下記にその事業名/取組名を記載してください。

令和5年度東京都中小企業制度融資要項 (別紙2) の本メニュー欄に記載の事業/取組名から選んで記載してください。	
項目番号：()	
事業/取組名：	

≪ 添付書類 ≫

上記≪ 事業名/取組名 ≫に係る必要書類名を「(別紙2) 令和5年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②」を参考に転記してください。

--

2. ≪ 今年度の具体的な取組 ≫

今年度実施を予定するH T T ・ゼロエミッション支援の具体的な取組を記入してください。

--

(※) この計画書は、融資申込時に金融機関等へ提出してください。
 (金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

受付機関記入欄		保証協会記入欄	
(受付日)	(受付機関名)	(受付日)	(担当・内定)
			千円

BCP・サイバーセキュリティ対策支援申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
 名 称
 代 表 者
 電 話 ()

《 融資対象の区分 》 (該当する項目に○印を付してください。)

<input type="checkbox"/>	(1) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「BCP 実践促進助成事業金」を利用している。
<input type="checkbox"/>	(2) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「BCP 策定講座 (ステージ2)」にてBCPを策定している
<input type="checkbox"/>	(3) BCPの策定・実施に係る商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会による支援を受けBCPを策定している
<input type="checkbox"/>	(4) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の「サイバーセキュリティ対策促進助成事業」を利用している
<input type="checkbox"/>	(5) 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) のSECURITY ACTIONの2段階目 (★★二つ星) の宣言済みである
<input type="checkbox"/>	(6) 東京都の「中小企業サイバーセキュリティ対策強化サポート」のサイバーセキュリティ対策強化支援を受けている

《 今年度の具体的な取組 》

今年度実施を予定するBCP・サイバーセキュリティ対策への具体的な取組を記入してください。

《 添付書類 》 (該当するものに○印を付してください。)

<input type="checkbox"/>	BCP 実践促進助成事業金の交付決定通知書の写し
<input type="checkbox"/>	事業継続計画 (BCP) の策定・実施に係る支援内容証明申請書
<input type="checkbox"/>	サイバーセキュリティ対策促進助成金の交付決定通知書の写し
<input type="checkbox"/>	SECURITY ACTION (★★) のロゴマーク使用の手続きが完了した旨のIPAからのメールの写し
<input type="checkbox"/>	東京都の「中小企業サイバーセキュリティ対策強化サポート」のサイバーセキュリティ対策強化支援に係る支援内容証明申請書

(※) 融資申込時に金融機関等へ提出してください。(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

受付機関記入欄		保証協会記入欄	
(受付日)	(受付機関名)	(受付日)	(担当・内定)
			千円

事業継続計画（BCP）の策定・実施に係る支援内容証明申請書

西暦 年 月 日

御中

東京信用保証協会保証申込みのため、証明願います。

(申請者) 住 所
 名 称
 代 表 者 印
 電 話 番 号

≪ BCP の策定・実施に係る支援の内容 ≫

支 援 の 開 始 日	年 月 日	直近1年の支援回数	回
支援の内容			
(※ 支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)			

上記のとおり、本団体において支援を実施したことを証明します。また、上記申請者からの要望に応じて、適宜、事業継続計画（BCP）に関する支援を行う方針です。

西暦 年 月 日

印

担 当 者	
-------	--

※ 本証明の有効期間は、証明をした日より 30 日です。

※ 申請にあたっては、個人情報の利用に関する同意書（様式 9）を併せて支援団体に提出してください。

個人情報の利用に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

私は、「社会課題解決融資（BCP・サイバーセキュリティ対策支援）」の申込みにあたり、以下の事項について同意いたします。

貴団体が、私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供及び授受すること。

住 所

氏 名

印

経営指導内容証明依頼書

西暦 年 月 日

商工会議所会頭 殿
支部会長 殿

「小口（支援特例）」の借入申込みをしたいので、証明願います。

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者 印
生年月日 年 月 日生
電 話 ()

《 事業概要 》

業 種		年 商	千円
業 歴 等	創業 年 月 (所在地 年)	資 本 金	千円
従 業 員 数	人 他家族/役員 人	他パート・アルバイト	人
主 な 事 業 内 容			
必要資金の 使いみち	運転資金 千円 (1 仕入資金 千円) 2 決済用資金 千円 3 諸経費支払資金 千円 4 その他 千円 ()	設備資金 千円 (1 店舗等 千円) 2 機械器具等 千円 3 その他 千円 ()	
	保証協会 利用残高※	年 月末現在 千円	所有不動産 有 無

※ 現在の残高は分かる範囲で結構です。

なお、今回の借入を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円を超える場合は、本制度は御利用いただけません。

個人情報に関する同意書

私は、本申込みをするにあたり、以下の事項について同意いたします。

貴商工会議所が、私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供及び授受すること。

住 所
氏 名 印

(商工会議所使用欄)

受付日
受付 NO

※ 本様式の「個人情報に関する同意書」の欄については、「小口零細企業保証制度」を利用する際に記名・押印する「情報共有に関する同意書」を提出していれば、記名・押印を省略することができます。

経営指導内容証明書

申 込 者	(フリガナ)		
	商号 (法人名)		
	(フリガナ)		明・大・昭・平 年 月 日生
	氏名 (代表者)		
上記申込者に対し、本団体において 6 か月以上にわたり、経営指導を実施したことを証明します。 <div style="text-align: right;">西暦 年 月 日</div>			
商工会議所会頭 支部会長 印			

≪ 事業概要 ≫

業 種	従 業 員 数	人	
		他家族／役員	人
		他パート・アルバイト	
		人	
主な事業内容 (具体的に)	業 歴 等	業 歴 年 月 日 (現在地での業歴 年)	

≪ 経営指導の実績 ≫

経営指導開始日	年 月 日	直近 6 ヶ月の指導回数	回
面 接	西暦 年 月 日	実 訪	西暦 年 月 日
	西暦 年 月 日		西暦 年 月 日
経営指導の内容 (経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策、その他 ())			
経営改善の効果			

≪ 確認事項 ≫ 確認を行った事項にチェックを付けてください。(申告書・決算書の確認は必須です。)

確認書類	<input type="checkbox"/> 申告書・決算書 (年 月期 / 年 月期) <input type="checkbox"/> 試算表 (年 月期) <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 借入金返済予定表	許 認 可 等	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有
納 税 確 認	<input type="checkbox"/> 法人税 (個人の場合は、所得税) <input type="checkbox"/> 事業税 (個人の場合は、個人事業税)		

※ 本証明書の有効期間は、発行日より 30 日です。

発 行 N O		経 営 指 導 員	
---------	--	-----------	--

経営指導内容証明依頼書

西暦 年 月 日

商工会長 殿

「小口（支援特例）」の借入申込みをしたいので、証明願います。

(申込者) 住 所
 名 称
 代 表 者 印
 生年月日 年 月 日生
 電 話 ()

《 事業概要 》

業 種		年 商	千円
業 歴 等	創業 年 月 (現在地 年)	資 本 金	千円
従 業 員 数	人 他家族／役員	人 他パート・アルバイト	人
主 な 事 業 内 容			
必要資金の 使 い み ち	運転資金 千円 (1 仕入資金 千円 2 決済用資金 千円 3 諸経費支払資金 千円 4 その他 千円 ())	設備資金 千円 (1 店舗等 千円 2 機械器具等 千円 3 その他 千円 ())	
保証協会 利用残高※	年 月 月末現在 千円	所有不動産	有 無

※ 現在の残高は分かる範囲で結構です。

なお、今回の借入を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円を超える場合は、本制度は御利用いただけません。

個人情報に関する同意書

私は、本申込みをするにあたり、以下の事項について同意いたします。

貴商工会が、私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供及び授受すること。

住 所
 氏 名 印

(商工会使用欄)

受付日

受付 NO

※ 本様式の「個人情報に関する同意書」の欄については、「小口零細企業保証制度」を利用する際に記名・押印する「情報共有に関する同意書」を提出していれば、記名・押印を省略することができます。

経営指導内容証明書

申 込 者	(フリガナ)		
	商号 (法人名)		
	(フリガナ)		明・大・昭・平 年 月 日生
	氏名 (代表者)		
上記申込者に対し、本団体において 6 か月以上にわたり、経営指導を実施したことを証明します。 西暦 年 月 日			
商工会長 印			

≪ 事業概要 ≫

業 種	従 業 員 数	人	他家族／役員	人
			他パート・アルバイト	人
主な事業内容 (具体的に)	業 歴 等	業歴 年 か月 (現在地での業歴 年)		

≪ 経営指導の実績 ≫

経営指導開始日	年 月 日	直近 6 ヶ月の指導回数	回
面 接	西暦 年 月 日	実 訪	西暦 年 月 日
	西暦 年 月 日		西暦 年 月 日
経営指導の内容 (経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策、その他 ())			
経営改善の効果			

≪ 確認事項 ≫ 確認を行った事項にチェックを付けてください。(申告書・決算書の確認は必須です。)

確認書類	<input type="checkbox"/> 申告書・決算書 (年 月期 / 年 月期) <input type="checkbox"/> 試算表 (年 月期) <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 借入金返済予定表		
納税確認	<input type="checkbox"/> 法人税 (個人の場合は、所得税) <input type="checkbox"/> 事業税 (個人の場合は、個人事業税)	許 認 可 等	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有

※ 本証明書の有効期間は、発行日より 30 日です。

発 行 N O		経 営 指 導 員	
---------	--	-----------	--

確認申請書

西暦 年 月 日

東京都 御中

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者 印
電 話 ()

東京信用保証協会保証申込みのため、私（当社）が、東京都が実施している下記事業による支援を受けたことを、確認願います。

記

- 1 事業名等：経営革新計画フォローアップ支援（実施フォローアップ）
- 2 支援実施日：西暦 年 月 日

上記のとおり、相違ないことを確認いたします。

西暦 年 月 日

東京都産業労働局商工部長 印

創業計画添付書

西暦 年 月 日

「創業融資 (創業)」を申し込むため、本紙に添付書類を添えて提出します。

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者

融資対象の区分 (融資実行の時点)	創業前 (融資対象 (1))・創業後 (融資対象 (2))・分社化 (融資対象 (3))				
開業形態	個人・法人	商号・屋号			
開業の住所					
開業年月日	年 月 日	電 話	()		
事業開始届出書の有無	有・無	資 本 金	円	従 業 員 数	人
他の事業との兼務状況	申込時において、他の事業を営んで (いる・いない)				
使用する創業計画書	(様式 17 ・ 公益財団法人東京都中小企業振興公社 ・ 区市町村) 所定の様式				

◀ 添付書類 ▶（金融機関及び保証協会の審査のために、この他の書類が必要になる場合があります。）

● 必ず添付いただく書類（※保証協会及びあつ旋機関から申込み場合、融資あつ旋用を使用ください。）

創業前（融資対象（1））の場合	
<input type="checkbox"/>	信用保証委託申込書（※）
<input type="checkbox"/>	信用保証委託契約書（※）
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いに関する同意書（※）
<input type="checkbox"/>	創業計画書
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書（申込人（予定代表者個人）のもの）
<input type="checkbox"/>	事業に必要な許認可書又はその写し（当該事業を営むため許可、認可、登録、届出等を必要とする業種のみ）
創業後（融資対象（2））・分社化（融資対象（3））の場合	
<input type="checkbox"/>	信用保証委託申込書（※）
<input type="checkbox"/>	信用保証委託契約書（※）
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いに関する同意書（※）
<input type="checkbox"/>	創業計画書（東京都中小企業振興公社又は区市町村の様式にて作成のものでの代用も可能）
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書（申込人及び連帯保証人のもの）
<input type="checkbox"/>	商業登記簿謄本（法人の場合）
<input type="checkbox"/>	確定申告書（決算書）の写し（原則直近2期分）
<input type="checkbox"/>	法人税又は事業税の納税が確認できる書類
<input type="checkbox"/>	個人事業の開廃業等届出書（個人の場合）
<input type="checkbox"/>	事業に必要な許認可書又はその写し（当該事業を営むため許可、認可、登録、届出等を必要とする業種のみ）

● 必要に応じて添付いただく書類

創業前・創業後・分社化共通	
<input type="checkbox"/>	定款の写し（法人の場合）
<input type="checkbox"/>	見積書又は契約書の写し（設備資金の場合）
<input type="checkbox"/>	不動産がある場合、不動産登記簿謄本（全部事項証明書）
<input type="checkbox"/>	工業所有権の登録を受けたことの証明書又はその写し
<input type="checkbox"/>	法律に基づく資格を有することの証明書又はその写し
<input type="checkbox"/>	勤務経験がある場合、それを確認できる書類（雇用証明書、源泉徴収票等）
<input type="checkbox"/>	所得証明書又は課税証明書 （申込人（融資対象1の場合予定代表者個人）又は代表者個人（法人の場合）のもの）
<input type="checkbox"/>	創業時から現在までの事業資金の推移が確認できるもの（事業用預金通帳等）
<input type="checkbox"/>	自己資金額等が確認できる次の書類（融資対象1で自己資金がある場合）
<input type="checkbox"/>	預 金：預金残高の推移が確認できるもの（預金通帳、証書等の写し）
<input type="checkbox"/>	敷金・人居保証金：差入金額等が確認できるもの（賃貸借契約書及び預り証等の写し）
<input type="checkbox"/>	事前導入事業用設備：支出した金額が確認できるもの（領収書等の写し）
<input type="checkbox"/>	その他自己資金：金額が確認できる客観的な証明書類の写し
<input type="checkbox"/>	借 入 金：返済予定表（借入残高が確認できるもの）等の写し

創業計画書

西暦 年 月 日

1 事業内容や創業動機

※ 確定申告を終了している方は、下表の記入は不要です。

業種	
	(1) 事業内容 (取扱品・主製品又はサービスなど)
	(2) 創業の目的と動機
	(3) 創業する事業の経験
	(4) 強み、セールスポイント及び競合状況
	(5) 補足説明 (創業する直前の職業、事前に必要な知識・技術・ノウハウの習得、事業協力者の有無、創業スケジュール等及び補足説明したいことを具体的に記入してください。)

2 事業の着手状況 (次のア～キまでのうち該当するものに○印を付し、確認できる書類等を添付してください。)

- | | | | |
|---|--------------------------------|---|-----------------------|
| ア | 機械器具・什器備品等を発注済みである。 | オ | 事業に必要な許認可等を受けている。 |
| イ | 土地・店舗を買収するための頭金等を支払い済みである。 | カ | 事業に必要な許認可の申請が受理されている。 |
| ウ | 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金等を支払い済みである。 | キ | その他 |
| エ | 商品・原材料等の仕入を行っている。 | | 〔 具体的内容 : 〕 |

3 販売先・仕入先

主な販売先・受注先	住 所	販売・受注予定額	回 収 方 法
		年 千円	現金・売掛・手形
		年 千円	現金・売掛・手形
		年 千円	現金・売掛・手形

主な仕入先・外注先	住 所	仕入・外注予定額	支 払 方 法
		年 千円	現金・買掛・手形
		年 千円	現金・買掛・手形
		年 千円	現金・買掛・手形

4 創業時の投資計画とその調達方法や内容

※ 金額が確認できる預金通帳の写し、残高証明、見積書、領収書等を添付してください。

※ 売上発生から 1 年以上経過している方又は確定申告を終了している方は、下表の記入は不要です。

合計残高試算表又は確定申告書 (決算書) を添付してください。

創業時の投資計画		金額 (千円)		調達方法・内容	金額 (千円)
設備資金	事業用不動産取得・敷金・入居保証金		自己資金	預金	
	改装費			預金以外	
	機械器具・什器備品等				
	① 設備資金 計			本件借入金	
運転資金	商品・原材料等の仕入資金		借入金		
	人件費・賃金等			その他の借入金	
	その他の資金		その他	その他の資金	
	② 運転資金 計				
合 計 (①+②)				合 計	

5 損益計画 (売上発生後 1 年未満の場合: 売上発生後 1 年毎、売上発生後 1 年以上の場合: 今期以降の決算見込)

項 目	1 年目 (1 期目)	【計算根拠】			
① 売 上 高	千円				
② 売 上 原 価 (仕入額、製造原価等)					
③ 売上総利益 (①-②)					
④ 人 件 費					
⑤ 地 代 家 賃					
⑥ 光 熱 費					
⑦ 減価償却費					
⑧ 支 払 利 息					
⑨ その他経費					
⑩ 販売管理費計 (④~⑨)		【損益計画】	売 上 高	営業利益	減価償却
⑪ 営 業 利 益 (③-⑩)		2 年目 (2 期目)			
		3 年目 (3 期目)			

6 自己資金額算定表 (個人が新たに創業する場合のみ記入してください。)

※ 金額が確認できる預金通帳の写し、残高証明、見積書、領収書等を添付してください。

内 訳		備 考	金額 (千円)
事業に充てるため用意した資産	普 通 預 金		
	定 期 預 金		
	有 価 証 券		
	敷金・入居保証金		
	資本金・出資金に充てる資金		
	当該事業用設備		
	その他資産 (不動産を除く。)		
合 計 ①			
借入金等	住 宅 ロ ー ン	年間返済額の 2 年分	
	設備導入のための長期借入金	年間返済額の 2 年分	
	その他長期借入金	借 入 金 全 額	
	合 計 ②		
自己資金額 (①-②)			

※ 自己資金額等については、保証協会において再計算します。

創業支援内容証明申請書

西暦 年 月 日

御中

「創業・創業支援特例」の借入申込みをしたいので、証明願います。

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者 印

《 創業の概要 》

開 業 形 態	個人・法人	商号・屋号*	
開 業 の 住 所			
開業(予定)年月日	年 月 日	資 本 金*	円
業 種			

※ 予定を含みます。

《 創業支援の内容 》

支 援 の 開 始 日	年 月 日	直近1年の支援回数	回
創業支援の内容(経営、財務、人材育成、販路開拓)			
(※ 支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)			

上記のとおり、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての分野に関する支援を継続的に行ったことを証明いたします。

西暦 年 月 日

印

担 当 者

※ 本証明の有効期間は、証明をした日より 30 日です。

※ 申請にあたっては、個人情報の利用に関する同意書(様式 19)を併せて支援団体に提出してください。

個人情報の利用に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

私は、「創業・創業支援特例」の申込みにあたり、以下の事項について同意いたします。

貴団体が、私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供及び授受すること。

住 所

氏 名

印

先進的創業特例申請書

西暦 年 月 日

御中

「先進的創業特例」を申し込むため、本紙に添付書類を添えて提出します。

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者

《 融資対象の区分 》（該当する場合、項目に○印を付してください。）

	(1) 令和 5 年度東京都中小企業制度融資「(別紙 2) 令和 5 年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一 覧② 先進的創業特例」に記載の事業/取組の実施事項及び必要書類の要件を満たしている。
--	---



《 事業名/取組名 》

上記要件を満たしている事業名/取組名を記載してください。

《 添付書類 》

上記《 事業名/取組名 》に係る必要書類名を「(別紙 2) 令和 5 年度 東京都中小企業
制度融資 融資対象一覧②」を参考に転記してください。

(※) この申請書は、融資申込時に金融機関等へ提出してください。
(金融機関等を経由して保証協会に送付されます。)

受付機関記入欄		保証協会記入欄	
(受付日)	(受付機関名)	(受付日)	(担当・内定)
			千円

海外展開事業計画書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
 名 称
 代 表 者
 電 話 ()

「販路開拓融資（海外展開支援）」を申し込むため、この海外展開事業計画書を提出します。

≪ 利用支援機関名 ≫ （該当するものがあれば○印を付してください。）

<input type="checkbox"/>	独立行政法人 日本貿易振興機構
<input type="checkbox"/>	独立行政法人 中小企業基盤整備機構
<input type="checkbox"/>	公益財団法人 東京都中小企業振興公社
<input type="checkbox"/>	その他（支援機関名等： ）

注) この計画書は、融資申込時に金融機関等へ提出してください。（金融機関等を経由して保証協会に送付されます。）

受付機関記入欄		保証協会記入欄	
(受付日)	(受付機関名)	(受付日)	(担当・内定)
			千円

1 事業計画

(1) 申込者の概要

名 称	業種及び主要製品	資 本 金	従 業 員 数	創 業
		千円	人	年 月

(2) 海外展開の概要

ア 海外展開先の国・地域名
イ 海外展開の形態 (現地法人設立、合弁、代理店、輸出入取引等)
ウ 提供・取引する商品及びサービス
エ 商品及びサービスの流通・展開方法
オ 取引先の企業名・決済方法

(3) 事業計画全体のスケジュール・実施内容・所要資金の概要

期 間	実 施 内 容	所要資金(千円)	うち融資申込分
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
※ 必要に応じ、詳細な事業計画書を添付してください。		合 計	

(4) 申込事業に係る資金計画

調達先	金額 (千円)	金利 (予定・年利)	返済期間	備考
		%	年	(今回申込分)
		%	年	
		%	年	
自己資金		—	—	
その他		%	年	増資・資産売却・その他(○で囲む)
合計		—	—	

(5) 損益計画

(千円)

	直近期 ／ 期	1年後 ／ 期	2年後 ／ 期	3年後 ／ 期
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売管理費				
営業利益				
営業外収益				
営業外費用 (うち支払利息・割引料)	()	()	()	()
経常利益				
特別損益				
法人税等				
当期純利益				
減価償却費				

2 海外展開の取組

(1) 取組の目的・動機
(2) 海外展開経験の有無、必要な人材・技術の確保の見込み
(3) 海外展開時に想定される不確実性やリスク
(4) (3) に対応するための取組、支援機関等による支援内容
(5) 海外展開後に許容されるリスクや損失の範囲、対応策 (撤退基準等を含む)

※ 必要に応じ、資料・写真等を添付してください。

※ この欄に書ききれない場合は、適宜、別紙に記載し添付してください。

海外展開支援内容証明申請書

西暦 年 月 日

御中

「販路開拓融資（海外展開支援）」の借入申込みをしたいので、証明願います。

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者 印
電 話 番 号

≪ 海外展開に係る支援の内容 ≫

支 援 の 開 始 日	年 月 日
支援の内容及び今後の見込み等	
<p>(※ 支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)</p>	

上記のとおり、本団体における支援の実施を証明します。また、上記申請者からの要望に応じて、適宜、海外展開に関する支援を行う方針です。

西暦 年 月 日

印

担 当 者

※ 本証明の有効期間は、証明をした日より 30 日です。

※ 申請にあたっては、個人情報の利用に関する同意書（様式 22）を併せて、支援機関（独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人東京都中小企業振興公社）に提出してください。

個人情報の利用に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

私は、「販路開拓融資（海外展開支援）」の申込みにあたり、以下の事項について同意いたします。

貴団体が、私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供及び授受すること。

住 所
氏 名

印

1 申込者の概要

名 称			
代 表 者			
立 地 場 所*			
目 的			
立 地 時 期*	工場等の建設 着工（予定）	年	月 日
	工場等の建設 完成予定	年	月 日
	操業開始（「増設」で建設中も操業継続の場合、不要）	年	月 日
	「増設」の場合、新設当時（前回増設当時）の操業開始	年	月 日

※「設備投資」の場合は記入不要です。

2 設備投資計画（該当箇所に記入してください。）

資金用途		融資対象額 (千円)	計画総額 (千円)	用途の概要（具体的に記入してください。）		
設備資金	土 地			購入 m ²	借地 m ²	
	建 物			建設 m ²	購入 m ²	賃貸 m ²
	機 械 設 備			機 械 名 @ 千円/台 × 台		
	そ の 他			(具体的に)		
運転資金	仕 入 資 金			@ 千円/月 × 月		
	人 件 費			@ 千円/月 × 月		
	市 場 開 拓 費			市場調査費	宣 伝 費	そ の 他
	そ の 他			(具体的に)		
合 計				—		

3 資金計画

調 達 先	金額 (千円)	金利 (予定・年利)	返 済 期 間	備 考
		%	年	(今回申込分)
		%	年	
		%	年	
自 己 資 金		—	—	
そ の 他		%	年	増資・資産売却・その他(○で囲む)
合 計		—	—	

4 損益計画

(千円)

	直近期 ／ 期	1 年後 ／ 期	2 年後 ／ 期	3 年後 ／ 期
売 上 高				
売 上 原 価				
売上総利益				
販売管理費				
営業利益				
営業外収益				
営業外費用 (うち支払利息・割引料)	()	()	()	()
経常利益				
特別損益				
法人税等				
当期純利益				
減価償却費				

5 人員計画

(人、千円)

	直近期 ／ 期	1 年後 ／ 期	2 年後 ／ 期	3 年後 ／ 期
常勤役員				
常勤従業員				
臨時従業員				
合 計				
人 件 費				

確認申請書

西暦 年 月 日

東京都 御中

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者 印
電 話 ()

東京信用保証協会保証申込みのため、私（当社）が、東京都が実施している下記事業による支援を受けたことを、確認願います。

記

- 1 事業名等：経営革新計画フォローアップ支援（実施フォローアップ）
- 2 支援実施日：西暦 年 月 日

上記のとおり、相違ないことを確認いたします。

西暦 年 月 日

東京都産業労働局商工部長 印

1 申込者の概要 (現況) 及び事業多角化・事業転換の概要

現在の事業の概要	名 称			代 表 者 名	(才)	
	資 本 金	千円	従 業 員 数	人	決 算 期	月決算
	創 業 時 期	個人・法人 明・大・昭・平 年 月 (個人から法人化した場合はその時期: 年 月)				
	営 業 内 容	事 業 内 容	製 品 (商 品) 名	年 間 売 上 高	業 種	
					製 造・卸 売・小 売 サ-ビス・建 設・運 送 (該当業種に○印)	
				受注生産	%	
				見込生産	%	
事業多角化・事業転換の概要	事業多角化・事業転換先の業 種					
	主な取扱品目 (業務内容)					
	事業多角化・事業転換の開始時期	年 月 日 から				
	事業多角化・事業転換の実施場所	名 称				
		所 在 地	敷地	m ² 、建物	m ² (うち工場又は店舗	m ²)
本計画に係る連絡担当者	氏 名			電 話	()	
	所 属 部 署			F A X	()	

2 人員計画

人員計画	区 分	現在の状況	⇒	従前の事業	新たな事業	合 計	備 考
	常 勤 役 員	人	計 画 実 施	人	人	人	
	常 勤 従 業 員						
	臨 時 従 業 員						
	合 計						

3 事業多角化・事業転換（新たな事業）を行う理由及び内容（具体的に記入してください。）

（1）事業多角化・事業転換を行う前の状態（どのような事業を行っていて、どういう状態か）

（2）事業多角化・事業転換先の業種を行う理由

（3）事業多角化・事業転換の具体的内容

（多角化・転換事業が、現在行っている事業と通常同一の業種と認められる場合は、原材料・生産加工技術・用途・販路・機能のいずれかが異なることを明記してください。）

4 製品 (商品) 売上高計画及び新たな事業の売上高計画の算出明細 (千円)

	従前の事業 ^{※1}	新たな事業 ^{※2}	新たな事業の売上高計画の算出明細 ^{※3}	合 計
直近の決算額 年間売上高				
計画初年度 年間売上高 (/ ~ /)				
	%	%	—	100%
計画第2年度 年間売上高 (/ ~ /)				
	%	%	—	100%

※1「従前の事業」とは、現在行っている事業で継続又は廃止する事業です。(事業転換の場合は転換前の事業)

※2「新たな事業」とは、今後新たに開始する事業です。(事業転換の場合は転換後の事業)

※3「算出明細」は、算出基礎となった製品名・製品単価・販売数量等を記入し、その説明を具体的に記入してください。

5 投資計画 (計画全体の投資額です。該当箇所に記入してください。)

資金用途		金額 (千円)	用途の概要 (具体的に記入してください。)					
設備 資金	土 地		購 入	m ²	借 地	m ²		
	建 物		建 設	m ²	購 入	m ²	賃 貸	m ²
	機 械 設 備		機 械 名 @ 千円/台 × 台					
	そ の 他		(具体的に)					
運 転 資 金	仕 入 資 金		@ 千円/月 × 月 (6ヶ月を限度とする。)					
	人 件 費		@ 千円/月 × 月 (6ヶ月を限度とする。)					
	市 場 開 拓 費		市場調査費	宣伝費	そ の 他			
	そ の 他		(具体的に)					
合 計			—					

6 資金計画

調達先	金額（千円）	金利（予定・年利）	返済期間	備考
		%	年	（今回申込分）
		%	年	
		%	年	
自己資金		—	—	
その他		%	年	増資・資産売却・その他（○で囲む）
合計		—	—	

7 損益計画

（千円）

	直近の額	計画初年度（ / ~ / ）			計画第2年度（ / ~ / ）		
		従前の製品売上	新たな製品売上	合計	従前の製品売上	新たな製品売上	合計
① 売上高							
② 材料費							
③ 外注加工費							
④ 総加工高 （①－②－③）							
⑤ 人件費							
⑥ 支払利息							
⑦ 減価償却費							
⑧ その他経費							
⑨ ⑤～⑧の計							
⑩ その他収益							
⑪ 税引前利益 （④－⑨＋⑩）							

※ 販売業・サービス業等の場合は、売上原価を「② 材料費」に、売上総利益を「④ 総加工高」に記入してください。

※ 「⑥ 支払利息」は、借入金全ての支払利息を記入してください。

※ 「⑧ その他経費」は、広告宣伝費、家賃、光熱水費等を記入してください。

1 事業計画

(1) 申込者の概要

名 称	業種及び主要製品	資 本 金	従 業 員 数	創 業
		千円	人	年 月

(2) 事業計画全体のスケジュール・実施内容・所要資金の概要

期 間	実 施 内 容	所要資金(千円)	うち融資申込分
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

※ 必要に応じ、詳細な事業計画書を添付してください。

合 計		
-----	--	--

(3) 申込事業に係る資金計画

支 出 計 画 (千円)	
設 備 費	
仕 入 資 金	
外 注 費	
人 件 費	
そ の 他	
合 計	

資 金 調 達 計 画 (千円)	
融 資 申 込	
そ の 他 借 入	
補 助 金 等	
自 己 資 金	
そ の 他	
合 計	

(4) 損益計画

(千円)

	販売開始初年度 (/ ~ /)			販売開始2年度 (/ ~ /)		
	従前の 製品売上	新たな 製品売上	合 計	従前の 製品売上	新たな 製品売上	合 計
売上高						
経常利益						

※ 新製品・新サービス等を販売開始する等の予定がない場合は、「新たな製品売上」欄の記入は不要です。

(5) 導入設備の内訳 (融資申込分)

機 械 名	用途・機能	所要額 (千円/1台×台)

※ カタログ・見積書を添付してください。

(6) その他

連 絡 先	(担当部署) (氏 名) (電 話)
事 業 の 実 施 場 所	(住 所) 都 道 府 県 区 市 町 村
外 部 指 導 協 力 者 等	
工 業 所 有 権	(種 類) 特許権・意匠権・実用新案権 を 出願中・登録済* (出願・登録時期) 年 月 日 (番 号)
公 的 機 関 の 助 成 ・ 融 資	(機 関 名) (制 度 名) (助成・融資年度) 年度 (助成金の場合、交付決定書の写しを添付してください。)

※ 工業所有権については、出願申請・特許公報等の写しを添付してください。

2 事業の内容

(1) 申込事業を実施するに至った、現在の技術・製品・サービス・事業システム等の状況及び問題点

(2) 上記(1)の状況や問題点を改善・解決するために、申込者が採ろうとする方法・手段
(その方法や手段を用いる必要性や重要性などもできるだけ詳細に記入してください。)

(3) 上記(2)の方法・手段によって取り組む具体的な内容(新技術・新製品等の研究開発を伴う場合は、その新規性等をできるだけ詳細に)及びそれによって期待される成果

(4) 今後の市場開拓の方法(技術・製品の開発等を行う場合)及び成果を活用した事業展開の方向性

※ 必要に応じ、資料・写真等を添付してください。

※ この欄に書ききれない場合は、適宜、別紙に記載し添付してください

1 被承継者（事業）の概要等

被承継者（事業）の概要	名 称			代 表 者 名							
	資 本 金	千円	従 業 員 数	人	決 算 期	月決算					
	創 業 時 期	個人・法人 明・大・昭・平 年 月 (個人から法人化した場合はその時期： 年 月)									
	承 継 予 定 日	年 月 日									
	被 承 継 事 業 (全体)の業種	※ 一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。									
	主 な 取 扱 品 目 (業務内容)	※ 一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。			受 注 生 産	%					
					見 込 生 産	%					
	企 業 の 沿 革 本人の経歴	(現在地での営業年数： 年 月)									
	取 引 先 の 状 況	主 な 販 売 先	会 社 名	構 成 比 (%)	回 収 条 件 (%)		主 な 仕 入 先	会 社 名	構 成 比 (%)	回 収 条 件 (%)	
					現 金	手 形				現 金	手 形
納 税 状 況	() 年度	法 人 税 ・ 所 得 税	事 業 税		許 認 可 等	種 類					
	税 額	円	円			名 義 人					
	納 税 額	円	円			名 義 変 更	済・年 月 日 予定				
	未 納 額	円	円			番 号					
						有 効 期 間	年 月 日～年 月 日				
承継する事業の 名称・実施場所 (予 定)	(申込者の本店又は支店登記が現在東京都内がない場合のみ記入してください。)										
	名 称 _____										
	所 在 地 _____										

2 事業承継の経緯（具体的に記入してください。）

(1) 承継者と被承継者（その代表者を含む。）の関係
(2) 事業承継を行う理由

3 事業承継の対象物

※ 承継の範囲が全部承継の場合、下表の記入は不要です。（承継時の貸借対照表を添付してください。）

	対 象	金 額（千円）	使 途 の 概 要
流 動 資 産	売掛債権（売掛金・手形）		
	在庫		
	その他流動資産		
固 定 資 産	土地		
	建物		
	営業権・特許権・借地権		
	その他固定資産		
流 動 負 債	買掛債務（買掛金・手形）		
	短期借入金		
	（うち保証付借入金）	（ ）	
	その他流動負債		
固 定 負 債	長期借入金		
	（うち保証付借入金）	（ ）	
	その他固定負債		

※ 承継の区分が「代表者の交代」の場合は、下記の 4 及び 6 を記入し、「事業の譲渡」の場合は、下記の 5 及び 6 を記入してください。

4 承継計画 (※ 「代表者の交代」の場合に記入) (千円)

		承継前 (/ 期)	1 年目 (/ 期)	2 年目 (/ 期)	3 年目 (/ 期)	4 年目 (/ 期)	5 年目 (/ 期)	6 年目 (/ 期)	7 年目 (/ 期)	8 年目 (/ 期)	9 年目 (/ 期)	10 年目 (/ 期)
事業	売上高											
	経常利益											
	従業員数											
現経営者	年齢											
	役職											
	関係者の理解											
	持株 (%)											
後継者	年齢											
	役職											
	後継者教育											
	持株 (%)											
事業承継において計画的に取り組む事項												
本件の申込みに至った経緯												

5 承継前後の損益実績及び計画（※ 「事業の譲渡」の場合に記入） (千円)

	期		期		期		期	
	(承継者実績)	%	(被承継者実績)	%	(承継者計画)	%	(被承継者計画)	%
売上高		100		100		100		100
売上原価								
売上総利益								
販売管理費								
営業利益								
営業外収益								
営業外費用 (うち支払利息・割引料)	()		()		()		()	
経常利益								
特別損益								
法人税等								
当期純利益								
減価償却費								
従業員数		人		人		人		人
売上高・利益の根拠、財 源不足の補填方法等	(この欄に書ききれない場合は、適宜、別紙に記載し添付してください。)							
本件の申込み に至った経緯								

6 資金計画

調達先	金額(千円)	金利(予定・年利)	返済期間	備考
		%	年	(今回申込分)
		%	年	
		%	年	
自己資金		—	—	
その他		%	年	増資・資産売却・その他(○で囲む)
合計		—	—	

1 実施した事業承継の概要等

承継直前決算期における被承継者（事業）の概要	名 称				代 表 者 名						
	資 本 金	千円	従 業 員 数	人	決 算 期	月決算					
	創 業 時 期	個人・法人 明・大・昭・平 年 月 (個人から法人化した場合はその時期： 年 月)									
	承継実施日	年 月 日									
	被承継事業 (全体)の業種	※ 一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。									
	主な取扱品目 (業務内容)	※ 一部承継の場合、承継対象を○で囲んでください。					受注生産	%			
							見込生産	%			
	企業の沿革 本人の経歴	(現在地での営業年数： 年 月)									
	取引先 の 状 況	主 な 販 売 先	会 社 名	構 成 比 (%)	回 収 条 件 (%)		主 な 仕 入 先	会 社 名	構 成 比 (%)	回 収 条 件 (%)	
					現 金	手 形				現 金	手 形
納 税 状 況	() 年度	法 人 税 ・ 所 得 税		事 業 税		種 類					
	税 額	円		円		名 義 人					
	納 税 額	円		円		名 義 変 更	済・ 年 月 日 予定				
	未 納 額	円		円		番 号					
						有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
承継した事業の 名称・実施場所		(申込者の本店又は支店登記が現在東京都内にはない場合のみ記入してください。)									
		名 称 _____ 所在地 _____									

2 事業承継の経緯（具体的に記入してください。）

(1) 承継者と被承継者（その代表者を含む。）の関係
(2) 事業承継を行った理由

3 事業計画

（千円）

	承継前直近期 ／ 期 (実績)	承継後1年目 ／ 期 (実績・計画)	2年目 ／ 期 (実績・計画)	3年目 ／ 期 (実績・計画)	4年目 ／ 期 (実績・計画)	5年目 ／ 期 (計画)
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販売管理費						
営業利益						
営業外収益						
営業外費用 (うち支払利息・割引料)	()	()	()	()	()	()
経常利益						
特別損益						
法人税等						
当期純利益						
減価償却費						
従業員数	人	人	人	人	人	人
売上高・利益の根拠、 財源不足の補填方法等	(この欄に書ききれない場合は、適宜、別紙に記載し添付してください。)					
本件の申込み に至った経緯						

事業承継支援内容証明申請書

西暦 年 月 日

御中

「事業承継融資（事業承継（事業承継支援特例）」の借入申込みをしたいので証明願います。

（申請者） 住 所
 名 称
 代 表 者 印
 電 話 番 号

＜ 事業承継に係る支援の内容 ＞

支 援 の 開 始 日	年 月 日	直近1年の支援回数	回
支援の内容及び今後の見込み等			
(※ 支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)			

上記のとおり、本団体において支援を実施したことを証明します。また、上記申請者からの要望に応じて、適宜、事業承継に関する支援を行う方針です。

西暦 年 月 日

印

担 当 者

※ 本証明の有効期間は、証明をした日より 30 日です。

※ 申請にあたっては、個人情報の利用に関する同意書（様式 31）を併せて支援団体に提出してください。

個人情報の利用に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

私は、「事業承継融資（事業承継（事業承継支援特例）」）の申込みにあたり、以下の事項について同意いたします。

貴団体が、私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供及び授受すること。

住 所
氏 名

印

「経営一般」 該当届

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代 表 者
電 話 ()

次ページのとおり、「経営安定融資 (経営一般)」の融資対象に該当することを届け出ます。

《 注意事項 》

- (1) この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- (2) この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- (3) この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、**金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。**

◀ 該当事由 ▶

次の 1～6 の中で該当するもの一つを選んで番号に○印を付し、枠内に必要事項を記入してください。

1 最近 3 か月間の売上高が前年同期と比較して、5%以上減少している。

売上高 減少の理由		
最近 3 か月間の売上高 (年 月～ 年 月)	前年同期の売上高 (年 月～ 年 月)	減 少 率 (5%以上が要件)
(a)	(b)	$100 - (a \div b) \times 100$
千円	千円	%

※ 売上高が確認できる書類 (試算表、帳簿の写し等) を添付してください。

※ 「最近 3 か月間の売上高」は「実績」(申込みの前々月を含む 3 か月間) の記入が原則です。ただし、「売上高減少の理由」から、今後の売上減少が確実に認められる場合には、例外的に「今後 3 か月間 (申込みの翌月を含めた 3 か月) の売上見込み」を記入することができます。

2 最近 3 か月間の売上高が令和 2 年 1 月以前の直近同期と比較して、5%以上減少している。

売上高 減少の理由		
最近 3 か月間の売上高 (年 月～ 年 月)	R2/1 月以前の直近同期の売上高 (年 月～ 年 月)	減 少 率 (5%以上が要件)
(a)	(b)	$100 - (a \div b) \times 100$
千円	千円	%

※ 売上高が確認できる書類 (試算表、帳簿の写し等) を添付してください。

※ 「最近 3 か月間の売上高」は「実績」(申込みの前々月を含む 3 か月間) の記入が原則です。ただし、「売上高減少の理由」から、今後の売上減少が確実に認められる場合には、例外的に「今後 3 か月間 (申込みの翌月を含めた 3 か月) の売上見込み」を記入することができます。

3 製品等の売上原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。

(1) 原油等の仕入単価の上昇

最近 1 か月間の平均仕入単価 (年 月)	前年同期の平均仕入単価 (年 月～ 年 月)	上 昇 率 (20%以上が要件)
(a)	(b)	$(a \div b) \times 100 - 100$
千円	千円	%

(2) 原油等が売上原価に占める割合

売上原価に対応する仕入価格 (年 月)	最新の売上原価 (年 月)	依 存 率 (20%以上が要件)
(a)	(b)	$(a \div b) \times 100$
千円	千円	%

(3) 製品等価格への転嫁の状況

最近 3 か月間の平均仕入単価 (年 月 ~ 年 月)	最近 3 か月の平均売上高 (年 月 ~ 年 月)	割 合
(a)	(b)	$(a \div b) \times 100$
千円	千円	%
前年同期の平均仕入単価 (年 月 ~ 年 月)	前年同期の平均売上高 (年 月 ~ 年 月)	割 合
(c)	(d)	$(c \div d) \times 100$
千円	千円	%

※ (1) ~ (3) の内容が確認できる書類 (試算表、帳簿の写し等) を添付してください。

4 金融機関からの総借入が前年同期と比較して 10%以上減少している。

直近の借入金残高 (年 月 日)	前年同期の借入金残高 (年 月 日)	減 少 率 (10%以上が要件)
(a)	(b)	$100 - (a \div b) \times 100$
千円	千円	%

※ 借入金残高が確認できる書類 (決算書、試算表、帳簿の写し等) を添付してください。

※ 借入金には「手形割引」及び「電子記録債権割引」を含みません。

5 倒産等企業に事業上の債権を有している。

倒産等企業の名称	倒産等企業の所在地	債 権 額
		千円

※ 債権額が確認できる書類 (請求書や帳簿の写し等) を添付してください。

※ 倒産等企業の確認ができること又は倒産等企業が東京都へ届出をしていることが必要です。

6 災害により事業活動に影響を受けている。

災害による影響	

※ 当該災害について官公庁が発行する災害証明を添付してください。

No.

融資受付期間 年 月 日 ~ 年 月 日

倒産等企業届出書 (経営支援融資関連)

(フリガナ) 倒産等企業名				
(フリガナ) 代 表 者 名				
住 所				
主たる事業				
資本金額	千円	従業員数	人	
倒産等の態様 (該当に○印)	<input type="checkbox"/>	破産手続開始の申立て	<input type="checkbox"/>	民事再生手続開始の申立て
	<input type="checkbox"/>	会社更生手続開始の申立て	<input type="checkbox"/>	特別精算手続開始の申立て
	<input type="checkbox"/>	特定調定の申立て	<input type="checkbox"/>	会社解散手続の開始
	<input type="checkbox"/>	債権者集会による私的整理	<input type="checkbox"/>	電子交換所の取引停止処分
倒産等事由発生日 (法的手続きについては申立日)	年 月 日			
負債総額	千円	(うち東京都内	千円)	
債権者数	企業	(うち東京都内	企業)	
倒産等関連中小企業者名簿 (東京都内)	別紙のとおり			
西暦 年 月 日				
東京都知事 殿				
上記のとおり届け出ます。				
住 所 法人名・商号 (又は債権者集会名) 代 表 者				
連絡責任者				
氏 名				
電 話		()		

(届出の問い合わせ先) 東京都産業労働局金融部金融課 03 (5320) 4877

アスベスト対策計画書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
 名 称
 代 表 者
 電 話 ()

「経営安定融資 (経営一般)」を申し込むため、この書類を提出します。

1 工事概要

所 在 地			
所有者の住所・氏名※			
建 物 等 の 概 要	主たる用途		床 面 積
	構造・階数		アスベスト 使用面積
工 事 の 種 類	解体工事		改修工事
施 行 業 者			
実 施 予 定 日	年 月 日	～	年 月 日
休 業 予 定 日	年 月 日	～	年 月 日

※ 法人については、法人名及び代表者名、主たる事務所の所在地を記入してください。

2 資金計画

支 出		調 達	
工 事 費 用	千円	借 入 金	千円
所要運転資金※1	千円	うち本件	千円
そ の 他	千円	自 己 資 金	千円
合 計	千円	合 計	千円

※1) 下記により算出してください。

$$\boxed{\text{所要運転資金}} \leq \boxed{\text{当該物件での年商}^{\ast 2}} \div 365 \times \boxed{\text{休業日数}^{\ast 3}}$$

※2) 当該物件での前年度売上高が確認できる書類 (試算表、帳簿の写し等) を添付してください。

※3) 準備期間と工事期間 (調査等の期間を含む) の合計日数を記入してください。

《 注意事項 》

この計画書に基づき、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の可否や融資金額が決定されます。

「改善支援」 支援証明申請書

西暦 年 月 日

御中

「改善支援」の借入申込みをしたいので、証明願います。

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者 印
電 話 番 号

《 実施した経営支援の内容 》

支 援 の 開 始 日	年 月 日
経営支援の内容及び支援担当者所見	
<p>(※ 経営支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)</p>	

上記のとおり、本団体における経営支援の実施を証明します。また、本団体における経営支援を踏まえて、「改善支援」に係る改善計画書 (様式 38) を作成したことを確認しました。

西暦 年 月 日

印

担 当 者

※ 申請にあたっては、個人情報の利用に関する同意書 (様式 39) を併せて、支援機関に提出してください。

※ 本証明の有効期間は、証明をした日から 1 年間です。本証明の複写及び上記の《作成書類》の複写を指定金融機関へ提出してください。なお、有効期間経過後に再度本融資メニューへの申込みをする場合には、再度本証明の発行が必要となります。

「改善支援」に係る改善計画書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
 名 称
 代 表 者
 電話番号

1 申込者の概要等

① 現状の課題	<窮境原因> 例：主要取引先の減産の影響による受注減少
	<現状の課題> 例：新たな取引先の開拓が不十分、売上に比して営業規模に過剰感がある
② 改善策	①で識別した課題に対する改善策の方向性及びその具体的な内容
	②を踏まえ、「2 損益計画及び貸借対照表計画」の中で、重要となる項目を記載
③ 中長期の計数目標	②を踏まえ、「2 損益計画及び貸借対照表計画」の中で、重要となる項目を記載
	②を踏まえ、「2 損益計画及び貸借対照表計画」の中で、重要となる項目を記載

(注) 枠内に書ききれない場合は、適宜、別紙に記載し添付してください。

2 損益計画及び貸借対照表計画

(単位: 千円)

	直近期 年 月期	計画 0 年目 年 月期	計画 1 年目 年 月期	計画 2 年目 年 月期	計画 3 年目 年 月期
【PL 関係】					
(A) 売上高					
(B) 売上原価					
(C) 売上総利益					
(D) 販管費					
(E) 営業利益					
(F) 経常利益					
(G) 当期純利益					
(H) 減価償却費					
(I) 売上総利益率					
(J) 営業利益率					
(K) 経常利益率					
【BS 関係】					
(L) 現預金			—	—	—
(M) 売上債権					
(N) 棚卸資産					
(O) 仕入債務					
(P) 短期借入金			—	—	—
(Q) 長期借入金			—	—	—
(R) 社債			—	—	—
【その他】					
(S) 固定資産取得額					
(T) 固定資産売却額					
(U) 簡易 CF (*1)					
(V) 営業 CF (*2)					
(W) フリーCF (*3)					

(* 1) (U) 簡易 CF = (G) 当期純利益 + (H) 減価償却費

(* 2) (V) 営業 CF = (U) 簡易 CF - (M) 売上債権増加額 + (O) 仕入債務増加額 - (N) 棚卸資産増加額

(* 3) (W) フリーCF = (V) 営業 CF - (S) 固定資産取得額 + (T) 固定資産売却額

(注 1) その他必要に応じて計画の根拠資料等を添付してください。

(注 2) 【その他】の(V)及び(W)を任意記載項目とします。また、個人事業主で所得税を白色申告している方は、【BS 関係】及び【その他】を任意記載項目とします。

「フェニックス金融支援パッケージ」該当届

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所
 名 称
 代 表 者
 電 話 ()

下記のとおり、「経営安定融資 (経営改善)『フェニックス金融支援パッケージ』」の融資対象に該当することを届け出ます。

記

本融資の利用要件である、申込時点で残高のあるコロナ関連融資の状況を記入してください。
 (該当する全ての融資を記載する必要はありません。)

(単位:千円)

	融資メニュー名*	金融機関	当初借入額	現在残高	借入日	返済期日
例	令和 2 年度感染症対応	●●銀行	60,000	60,000	2020/10/1	2030/10/1
借換元 既往 融資						
	合 計		-		-	-

※ 融資メニューは以下から選択して記載:

「危機対応 (新型コロナウイルス感染症に係るもののみ)」「感染症対応」「感染症借換」「感染症全国」「伴走全国」「伴走対応」「事業・業態転換 (令和 4 年度までの受付分のみ)」「コロナ借換」「ウクライナ・円安等」「コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等」

《 注意事項 》

- (1) この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- (2) この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- (3) この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

個人情報の利用に関する同意書

西暦 年 月 日

御中

私は、「経営安定融資（経営改善）」の申込みにあたり、以下の事項について同意いたします。

貴団体が、私に関する個人情報を本制度の適切な運営の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供及び授受すること。

住 所

氏 名

印

「特別借換」事業計画書

西暦 年 月 日

住 所

申 込 人

1. 借入申込みの内容

(千円)

	金融機関	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
既往借入金		年 月 日				年 月 日
		年 月 日				年 月 日
		年 月 日				年 月 日
		年 月 日				年 月 日
		年 月 日				年 月 日
	① 小計 ^{※1}		— A		—	
	② 増額借入希望額		B			回返済
	③ 借入申込額 (①+②)		A+B			年 月 日

※1 本融資により借り換える既往の保証付融資の状況を記入してください。

2. 今後計画的に取り組む事項 (次の1～3の中で該当する番号に○印を付し、具体的に記入してください。)

1. 売上・受注の増加を図る	2. 収益性の向上を図る	3. その他
----------------	--------------	--------

3. 経営の実績及び見込

(千円)

	前期実績	今年度見込	翌年度見込	補足・コメント ^{※2}
売上高				
売上総利益				
販売管理費				
人件費				
減価償却費				
その他				
営業利益				
営業外損益				
経常利益				
当期利益				

※2 必要に応じて記入してください。

※ 既に作成済みの事業計画書等を添付する場合は、2. 及び3. の記入を省略することができます。

この度の借換資金については、申込人の金融正常化に寄与し、かつ事業経営に利益となるもので、当————では今後とも積極的に支援育成していく方針です。

金融機関本・支店名

代表者名

情報提供等に関する同意書

西暦 年 月 日

私（当社）は、「企業再生（私的整理）」の利用に関し、融資及び保証審査等に必要な私（当社）に関する情報について、東京信用保証協会及び下記に指定する東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関並びに支援機関等の間で提供し合うこと及び共有することに同意します。

情報提供等に同意する機関等

（取扱指定金融機関の名称）

（支援機関等の名称）

（会社名）

（代表者）

印

事業転換・業態転換事業計画書

計画策定日 西暦 年 月 日

1 申込者の概要

法人名 代表者名 又は氏名	
所在地	
現在の営業内容	

2 事業転換・業態転換等にかかる取組

主な取組内容を以下から選択し、売上の発生有無について記載してください

取組形態	<input type="checkbox"/> 業態転換 <input type="checkbox"/> 事業多角化 <input type="checkbox"/> 事業転換
新たな取組 についての 売上発生	<input type="checkbox"/> 済（西暦 年 月） <input type="checkbox"/> 未了 ※売上が発生していない場合は、新たな取組に着手していることが客観的に分かる資料の提出が必要となる場合があります。

(1) 今回の取組の具体的内容（エネルギー関連の取組を含む。再掲可。）について記載してください。

（現状分析（業況、強み・弱み・機会・脅威等）を踏まえて記載してください）

【取組の具体的内容】

【上記のうち、エネルギー関連の取組】

(2) 本取組によって期待できる効果（省エネルギー削減効果を含む。再掲可。）について記載してください。

【期待できる成果】

【上記のうち、期待できる省エネルギー削減効果】

..... 金融機関使用欄

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていることについて、次のとおり確認しております。

①確認年月日・確認時刻

西暦 年 月 日	時 分
---	----------------

②確認方法

電話	来店面談	訪問面談	その他（ ）
----	------	------	-------------------

③金融機関名・支店名・確認者名

金融機関名	支店名	確認者名

情報提供等に関する同意書

西暦 年 月 日

当社（私）は、「伴走全国」及び「伴走対応」の利用に関し、
 （金融機関名）が保有する以下に掲げる当社（私）の情報を、
 以下に掲げる利用目的のために東京信用保証協会及び東京都に対して提供すること及び3者間に
 て共有することについて同意します。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
①決算・税務申告及び財務評価に関する情報 ②業種・従業員数	政策効果の検証

【情報提供に係る意思確認記録※金融機関が記載】

本同意書が申込人の意思に基づいて作成されていることを次のとおり確認します。

確認日	確認時間	確認方法	金融機関支店名・ 確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他（ ）	

（住 所）

（会 社 名 又 は 氏 名）

（代表者名（法人の場合））

「コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等」の 借換に係る事業計画書及び情報提供に関する同意書

西暦 年 月 日

当社（私）は、以下について認識し、「コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等」での借換を申し込みます。
（本融資で利子補給対象である借入を借り換えた場合、借換元の利子補給は終了します。）

1 申込者の概要

法人名 代表者名又は氏名	
所在地	
現在の事業内容	

2 借入申込の内容 本融資により借換を行う既往融資の状況を記入してください。 （単位：千円）

	融資メニュー名 ^{※1}	金融機関	当初借入額	現在残高	月返済額	借入日	返済期日
(例)	令和2年度感染症対応	●●銀行	60,000	60,000	1,000	2020/10/1	2030/10/1
借換元既往融資							
	① 小計		-			-	-
	② 増額借入希望額		-			-	-
	③ 借入申込額（①+②）		-			-	-

※1 融資メニューは「令和2年度感染症対応」「令和2年度感染症借換」「令和2年度危機対応※2」「令和元年度感染症対応」「令和元年度感染症借換」「令和元年度危機対応※2」。

※2 感染症に係るもののみ

3 経営の実績及び見込 （単位：千円・年）

	前期実績	今年度見込	翌年度見込	翌々年度見込
	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
売上高				
売上総利益				
販売管理費				
人件費				
減価償却費				
その他				
営業利益				
経常利益				
税引後当期利益				

上記の事業計画を実現するために取り組む事項及び今年度を含む今後3年間の経営改善に向けた具体的な取組目標

「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢 ・円安・エネルギー等対応緊急融資」該当届

年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代表者
電 話

ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因を発端として、以下の該当事由のとおり事業活動に影響が生じているので、東京都中小企業制度融資の「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資」の融資対象に該当することを届け出ます。また、申込者は《 同意事項 》について同意いたします。

【該当事由】

ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因を発端として、事業活動に影響を受けている理由と、本融資による業況改善に向けた取組を記入してください。

--

「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が直近同期と比較して 10%以上減少していること。

最近又は今後 3 か月間の売上高 (年 月 ~ 年 月)	直近同期の売上高 (年 月 ~ 年 月)	減少率 (10%以上が要件)
(a)	(b)	$100 - (a \div b) \times 100$
千円	千円	%

《 同意事項 》

当該融資に関して東京都、東京信用保証協会、取扱金融機関のいずれかが知るに至った申込者に関する情報(申込者が個人である場合におけるその個人情報を含む。)を必要な範囲で、東京都、東京信用保証協会、取扱金融機関との間で提供し合うこと及び共有すること。

【注意事項】

- この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。
その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

金融機関使用欄

本該当届が申込者の意思に基づいて正しく記載されていることについて、次のとおり確認しております。

① 確認年月日・確認時刻

西暦	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

② 確認方法

電話	来店面談	訪問面談	その他 ()
----	------	------	---------

③ 金融機関名・支店名・確認者名

金融機関名	支店名	確認者名